

# 参考資料

## [共通]

- ① 放課後事業等一覧 ..... p. 1

## [放課後事業]

- ② 名古屋市放課後事業実施要綱 ..... p. 3
- ③ 放課後事業実施校登録・参加児童数実績一覧  
(令和7年度・令和6年度・令和5年度) ..... p. 32
- ④ トワイライトルーム実施校選択事業登録及び選択事業参加実績一覧  
(令和8年4月・令和7年度・令和6年度) ..... p. 38
- ⑤ プレイルーム以外の主な活動場所の利用状況について ..... p. 40
- ⑥ 地域協力員の人数と主な体験活動について ..... p. 42
- ⑦ トワイライトスクール基本方針図・トワイライトルーム基本方針図 ..... p. 44
- ⑧ 「名古屋市トワイライト要配慮児童等対応業務委託」概要 ..... p. 46  
(別添資料) トワイライトスクール及びトワイライトルームにおける  
配慮を要する児童への対応について (通知) ..... p. 49
- ⑨ トワイライトスクール・トワイライトルームにおける食物アレルギー  
対応指針 ..... p. 74
- ⑩ 放課後事業の再参加について ..... p. 109
- ⑪ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 ..... p. 111
- ⑫ 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の  
留意事項について ..... p. 121
- ⑬ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正す  
る省令について ..... p. 122
- ⑭ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴  
う留意事項について ..... p. 123
- ⑮ 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例 ..... p. 124
- ⑯ 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例 ..... p. 126
- ⑰ 本市主催の放課後事業スタッフ研修開催実績 (令和7年度・令和6年度) p. 128
- ⑱ 愛知県放課後児童支援員認定資格研修実施要綱 (抜粋) 及び研修科目  
一覧 ..... p. 130
- ⑲ 令和7年度土曜学習プログラムの実施状況 ..... p. 134
- ⑳ 名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体コンソーシアム  
(共同事業体) 取扱要領 ..... p. 135
- ㉑ 名古屋市指名停止要綱 ..... p. 143

## [生涯学習開放]

- ㉒ 名古屋市生涯学習開放実施要綱 ..... p. 158
- ㉓ 学校開放事業非常災害時等の休止等に関する要綱 ..... p. 161

[共通]①放課後事業等一覧

| ①  | ②     | ③       | ④        | ⑤             | ⑥   | ⑦                         | ⑧   | ⑨        | ⑩          | ⑪         | ⑫     |
|----|-------|---------|----------|---------------|-----|---------------------------|-----|----------|------------|-----------|-------|
| 区名 | 学校コード | 学校名     | 郵便番号     | 所在地           | 部屋数 | プレイルーム面積(m <sup>2</sup> ) | 設置階 | 開始年月     | 放課後事業種別(※) | 生涯学習開放実施校 | 基本額区分 |
| 千種 | 2102  | 春岡小学校   | 464-0848 | 春岡二丁目5番38号    | 2   | 108                       | 1   | 平成10年9月  | スクール       |           | C     |
| 千種 | 2103  | 千種小学校   | 464-0858 | 千種三丁目2番5号     | 2   | 108                       | 1   | 平成15年5月  | スクール       |           | D     |
| 千種 | 2104  | 高見小学校   | 464-0073 | 高見一丁目7番1号     | 2   | 113                       | 1   | 平成12年6月  | スクール       |           | F     |
| 千種 | 2106  | 田代小学校   | 464-0831 | 観月町2丁目41番地    | 2   | 108                       | 1   | 平成14年6月  | スクール       |           | J     |
| 千種 | 2107  | 上野小学校   | 464-0082 | 上野二丁目6番1号     | 2   | 108                       | 1   | 平成11年7月  | スクール       |           | G     |
| 千種 | 2108  | 東山小学校   | 464-0035 | 橋本町3丁目20番地    | 2   | 152                       | 1   | 平成12年5月  | スクール       |           | J     |
| 千種 | 2109  | 自由ヶ丘小学校 | 464-0044 | 自由ヶ丘2丁目15番24号 | 2   | 115                       | 1   | 平成20年6月  | スクール       |           | E     |
| 千種 | 2110  | 千石小学校   | 464-0858 | 千種一丁目1番52号    | 2   | 108                       | 1   | 平成21年3月  | ルーム        |           | B     |
| 千種 | 2111  | 富士見台小学校 | 464-0015 | 富士見台2丁目1番地    | 2   | 97                        | 1   | 平成14年5月  | ルーム        |           | I     |
| 千種 | 2112  | 星ヶ丘小学校  | 464-0801 | 星ヶ丘1丁目4番地     | 2   | 108                       | 3   | 平成18年5月  | スクール       |           | D     |
| 千種 | 2113  | 宮根小学校   | 464-0008 | 宮根台二丁目10番19号  | 1   | 89                        | 2   | 平成16年5月  | スクール       |           | B     |
| 千種 | 2114  | 千代田橋小学校 | 464-0011 | 千代田橋二丁目3番7号   | 2   | 108                       | 2   | 平成17年6月  | スクール       |           | C     |
| 千種 | 2115  | 見付小学校   | 464-0817 | 見附町3丁目1番地の3   | 2   | 180                       | 1   | 平成13年5月  | スクール       |           | F     |
| 千種 | 2116  | みやこ小学校  | 464-0075 | 内山一丁目4番15号    | 3   | 159                       | 2   | 令和8年4月   | スクール       |           | D     |
| 中  | 2604  | 松原小学校   | 460-0017 | 松原三丁目5番3号     | 2   | 96                        | 1   | 平成12年5月  | ルーム        |           | C     |
| 昭和 | 2701  | 鶴舞小学校   | 466-0064 | 鶴舞一丁目1番85号    | 1   | 65                        | 1   | 平成10年7月  | スクール       |           | D     |
| 昭和 | 2702  | 吹上小学校   | 466-0002 | 吹上町1丁目22番地    | 2   | 108                       | 1・2 | 平成17年6月  | スクール       |           | F     |
| 昭和 | 2703  | 村雲小学校   | 466-0052 | 村雲町26番16号     | 1   | 86                        | 1   | 平成18年6月  | スクール       |           | E     |
| 昭和 | 2704  | 松栄小学校   | 466-0848 | 長戸町2丁目1番地     | 2   | 123                       | 2   | 平成16年5月  | ルーム        |           | J     |
| 昭和 | 2705  | 御器所小学校  | 466-0034 | 明月町1丁目32番地    | 1   | 115                       | 1   | 平成11年10月 | スクール       |           | H     |
| 昭和 | 2706  | 広路小学校   | 466-0853 | 川原通8丁目21番地    | 2   | 108                       | 1   | 平成12年5月  | ルーム        |           | F     |
| 昭和 | 2707  | 八事小学校   | 466-0838 | 五軒家町25番地      | 1   | 75                        | 1   | 平成20年6月  | スクール       |           | C     |
| 昭和 | 2708  | 白金小学校   | 466-0058 | 白金二丁目2番5号     | 2   | 108                       | 1   | 平成13年5月  | スクール       |           | B     |
| 昭和 | 2709  | 川原小学校   | 466-0852 | 萩原町2丁目1番地     | 1   | 86                        | 2   | 平成18年6月  | スクール       |           | I     |
| 昭和 | 2710  | 滝川小学校   | 466-0826 | 滝川町131番地      | 2   | 143                       | 1・2 | 平成19年5月  | スクール       | ○         | F     |
| 昭和 | 2711  | 伊勝小学校   | 466-0805 | 伊勝町2丁目100番地   | 2   | 108                       | 1   | 平成14年5月  | スクール       |           | F     |
| 港  | 3110  | 成章小学校   | 455-0061 | 東土古町1丁目3番地    | 2   | 153                       | 1   | 平成18年5月  | ルーム        |           | C     |
| 守山 | 3301  | 大森小学校   | 463-0021 | 大森四丁目401番地    | 1   | 87                        | 1   | 平成16年5月  | スクール       |           | D     |
| 守山 | 3302  | 小幡小学校   | 463-0011 | 小幡一丁目3番4号     | 2   | 108                       | 1   | 平成12年6月  | ルーム        |           | J     |
| 守山 | 3303  | 守山小学校   | 463-0015 | 西島町6番27号      | 2   | 108                       | 2   | 平成12年6月  | ルーム        |           | H     |
| 守山 | 3304  | 廿軒家小学校  | 463-0064 | 更屋敷16番16号     | 2   | 104                       | 1   | 平成15年5月  | スクール       |           | E     |
| 守山 | 3305  | 鳥羽見小学校  | 463-0076 | 鳥羽見二丁目17番6号   | 2   | 105                       | 2   | 平成20年6月  | スクール       |           | B     |
| 守山 | 3306  | 瀬古小学校   | 463-0078 | 瀬古東三丁目1303番地  | 2   | 108                       | 1   | 平成18年6月  | スクール       |           | D     |

| ①  | ②     | ③       | ④        | ⑤                 | ⑥   | ⑦                         | ⑧   | ⑨        | ⑩          | ⑪         | ⑫     |
|----|-------|---------|----------|-------------------|-----|---------------------------|-----|----------|------------|-----------|-------|
| 区名 | 学校コード | 学校名     | 郵便番号     | 所在地               | 部屋数 | プレイルーム面積(m <sup>2</sup> ) | 設置階 | 開始年月     | 放課後事業種別(※) | 生涯学習開放実施校 | 基本額区分 |
| 守山 | 3307  | 志段味東小学校 | 463-0001 | 大字上志段味字道光323番地の2  | 2   | 116                       | 1   | 平成14年10月 | スクール       |           | G     |
| 守山 | 3308  | 志段味西小学校 | 463-0004 | 深沢二丁目177番地        | 2   | 115                       | 1   | 平成20年6月  | ルーム        |           | D     |
| 守山 | 3309  | 白沢小学校   | 463-0092 | 白沢町233番地          | 2   | 151                       | 1   | 平成14年6月  | スクール       |           | F     |
| 守山 | 3310  | 本地丘小学校  | 463-0031 | 本地が丘908番地         | 1   | 92                        | 1   | 平成17年5月  | スクール       |           | A     |
| 守山 | 3311  | 苗代小学校   | 463-0046 | 苗代二丁目10番6号        | 2   | 108                       | 2   | 平成25年4月  | スクール       |           | F     |
| 守山 | 3312  | 天子田小学校  | 463-0037 | 天子田二丁目1501番地      | 2   | 108                       | 1   | 平成13年6月  | ルーム        |           | D     |
| 守山 | 3313  | 二城小学校   | 463-0088 | 鳥神町248番地          | 2   | 110                       | 1   | 平成20年6月  | スクール       |           | D     |
| 守山 | 3314  | 森孝東小学校  | 463-0033 | 森孝東一丁目442番地       | 2   | 108                       | 2   | 平成21年1月  | スクール       |           | A     |
| 守山 | 3315  | 森孝西小学校  | 463-0035 | 森孝一丁目1108番地       | 2   | 109                       | 2   | 平成11年9月  | スクール       |           | C     |
| 守山 | 3316  | 西城小学校   | 463-0084 | 西城二丁目14番3号        | 2   | 106                       | 1   | 平成19年6月  | スクール       |           | C     |
| 守山 | 3317  | 大森北小学校  | 463-0021 | 御膳洞321番地          | 2   | 108                       | 1   | 平成13年5月  | スクール       |           | D     |
| 守山 | 3318  | 小幡北小学校  | 463-0011 | 小幡北1801番地         | 2   | 108                       | 2   | 平成10年7月  | ルーム        |           | D     |
| 守山 | 3319  | 吉根小学校   | 463-0004 | 吉根一丁目1601番地       | 2   | 173                       | 1   | 平成19年6月  | スクール       |           | H     |
| 守山 | 3320  | 下志段味小学校 | 463-0003 | 桜坂一丁目1502番地       | 2   | 147                       | 1   | 平成24年4月  | スクール       |           | J     |
| 守山 | 3321  | 上志段味小学校 | 463-0001 | 大字上志段味字大塚1220番地の2 | 2   | 125                       | 1   | 令和3年4月   | スクール       |           | J     |
| 天白 | 3601  | 天白小学校   | 468-0055 | 池場二丁目1109番地       | 2   | 108                       | 1   | 平成11年7月  | ルーム        |           | I     |
| 天白 | 3602  | 野並小学校   | 468-0045 | 野並一丁目60番地         | 2   | 108                       | 1   | 平成12年4月  | スクール       |           | G     |
| 天白 | 3604  | 八事東小学校  | 468-0063 | 音聞山1801番地         | 2   | 102                       | 2   | 平成16年4月  | スクール       |           | J     |
| 天白 | 3605  | 表山小学校   | 468-0069 | 表山二丁目701番地        | 1   | 90                        | 1   | 平成18年5月  | スクール       |           | G     |
| 天白 | 3606  | 平針小学校   | 468-0012 | 向が丘一丁目620番地       | 2   | 153                       | 1・2 | 平成15年5月  | ルーム        |           | F     |
| 天白 | 3607  | 平針南小学校  | 468-0020 | 平針南四丁目402番地       | 2   | 108                       | 3   | 平成24年6月  | スクール       |           | E     |
| 天白 | 3608  | 植田小学校   | 468-0007 | 植田本町一丁目1201番地     | 2   | 108                       | 1   | 平成21年10月 | スクール       |           | E     |
| 天白 | 3610  | 山根小学校   | 468-0038 | 山根町189番地          | 1   | 109                       | 3   | 平成17年6月  | スクール       |           | E     |
| 天白 | 3611  | 相生小学校   | 468-0035 | 境根町36番地           | 2   | 108                       | 2   | 平成14年6月  | スクール       |           | C     |
| 天白 | 3612  | 大坪小学校   | 468-0072 | 大坪二丁目1601番地       | 2   | 180                       | 1   | 平成15年6月  | ルーム        |           | D     |
| 天白 | 3613  | 原小学校    | 468-0015 | 原五丁目601番地         | 2   | 108                       | 1   | 平成19年6月  | スクール       |           | G     |
| 天白 | 3614  | 植田南小学校  | 468-0051 | 植田三丁目301番地        | 2   | 108                       | 1   | 平成21年11月 | スクール       |           | G     |
| 天白 | 3615  | 平針北小学校  | 468-0011 | 平針一丁目501番地        | 2   | 108                       | 1   | 平成13年6月  | スクール       |           | C     |
| 天白 | 3616  | 植田北小学校  | 468-0002 | 焼山二丁目1302番地       | 2   | 125                       | 1   | 平成18年5月  | スクール       |           | D     |
| 天白 | 3617  | 植田東小学校  | 468-0006 | 植田東三丁目1003番地の1    | 2   | 113                       | 1   | 平成21年6月  | ルーム        |           | H     |
| 天白 | 3618  | たかしま小学校 | 468-0023 | 高坂町89番地           | 2   | 108                       | 1   | 令和6年4月   | スクール       |           | F     |

※ ⑩「放課後事業種別」欄は、トワイライトスクール実施校は「スクール」、トワイライトルーム実施校は「ルーム」と表記しています。

なお、トワイライトスクール実施校においても、学区の子育て家庭の状況等を踏まえ、事業履行期間内に本市がトワイライトルームに移行することを決定する場合があります。

# 名古屋市放課後事業実施要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、小学校年齢期の児童が豊かな放課後を過ごすことを目的とした放課後事業（小学校施設において実施するトワイライトスクール及びトワイライトルームをいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (運営主体)

第2条 放課後事業の運営は、この事業の目的を理解し、放課後の事業運営を円滑に実施できる法人格を有する団体等に委託することができる。

## 第2章 トワイライトスクール

### (実施事業)

第3条 教育委員会は、放課後等に、子どもたちが学年の異なる友達と自由に遊び、学び、体験活動に参加し、地域の人々の知識や経験を生かした世代間交流をすることなどを通して、子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むとともに、地域における子育て支援の推進や生涯学習の振興などを図るための事業として、トワイライトスクール（以下「スクール」という。）を実施する。

2 スクールは、社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく教育事業であるが、次世代育成支援を総合的に推進するため、子ども青少年局長が教育委員会の補助執行をする。

### (実施場所)

第4条 スクールは、名古屋市立の小学校（別表1に掲げる小学校及びトワイライトサマーarium実施要綱の別表第1に掲げる小学校を除く。）において実施する。

### (開設日及び活動時間)

第5条 スクールの開設日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く、月曜日から土曜日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、開設日以外の日に開設することができる。

2 前項に規定する開設日における活動時間は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合はこの限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合はスクールを休止又はスクールの活動時間を短縮する。

(1) 学校教育活動に支障があると校長が認めるとき。

(2) 名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）に規定する授業日（以下「授業のある日」という。）は午前11時の時点で、規則に規定する休業日（以下「授業のない日」という。）は午前7時の時点で、名古屋市に暴風警報又は暴風雪警報（以下「暴風警報等」という。）が発令されている場合及びその時点で発令された場合。ただし、授業のない日においては、午前11時の時点で暴風警報等が解除された場合は、午後1時から実施

する。

(3) 授業のある日は午前11時の時点で、授業のない日は午前7時の時点で、当該小学校の学区に避難指示及び特別警報が発令された場合及びその時点後に発令された場合。ただし、授業のない日においては、午前11時の時点で避難指示及び特別警報が解除された場合は、午後1時から実施する。

(4) 授業のある日は午前11時の時点で、授業のない日は午前7時の時点で、名古屋市地域防災計画に規定する職員の第4非常配備に相当する事由が発生している場合及びその時点後に発生した場合。ただし、授業のない日においては、午前11時の時点でその事由が消滅している場合には、午後1時から実施する。

(5) 授業のある日は午前11時の時点で、授業のない日は午前7時の時点で、名古屋市地域防災計画に規定する職員の第3非常配備に相当する事由が発生し、かつ、当該小学校若しくはその周辺に相当の被害が発生し、又は発生するおそれがあると教育委員会が認める場合。ただし、授業のない日においては、午前11時の時点でその事由が消滅している場合には、午後1時から実施する。

(6) 台風の接近に伴い、学校の休校が前日に決定された場合。

(7) その他教育委員会が必要と認めるとき。

4 前項第1号から第6号までの規定にかかわらず、教育委員会がスクールの実施に支障がないと認めるときは、活動を行うことができる。

5 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合のスクールの休止又はスクールの活動時間の短縮は、発表の都度、教育委員会から指示するものとする。

#### (スクールの対象児童)

第6条 スクールの対象児童は、原則として各小学校に在籍する児童又は当該学区に在住する小学校1年生から6年生までの児童で参加を希望する者とする。

#### (スクールへの参加登録)

第7条 スクールへの参加を希望する児童の保護者は、参加を希望する年度ごとにトワイライトスクール参加申込書(第1号様式)を教育委員会に提出するものとする。

2 前項の保護者は、参加にあたり、保険関係費を払い込み、払込受領書をトワイライトスクール参加申込書(第1号様式)に貼付して提出するものとする。

#### (届出)

第8条 前条の規定により参加登録をした児童の保護者は、登録児童若しくは保護者の氏名又は住所等に変更があったときは、速やかにトワイライトスクール参加申込内容変更届(第2号様式)を教育委員会へ提出するものとする。

#### (預り金)

第9条 スクールを運営する者は、この事業を実施するに際して、行事等に要する費用の一部を徴収することができる。

#### (運営スタッフ)

第10条 スクールの運営スタッフとして、運営指導者及び地域協力員を配置するものとする。

る。

- 2 運営指導者はスクールの運営全般の総括及び総合調整を行い、地域協力員は児童の見守りや活動支援などを行うものとする。

#### (運営連絡会)

第11条 スクールの運営についての意見の聴取等のため、小学校ごとに運営連絡会を置くものとする。

- 2 運営連絡会の委員は、学区における様々な地域団体の代表者や学校関係者等で構成する。

第12条から第17条まで 削除

### 第3章 トワイライトルーム

#### (実施事業)

第18条 市長は、第3条第1項に規定する事業とともに保護者が家庭にいないことなどにより、子育てへの援助を希望する家庭の児童に対して、より生活に配慮した事業（以下「選択事業」という。）を行うトワイライトルーム（以下「ルーム」という。）を実施することができる。

#### (準用)

第19条 第2章（第3条及び第4条を除く。）の規定は、ルームの実施に関し必要な事項について準用する。この場合において、これらの規定中「スクール」とあるのは「ルーム」と、「教育委員会」とあるのは「市長」と、第5条中「別表第2」とあるのは「別表第3」と、「午前7時」とあるのは「午前6時（土曜日は午前7時）」と、第7条中「トワイライトスクール参加申込書（第1号様式）」とあるのは「トワイライトルーム参加申込書（第9号様式）」と、第8条中「トワイライトスクール参加申込内容変更届（第2号様式）」とあるのは「トワイライトルーム参加申込内容変更届（第13号様式）」と読み替えるものとする。

#### (ルームの実施校)

第20条 ルームは、名古屋市立の別表第1に掲げる小学校において実施する。

#### (選択事業の対象児童)

第21条 選択事業の対象児童は、第19条の規定により読み替えて準用する第7条の規定により参加申込みをしたルームの登録者のうち、保護者が家庭にいないことなどにより子育てへの援助を希望する家庭の児童で市長が認める者とする。

- 2 一のルームにおける選択事業の登録児童の定員は、40名とする。ただし、参加状況を踏まえ、運営上支障がないと市長が認める場合は、定員を超えて受け入れることができる。

#### (選択事業登録)

第22条 選択事業への登録を希望する児童の保護者は、トワイライトルーム参加申込書のほかに、子育てへの援助を希望する事由を申告及び申立する書類を添付してトワイライトルーム選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書（第10号様式）又はトワイライトル

ーム選択事業継続登録申請書(第10号の2様式)を、登録を希望する年度ごとに市長に提出するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、本条の規定による申請書の提出を省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認のうえ、登録の可否をトワイライトルーム選択事業登録(一時利用登録)承諾書兼利用料決定通知書(第11号様式)又はトワイライトルーム選択事業登録・減免不承諾通知書(第12号様式)により保護者に通知するものとする。ただし、この場合において、市長は、保護者が次条第2項に規定する利用料又は第25条第3項に規定する一時利用料を滞納しているときは、別に規定するところにより選択事業の登録を不承諾とすることができる。
- 3 前項の規定により選択事業に登録された児童(以下「選択登録児童」という。)の保護者は、選択事業登録の内容の変更を希望するときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書(第14号様式)を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認のうえ、登録内容の変更の可否をトワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決定通知書(第15号様式)又はトワイライトルーム選択事業登録・減免不承諾通知書(第12号様式)により保護者に通知するものとする。
- 5 選択事業の登録期間などの取扱いについては、別に定める。

#### (利用料)

第23条 選択登録児童の保護者は、利用料を負担する。

- 2 前項の利用料の額は、児童1人につき、18時まで利用する場合は月額1,500円、19時まで利用する場合は月額6,500円とする。
- 3 市長は、前条第2項の規定により選択事業への登録を承諾したときは、前項に規定する利用料の額をトワイライトルーム選択事業登録(一時利用登録)承諾書兼利用料決定通知書(第11号様式)により当該保護者に通知するものとする。
- 4 選択事業の登録期間が月の途中で開始又は終了する場合における当該月の利用料は、第2項に規定するとおりとする。
- 5 前条第4項の規定により月の途中で選択事業登録の時間帯の変更の決定を受けた場合における当該月の利用料は、第2項に規定する19時まで利用する場合の額とする。

#### (利用料の減免)

第24条 市長は、選択登録児童の保護者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該保護者の申請により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について、利用料を減免することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者 前条第2項に規定する利用料の2分の1に相当する額
- (2) 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年名古屋市条例第43号)第2条第1項第2号及び第3号に規定する児童の保護者(同条第2項第4号に規定するひとり親家庭の母等を除く。) 前条第2項に規定する利用料の2分の1に相当する額

(3) その他市長が認める者 市長が定める額

- 2 前項の規定により利用料の減免を受けようとする者は、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書（第10号様式）、トワイライトルーム選択事業継続登録申請書(第10号の2様式)又はトワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書（第14号様式）に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、利用料の減免の申請をした際、減免を受けようとする事由を証明する書類がやむを得ない理由により添付できず、減免の承認を受けることができなかつた利用者は、登録の決定日から起算して30日以内にトワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書（第14号様式）に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して提出することにより、遡って減免の承認を受けることができるものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、利用料の減免の可否をトワイライトルーム選択事業登録（一時利用登録）承諾書兼利用料決定通知書（第11号様式）、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決定通知書（第15号様式）又はトワイライトルーム選択事業登録・減免不承諾通知書(第12号様式)により保護者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により減免の承認の決定を受けている保護者は、第1項各号に掲げる事由に該当しなくなつたときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を確認のうえ、減免の承認内容の変更についてトワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決定通知書（第15号様式）により保護者に通知するものとする。
- 6 市長は、第3項により減免の承認の決定を受けている保護者が第1項各号に掲げる事由に該当しなくなつたと認めるときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録及び減免取消通知書（第20号様式）により保護者に通知するものとする。
- 7 利用料の減免は第3項に規定する減免の承認の決定を受けた日の属する月以降の利用料に適用するものとし、利用料の減免の取消しは第6項に規定する減免の取消しの決定を受けた日の属する月の翌月以降の利用料に適用するものとする。

#### （一時利用）

- 第25条 保護者（第19条の規定により読み替えて準用する第7条の規定により参加申込みをした者に限る。以下この条において同じ。）の就労、傷病、災害、事故、出産、親族の看護又は介護及び冠婚葬祭等やむを得ない事由により、一時的に利用を必要とする場合は、選択登録児童以外の児童であっても、一時的に選択登録児童を対象とする時間帯に参加（以下「一時利用」という。）することができる。ただし、ルームの運営上支障がある場合はこの限りでない。
- 2 一時利用する児童の保護者は、事業の実施に要する費用の一部（以下「一時利用料」という。）を負担する。

- 3 一時利用料の額は、児童1人につき、1日1,000円とする。
- 4 一時利用への登録を希望する児童の保護者は、登録を希望する年度ごとにトワイライトルーム選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書（第10号様式）又はトワイライトルーム選択事業継続登録申請書（第10号の2様式）をあらかじめ市長に提出するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認のうえ、登録の可否をトワイライトルーム選択事業登録（一時利用登録）承諾書兼利用料決定通知書（第11号様式）又はトワイライトルーム一時利用登録・減免不承諾通知書（第18号様式）により保護者に通知するものとする。この場合において、市長は保護者が第23条第2項に定める利用料又は第3項に定める一時利用料を滞納しているときは、別に定めるところにより一時利用の登録を不承諾とすることができる。
- 6 前項の規定により一時利用の登録の承諾を受けた保護者が、一時利用を希望するときは、トワイライトルーム一時利用申込書（第16号様式）を一時利用しようとする日の前日までに市長に提出するものとする。

#### （一時利用料の減免）

- 第26条 市長は、一時利用登録児童の保護者が第24条第1項の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該保護者の申請により、第24条第1項の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について、利用料を減免することができる。
- 2 前項の規定により一時利用料の減免を受けようとする者は、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書（第10号様式）又はトワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書（第14号様式）に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、利用料の減免の申請をした際、減免を受けようとする事由を証明する書類がやむを得ない理由により添付できず、減免の承認を受けることができなかつた利用者は、登録の決定日から起算して30日以内にトワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書（第14号様式）に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して提出することにより、遡って減免の承認を受けることができるものとする。
  - 3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、一時利用料の減免の可否をトワイライトルーム選択事業登録（一時利用登録）承諾書兼利用料決定通知書（第11号様式）、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決定通知書（第15号様式）又はトワイライトルーム一時利用登録・減免不承諾通知書（第18号様式）により保護者に通知するものとする。
  - 4 前項の規定により減免の承認の決定を受けている保護者は、第24条第1項各号に掲げる事由に該当しなくなったときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。
  - 5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認のうえ、減免の承認内容の変更についてトワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決

定通知書（第15号様式）により保護者に通知するものとする。

- 6 市長は、第3項の規定により減免の承認の決定を受けている保護者が第24条第1項各号に掲げる事由に該当しなくなると認めるときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録及び減免取消通知書（第20号様式）により保護者に通知するものとする。
- 7 利用料の減免は第3項に規定する減免の承認の決定を受けた日の属する月以降の利用料に適用するものとし、利用料の減免の取消しは第6項に規定する減免の取消しの決定を受けた日の属する月の翌月以降の利用料に適用するものとする。

#### （選択事業利用料及び一時利用料の納付方法）

第26条の2 選択事業利用料及び一時利用料は、原則として、口座振替又は自動払込みの方法により納付するものとする。

#### （選択事業利用料及び一時利用料の還付）

第27条 既納の利用料及び一時利用料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について、還付することができる。

- (1) 地震、火災その他災害等又は工事その他の管理上やむを得ない事由により月の開設日の半分以上について開設することができなかつた場合は当該月の選択事業利用料の半額、月の開設日の全部について開設することができなかつた場合は当該月の選択事業利用料の全額。
- (2) 感染症の拡大防止等のために、市長が月の開設日のうち半分以上利用を制限した場合は当該月の選択事業利用料の半額、月の開設日の全部について利用を制限した場合は当該月の選択事業利用料の全額。
- (3) 選択登録児童の傷病により月の開設日の全部について利用できなかつた場合は当該月の選択事業利用料の全額。
- (4) 第24条第2項又は第26条第2項の規定により遡って減免を受けた場合は当初決定された利用料から減免後の利用料を控除した額。
- (5) その他市長が必要と認めるときは市長が定める額。

#### （過誤納金の取扱い）

第27条の2 既納の利用料及び一時利用料のうち、過納又は誤納のために還付すべきもの（以下「過誤納金」という。）があるときは、市長は速やかに、保護者に過誤納金相当額を還付しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該保護者に、未納の利用料及び一時利用料があるときは、当該過誤納金を未納に係る納付金に充当するものとする。
- 3 第1項の場合において、市長が特別の事由があると認めるときは、当該過誤納金を納期が到来していない納付金に充当することができるものとする。

#### （登録取消）

第28条 選択事業の登録又は一時利用の登録をしている児童の保護者が、選択事業又は一時利用を希望しなくなるときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録取消届（第19号様式）を市長に提出するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、本条の規定による取消届の提出を省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定による届出が提出されたときは、その内容を確認のうえ、選択事業の登録又は一時利用の登録の取り消しについて、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録及び減免取消通知書（第20号様式）により保護者に通知するものとする。
- 3 市長は、次のいずれかに該当するときは、既に承諾した選択事業の登録及び一時利用の登録を取り消すことができる。
  - (1) 選択事業の登録又は一時利用の登録をしている児童がその対象児童でなくなったと市長が認めるとき。
  - (2) 保護者が第23条第2項に定める利用料又は第25条第3項に定める一時利用料を滞納したとき。
- 4 市長は、前項の規定により選択事業の登録又は一時利用の登録を取り消すときは、トワイライトルーム選択事業・一時利用登録及び減免取消通知書（第20号様式）により保護者に通知するものとする。

#### （運営スタッフ）

- 第29条 ルームの運営スタッフとして、第10条に規定する運営指導者及び地域協力員に加えて、子ども指導員を配置する。
- 2 子ども指導員は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項に規定する放課後児童支援員とする。
  - 3 子ども指導員は、子どもの活動や生活の指導等を行う。

### 第4章 その他

#### （委任）

第30条 この要綱の実施に関し必要な事項は、子ども青少年局長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から実施する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - 名古屋市トワイライトスクール実施要綱
  - 名古屋市放課後子どもプランモデル事業実施要綱
- 3 市長は、保護者が前項の規定による廃止前の名古屋市放課後子どもプランモデル事業実施要綱に規定する利用料又は一時利用料を滞納しているときは、第22条第2項ただし書及び第28条第3項第2号の規定を適用して選択事業及び一時利用の登録を不承諾及び取消しすることができるものとする。
- 4 この要綱に基づくスクール、ルーム及び経過措置の手續その他の行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。
- 5 第1条中、トワイライトスクール時間延長モデル事業廃止に伴う経過措置及び第12条から第17条の規定は、平成26年3月31日限り、効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱第1号様式及び第9号様式から第20号様式までの規定は、平成26年度に係る登録の手続から適用し、平成25年度に係る登録の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱第1号様式、第9号様式、第10号様式及び第16号様式の規定は、平成27年度に係る登録の手続から適用し、平成26年度に係る登録の手続については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定に関わらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定に関わらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規

定に関わらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定に関わらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5年 1月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5年11月 1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6年12月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び申込書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7年12月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この要綱による改正後の名古屋市放課後事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別表第1（第4条及び第20条関係）

（トワイライトルーム実施校）

富士見台小学校、山吹小学校、葵小学校、砂田橋小学校、名北小学校、金城小学校、味鋤小学校、宮前小学校、児玉小学校、平田小学校、なごや小学校、牧野小学校、岩塚小学校、八社小学校、ほのか小学校、大須小学校、正木小学校、松栄小学校、広路小学校、弥富小学校、高田小学校、高蔵小学校、船方小学校、大宝小学校、八幡小学校、戸田小学校、千音寺小学校、小碓小学校、南陽小学校、稲永小学校、正保小学校、笠寺小学校、菊住小学校、小幡小学校、守山小学校、志段味西小学校、天子田小学校、小幡北小学校、鳴海東部小学校、有松小学校、戸笠小学校、黒石小学校、南陵小学校、大高北小学校、小坂小学校、藤が丘小学校、香流小学校、梅森坂小学校、極楽小学校、北一社小学校、天白小学校、平針小学校、大坪小学校、植田東小学校

別表第2（第5条関係）

| トワイライトスクール活動日 | トワイライトスクール活動時間 |
|---------------|----------------|
| 授業のある日        | 授業終了後から午後6時まで  |
| 授業のない日        | 午前9時から午後6時まで   |

別表第3（第19条関係）

| トワイライトルーム活動日       | トワイライトルーム活動時間                       |
|--------------------|-------------------------------------|
| 授業のある日             | 授業終了後から午後5時まで<br>選択事業は授業終了後から午後7時まで |
| 土曜日                | 午前9時から午後5時まで<br>選択事業は午前9時から午後6時まで   |
| 授業のない日<br>（土曜日を除く） | 午前8時から午後5時まで<br>選択事業は午前8時から午後7時まで   |

トワイライトスクール参加申込書

年 月 日

(宛先) 名古屋市教育委員会

次のとおり \_\_\_\_\_ 小学校トワイライトスクールへの参加を申し込みます。

| 学年 | 組 | 児 童 氏 名 | 性別 | 生 年 月 日 |
|----|---|---------|----|---------|
|    |   | <フリガナ>  |    | 年 月 日生  |

※学年欄には、参加する年度の学年を記入してください。組欄は、入学式、始業式前は未記入で構いません。

|                  |  |
|------------------|--|
| 保護者氏名<br>(申込者氏名) | <フリガナ>   |
| 住所               | 〒 —<br><br>電話番号 ( ) —  |
| 緊急連絡先            | 連絡順① 父・母・祖父母(姓: )・勤務先名 ( )<br>電話番号 ( — )<br>連絡順② 父・母・祖父母(姓: )・勤務先名 ( )<br>電話番号 ( — )<br>連絡順③ 父・母・祖父母(姓: )・勤務先名 ( )<br>電話番号 ( — ) |

★ トワイライトスクールに申し込みをしている兄弟姉妹

| 学年 | 組 | 児 童 氏 名 | 学年 | 組 | 児 童 氏 名 |
|----|---|---------|----|---|---------|
|    |   |         |    |   |         |
|    |   |         |    |   |         |

★ 児童が下記事項に該当する場合は、□にチェックを入れてください。

|   |                                    |
|---|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳を所持         | <input type="checkbox"/> 愛護手帳を所持   |
| <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳を所持     |                                    |
| <input type="checkbox"/> 特別支援学級に在籍          | <input type="checkbox"/> 通級指導教室に通級 |
| <input type="checkbox"/> 医師の診断を受けている(発達障害等) | <input type="checkbox"/> 医療的ケアが必要  |

保険関係費  
払込受領証  
貼付欄

★ トワイライトから民間学童や放課後等デイサービス等へ  
引き渡しがある場合は、利用機関名等をお書きください。

| 利用機関名 | 電話番号 | 利 用 時 間 等 |
|-------|------|-----------|
|       |      |           |
|       |      |           |
|       |      |           |

★ 児童のかかりつけ医（緊急時に診ていただく医療機関名等をお書きください。）

| 診療科 | 医療機関名 | 電話番号 | 医師からの助言等がありましたらお知らせください |
|-----|-------|------|-------------------------|
|     |       |      |                         |
|     |       |      |                         |
|     |       |      |                         |

★ 児童に食物アレルギーがあり、下記事項に該当する場合は□にチェックを入れてください。

- 学校給食で、食物アレルギー対応給食（除去食、弁当持参等）を申請している（予定）  
 アドレナリン自己注射薬（エピペン®）や緊急時薬を処方されている

★ 児童の安全な活動のために必要となりますので、下記の事項で、ご心配なことやスタッフに気をつけてほしいと思われることがありましたらお書きください。

- ① 健康・身体面
- ② 性格・行動面
- ③ 特別な配慮や支援が必要な場合はお書きください。
- ④ その他、前もってお知らせいただくことがあればお書きください。

※ 安心・安全に豊かな放課後を過ごすことができるよう、必要に応じて、個別の面談を実施いたします。また、気がかりなことがありましたら、気兼ねなく運営指導者までお申し出ください。

※ この書面により取得した個人情報、管理システムの利用や保護者への連絡等、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

**【確認事項】**

- ・当該利用申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。
- ・トワイライトのきまりを守って参加します。

保護者氏名 \_\_\_\_\_

第2号様式

トワイライトスクール参加申込内容変更届

年 月 日

(宛先) 名古屋市教育委員会

保護者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

次のとおり変更がありましたので、届け出ます。

|                    |
|--------------------|
| _____小学校トワイライトスクール |
|--------------------|

1 現在の登録内容

|       |  |
|-------|--|
| 保護者氏名 |  |
|-------|--|

| 学年 | 組 | 児 童 氏 名 | 生 年 月 日 |
|----|---|---------|---------|
|    |   | <フリガナ>  | 年 月 日 生 |
|    |   | <フリガナ>  | 年 月 日 生 |
|    |   | <フリガナ>  | 年 月 日 生 |

2 変更後 (変更のあった日: 年 月 日)

| 変更事項   | 変更後の内容 |
|--|--------|
| <input type="checkbox"/> 児童氏名<br><input type="checkbox"/> 保護者 (父・母・その他)<br><input type="checkbox"/> 保護者氏名<br><input type="checkbox"/> 住所・電話番号<br><input type="checkbox"/> 緊急連絡先<br><input type="checkbox"/> かかりつけ医<br><input type="checkbox"/> その他 |        |

注: 該当する□の中へレ印をつけてください。

(宛先) 名古屋市長

年 月 日

次のとおり \_\_\_\_\_ 小学校トワイライトルームへの参加を申し込みます。

| 学年 | 組 | 児童氏名   | 性別 | 生年月日   |
|----|---|--------|----|--------|
|    |   | <フリガナ> |    | 年 月 日生 |

※学年欄には、参加する年度の学年を記入してください。組欄は、入学式、始業式前は未記入で構いません。

|                  |   |
|------------------|---|
| 保護者氏名<br>(申込者氏名) | <フリガナ>  |
| 住所               | 〒 _____<br><br>電話番号 ( _____ ) _____   |
| 緊急連絡先            | 連絡順① 父・母・祖父母(姓: _____)・勤務先名( _____ )<br>電話番号( _____ ) _____<br>連絡順② 父・母・祖父母(姓: _____)・勤務先名( _____ )<br>電話番号( _____ ) _____<br>連絡順③ 父・母・祖父母(姓: _____)・勤務先名( _____ )<br>電話番号( _____ ) _____ |

★ トワイライトルームに申し込みをしている兄弟姉妹

| 学年 | 組 | 児童氏名 | 学年 | 組 | 児童氏名 |
|----|---|------|----|---|------|
|    |   |      |    |   |      |
|    |   |      |    |   |      |

★ 児童が下記事項に該当する場合は、□にチェックを入れてください。

身体障害者手帳を所持       愛護手帳を所持  
 精神障害者保健福祉手帳を所持  
 特別支援学級に在籍       通級指導教室に通級  
 医師の診断を受けている(発達障害等)       医療的ケアが必要

保険関係費  
 払込受領証  
 貼付欄

★ トワイライトから民間学童や放課後等デイサービス等へ  
引き渡しがある場合は、利用機関名等をお書きください。

| 利用機関名 | 電話番号 | 利用時間等 |
|-------|------|-------|
|       |      |       |
|       |      |       |
|       |      |       |

★ 児童のかかりつけ医（緊急時に診ていただく医療機関名等をお書きください。）

| 診療科 | 医療機関名 | 電話番号 | 医師からの助言等がありましたらお知らせください |
|-----|-------|------|-------------------------|
|     |       |      |                         |
|     |       |      |                         |
|     |       |      |                         |

★ 児童に食物アレルギーがあり、下記事項に該当する場合は□にチェックを入れてください。

- 学校給食で、食物アレルギー対応給食（除去食、弁当持参等）を申請している（予定）  
 アドレナリン自己注射薬（エピペン®）や緊急時薬を処方されている

★ 児童の安全な活動のために必要となりますので、下記の事項で、ご心配なことやスタッフに気をつけてほしいと思われることがありましたらお書きください。

- ① 健康・身体面
- ② 性格・行動面
- ③ 特別な配慮や支援が必要な場合はお書きください。
- ④ その他、前もってお知らせいただくことがあればお書きください。

◎ 選択事業・一時利用の登録をご希望の方は、この申込書とともに「トワイライトルーム選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書(第10号様式)」等必要書類を提出してください。

※ 安心・安全に豊かな放課後を過ごすことができるよう、必要に応じて、個別の面談を実施いたします。また、気がかりなことがありましたら、気兼ねなく運営指導者までお申し出ください。

※ この書面により取得した個人情報は、管理システムの利用や保護者への連絡等、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

#### 【確認事項】

- ・当該利用申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。
- ・トワイライトのきまりを守って参加します。

保護者氏名 \_\_\_\_\_



トワイライトルーム選択事業継続登録申請書

(宛先) 名古屋市長

次のとおり、トワイライトルーム選択事業の登録・減免を申請します。

児童氏名 \_\_\_\_\_

学校名 \_\_\_\_\_ 児童番号 \_\_\_\_\_

※次年度の選択事業登録について、「現登録状況」からの「変更有無」のいずれかに○をつけ、「②変更あり」の場合は「変更内容」に変更後の内容をご記入ください。

|               | 現登録状況 | 変更有無           | 変更内容 |
|---------------|-------|----------------|------|
| 住所            |       | ①変更なし<br>②変更あり |      |
| 保護者氏名         |       | ①変更なし<br>②変更あり |      |
| 選択事業<br>登録時間帯 |       | ①変更なし<br>②変更あり |      |
| 選択事業<br>登録期間  |       | ①変更なし<br>②変更あり |      |
| 一時利用          |       | ①変更なし<br>②変更あり |      |
| 減免登録          |       | ①変更なし<br>②変更あり |      |
| 減免事由          |       | ①変更なし<br>②変更あり |      |

裏面もご記入ください

※現登録状況と変更の無い場合もご記入ください。

登録を希望する理由

※枠内から選んで記入し、申告書・申立書を添付してください。

保護者1（続柄：                      番号：                      ） 保護者2（続柄：                      番号：                      ）

|   |
|---|
| ①就労      ②求職活動      ③就学・技能訓練      ④傷病療養・親族の看護・介護<br>⑤妊娠中・出産後      ⑥災害復旧      ⑦その他 |
|---|

参加予定

※○を記入してください。予定日数以上の利用を妨げるものではありません。

|          | 月曜日～土曜日            | 長期休業 |
|----------|--------------------|------|
| 17時以降の参加 | 週（1・2・3・4・5・6）日 程度 |      |

アレルギー

①なし                      ②あり

※該当するものを○で囲んでください。

|   |
|---|
| ①えび      ②かに      ③小麦      ④そば      ⑤卵      ⑥乳      ⑦落花生<br>⑧大豆      ⑨オレンジ      ⑩キウイフルーツ      ⑪くるみ      ⑫バナナ      ⑬もも<br>⑭りんご      ⑮ゼラチン      ⑯あわび      ⑰いか      ⑱いくら      ⑲ごま<br>⑳カシューナッツ      ㉑牛肉      ㉒鶏肉      ㉓豚肉      ㉔さけ      ㉕さば<br>㉖まつたけ      ㉗やまいも      ㉘その他（                      ） |
|---|

※この書面上の個人情報は、本事業の運営に必要な範囲で利用し、目的外利用はしません。

必要な場合は、名古屋市において生活保護受給状況、ひとり親家庭の児童等の医療費助成の受給状況及び各種手帳受給状況について確認されることに同意します。また、利用料を滞納した場合は保護者又は勤務先への架電等での催告、名古屋市において課税情報についての調査を受けることに同意します。

（宛先）名古屋市長

上記のとおり申請します。

申請日：      年      月      日      保護者署名： \_\_\_\_\_

**表面の記入をご確認ください**

年 月 日

様

名古屋市長

トワイライトルーム〔選択事業登録  
一時利用登録〕承諾書兼利用料決定通知書

さきに申請のありましたトワイライトルーム〔選択事業登録  
一時利用登録〕につきまして、  
次のとおり承諾し、利用料を決定しましたので通知します。

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| トワイライトルーム名称 | _____小学校トワイライトルーム |
|-------------|-------------------|

| 児 童 氏 名 | 生 年 月 日 | 児 童 番 号 |
|---------|---------|---------|
|         | 年 月 日生  |         |
| 利用区分    |         |         |

|         |  |
|---------|--|
| 登 録 期 間 |  |
| 利 用 料   |  |
| 減免適用の有無 |  |
| 減免後の利用料 |  |
| 減免する期間  |  |
|         |  |

年 月 日

様

名古屋市長

トワイライトルーム選択事業登録・減免不承諾通知書

さきに申請のありましたトワイライトルーム選択事業登録・減免につきまして、次のとおり承諾できませんので通知します。

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| トワイライトルーム名称 | _____小学校トワイライトルーム |
|-------------|-------------------|

| 児 童 氏 名 | 生 年 月 日 | 選択事業登録の<br>時間帯 |
|---------|---------|----------------|
|         | 年 月 日 生 |                |

|        |  |
|--------|--|
| 不承諾の内容 |  |
| 不承諾の理由 |  |

第13号様式

トワイライトルーム参加申込内容変更届

(宛先) 名古屋市長

年 月 日

(〒 - )

保護者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

次のとおり変更がありましたので、届け出ます。

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| トワイライトルーム名称 | _____小学校トワイライトルーム |
|-------------|-------------------|

1 変更前

|       |  |
|-------|--|
| 保護者氏名 |  |
|-------|--|

| 学年 | 組 | 児 童 氏 名 | 生 年 月 日 |
|----|---|---------|---------|
|    |   | <フリガナ>  | 年 月 日 生 |
|    |   | <フリガナ>  | 年 月 日 生 |
|    |   | <フリガナ>  | 年 月 日 生 |

2 変更後 (変更のあった日: 年 月 日)

| 変更事項   | 変更後の内容 |
|--|--------|
| <input type="checkbox"/> 児童氏名<br><input type="checkbox"/> 保護者 (父・母・その他)<br><input type="checkbox"/> 保護者氏名<br><input type="checkbox"/> 住所・電話<br><input type="checkbox"/> 緊急連絡先<br><input type="checkbox"/> かかりつけ医<br><input type="checkbox"/> 食物アレルギー<br><input type="checkbox"/> その他 |        |

注: 該当する□の中へレ印をつけてください。

トワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容変更申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

保護者

|      |        |
|------|--------|
| 住所   | (〒 - ) |
| フリガナ |        |
| 氏名   |        |
| 電話番号 |        |

次のとおり選択事業・一時利用登録内容の変更を申請します。  
 なお、必要な場合は、名古屋市において生活保護受給状況、ひとり親家庭の児童等の医療費助成の受給状況及び各種手帳受給状況について確認されることに同意します。

1 対象児童

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| トワイライトルーム名称 | _____小学校トワイライトルーム |
|-------------|-------------------|

| 学年   | 組 | 児 童 氏 名                           | 生 年 月 日 |
|------|---|-----------------------------------|---------|
|      |   | <フリガナ>                            | 年 月 日 生 |
| 児童番号 |   | トワイライトルーム選択事業に申込み<br>をしている兄弟姉妹の有無 | あり・なし   |

2 変更内容

|         |             |
|---------|-------------|
| 変更適用開始日 | 年 月 日から適用開始 |
|---------|-------------|

| 変更事項                     |            | 変更前  | 変更後  |
|--------------------------|------------|--|--|
| <input type="checkbox"/> | 選択事業登録の時間帯 | <input type="checkbox"/> 18時まで<br><input type="checkbox"/> 19時まで   | <input type="checkbox"/> 18時まで<br><input type="checkbox"/> 19時まで   |
| <input type="checkbox"/> | 選択事業登録の事由  |  |  |
| <input type="checkbox"/> | 利用料減免      | <input type="checkbox"/> 減免あり<br>〔事由<br><input type="checkbox"/> 生活保護世帯<br><input type="checkbox"/> ひとり親医療証世帯<br><input type="checkbox"/> その他<br>( )〕<br><input type="checkbox"/> 減免なし | <input type="checkbox"/> 減免あり<br>〔事由<br><input type="checkbox"/> 生活保護世帯<br><input type="checkbox"/> ひとり親医療証世帯<br><input type="checkbox"/> その他<br>( )〕<br><input type="checkbox"/> 減免なし |

注：変更する事項についてのみ、□の中へレ印をつけ、変更前後の内容を記載してください。

年 月 日

様

名古屋市長

## トワイライトルーム選択事業・一時利用登録変更承諾書兼利用料決定通知書

さきに申請のありましたトワイライトルーム選択事業・一時利用登録内容の変更を承諾し、次のとおり登録内容を決定しましたので通知します。

|   |                   |         |
|---|-------------------|---------|
| トワイライトルーム名称   | _____小学校トワイライトルーム |         |
| 変更年月日   | 年 月 日             |         |
| 児 童 氏 名   | 生 年 月 日           | 児 童 番 号 |
|   | 年 月 日 生           |         |
| 選択事業登録の時間帯  | 時まで               |         |
| 利 用 料   | 円                 |         |
| 選択事業登録の事由   |                   |         |
| 登 録 期 間   | 年 月 日 ~ 年 月 日     |         |
| 減免適用の有無   |                   |         |
| 減免後の利用料   | 円                 |         |
| 減免の事由   |                   |         |
| 減免する期間  |                   |         |
| <b>【利用料の納入について】</b><br>1 トワイライトルーム利用料は、口座振替（自動払込）により、又は納付書により金融機関等において納付してください。<br>2 口座振替（自動払込）により納付する場合の振替日（払込日）は、毎月25日となります。<br>3 口座振替（自動払込）の振替日（払込日）が、金融機関等の休業日の場合は翌営業日）となります。 |                   |         |

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

保護者

|      |  |
|------|--|
| 氏名   |  |
| 電話番号 |  |

次のとおり、\_\_\_\_\_小学校トワイライトルーム一時利用を申し込みます。

1 ( 月分) 利用予定表

|      |            |   |   |        |            |   |      |
|------|------------|---|---|--------|------------|---|------|
| フリガナ |            |   |   |        |            |   |      |
| 児童氏名 |            |   |   |        |            |   |      |
| 児童番号 |            |   |   |        |            |   |      |
| 生年月日 | 年 月 日生     |   |   | 年 月 日生 |            |   |      |
| 学年   | 組          | 年 | 組 | ※事務欄   | 年          | 組 | ※事務欄 |
| 利用日  | 日( ) : ~ : |   |   |        | 日( ) : ~ : |   |      |
|      | 日( ) : ~ : |   |   |        | 日( ) : ~ : |   |      |
|      | 日( ) : ~ : |   |   |        | 日( ) : ~ : |   |      |
|      | 日( ) : ~ : |   |   |        | 日( ) : ~ : |   |      |
|      | 日( ) : ~ : |   |   |        | 日( ) : ~ : |   |      |
|      | 日( ) : ~ : |   |   |        | 日( ) : ~ : |   |      |
|      | 日( ) : ~ : |   |   |        | 日( ) : ~ : |   |      |
|      | 日( ) : ~ : |   |   |        | 日( ) : ~ : |   |      |
|      |            |   |   | 計      |            |   | 計    |

2 利用を希望する理由 (※枠内から選んで番号を記入してください。)

保護者1  
(続柄: 番号: )  
保護者2  
(続柄: 番号: )

- |   |
|---|
| ①就労 ②求職活動 ③就学・技能訓練<br>④傷病療養・親族の看護・介護<br>⑤妊娠中・出産後 ⑥災害復旧 ⑦その他 |
|---|

3 減免の申請 (該当する欄に☑ チェックを入れてください。)

|  |
|--|
| <input type="checkbox"/> あり (事由 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> ひとり親医療証 <input type="checkbox"/> その他) |
| <input type="checkbox"/> なし  |

※この書面上の個人情報は、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。  
※事務欄はトワイライトルーム職員が記入しますので、記入しないでください。

【事務欄】

|          |     |       |  |
|----------|-----|-------|--|
| 利用実績の確認日 | 月 日 | 確認者氏名 |  |
|----------|-----|-------|--|

年 月 日

様

名古屋市長

トワイライトルーム一時利用登録・減免不承諾通知書

さきに申請のありましたトワイライトルーム一時利用登録・減免につきまして、次のとおり承諾できませんので通知します。

|         |         |
|---------|---------|
| 児 童 氏 名 | 生 年 月 日 |
|         | 年 月 日 生 |

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| トワイライトルーム名称 | _____小学校トワイライトルーム |
| 不承諾の内容      |                   |
| 不承諾の理由      |                   |

第19号様式

トワイライトルーム選択事業・一時利用登録取消届

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

保護者

|      |        |
|------|--------|
| 住所   | (〒 - ) |
| フリガナ |        |
| 氏名   |        |
| 電話番号 |        |

次のとおり、\_\_\_\_\_小学校トワイライトルーム選択事業・一時利用への登録を取り消したいので届け出ます。

1 対象児童

| 学年   | 組 | 児 童 氏 名 | 生 年 月 日 |
|------|---|---------|---------|
|      |   | <フリガナ>  | 年 月 日 生 |
| 児童番号 |   |         |         |

2 登録取消を希望する制度と登録取消予定日

| 取消を希望する制度                     | 取消予定日 |
|-------------------------------|-------|
| <input type="checkbox"/> 選択事業 | 年 月 日 |
| <input type="checkbox"/> 一時利用 | 年 月 日 |

注：選択事業と一時利用の両方登録を取り消す場合、両方にチェックを入れ、それぞれの取消予定日をご記入ください。

3 登録取消を希望する理由

|  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 学区外へ転居するため<br><input type="checkbox"/> 親族等（祖父母など）が面倒をみてくれるため<br><input type="checkbox"/> 就労等の状況が変わり、預ける必要がなくなったため<br><input type="checkbox"/> 部活動を始め、必要がなくなったため<br><input type="checkbox"/> 塾などに通うことになり、必要がなくなったため<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |
|--|

年 月 日

様

名古屋市長

## トワイライトルーム選択事業・一時利用登録及び減免取消通知書

選択事業・一時利用につきまして、次のとおり登録・減免を取り消すこととしましたので通知します。

|            |         |         |
|------------|---------|---------|
| 児 童 氏 名    | 生 年 月 日 | 児 童 番 号 |
|            | 年 月 日 生 |         |
| 選択事業登録の時間帯 | 時まで     |         |

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| トワイライトルーム名称 | _____小学校トワイライトルーム |
| 取 消 の 内 容   |                   |
| 取 消 理 由     |                   |
| 取 消 年 月 日   | 年 月 日             |
| 減免取消後の利用料   | 円                 |

③放課後事業実施校登録・参加児童数実績一覧（令和7年度）

(人)

| 区名 | 学校名        | 令和8年度<br>在籍<br>児童数<br>(※1) | 令和7年度            |        |           |               |           |             |           |                   |           |                           |           |
|----|------------|----------------------------|------------------|--------|-----------|---------------|-----------|-------------|-----------|-------------------|-----------|---------------------------|-----------|
|    |            |                            | 登録<br>者数<br>(※2) | 参加者数   |           | 月～金曜日<br>参加者数 |           | 土曜日<br>参加者数 |           | (再掲)17時以降<br>参加者数 |           | (再掲)長期休業<br>中参加者数<br>(平日) |           |
|    |            |                            |                  | 延べ     | 1日<br>あたり | 延べ            | 1日<br>あたり | 延べ          | 1日<br>あたり | 延べ                | 1日<br>あたり | 延べ                        | 1日<br>あたり |
| 千種 | 春岡小学校      | 272                        | 152              | 9,454  | 32.8      | 9,289         | 38.9      | 165         | 3.4       | 2,419             | 8.4       | 1,259                     | 37.0      |
| 千種 | 千種小学校      | 260                        | 195              | 11,557 | 40.7      | 11,496        | 48.7      | 61          | 1.3       | 1,782             | 6.3       | 1,511                     | 48.7      |
| 千種 | 高見小学校      | 555                        | 282              | 14,595 | 50.5      | 14,381        | 60.2      | 214         | 4.3       | 4,217             | 14.6      | 1,381                     | 40.6      |
| 千種 | 田代小学校      | 1,097                      | 586              | 26,469 | 92.9      | 26,305        | 111.0     | 164         | 3.4       | 5,076             | 17.8      | 2,403                     | 75.1      |
| 千種 | 上野小学校      | 770                        | 347              | 17,536 | 60.9      | 16,821        | 70.7      | 715         | 14.3      | 3,929             | 13.6      | 1,857                     | 56.3      |
| 千種 | 東山小学校      | 921                        | 547              | 27,708 | 96.5      | 27,436        | 114.8     | 272         | 5.7       | 2,563             | 8.9       | 1,573                     | 46.3      |
| 千種 | 自由ヶ丘小学校    | 312                        | 198              | 14,234 | 49.4      | 14,002        | 58.8      | 232         | 4.6       | 2,819             | 9.8       | 1,609                     | 48.8      |
| 千種 | 千石小学校      | 184                        | 113              | 7,285  | 25.4      | 7,070         | 29.7      | 215         | 4.4       | 2,734             | 9.5       | 778                       | 23.6      |
| 千種 | 富士見台小学校    | 779                        | 406              | 24,075 | 82.4      | 23,629        | 97.6      | 446         | 8.9       | 5,775             | 19.8      | 2,424                     | 57.7      |
| 千種 | 星ヶ丘小学校     | 430                        | 245              | 10,494 | 36.3      | 10,292        | 43.1      | 202         | 4.0       | 1,683             | 5.8       | 1,520                     | 44.7      |
| 千種 | 宮根小学校      | 292                        | 138              | 6,286  | 21.9      | 6,141         | 25.8      | 145         | 3.0       | 1,490             | 5.2       | 684                       | 20.7      |
| 千種 | 千代田橋小学校    | 338                        | 147              | 8,338  | 29.1      | 8,175         | 34.3      | 163         | 3.3       | 3,317             | 11.6      | 733                       | 22.2      |
| 千種 | 見付小学校      | 403                        | 241              | 16,305 | 57.4      | 16,196        | 68.6      | 109         | 2.3       | 842               | 3.0       | 511                       | 16.0      |
| 千種 | みやこ小学校(※3) | 423                        | 221              | 10,639 | 37.7      | 10,412        | 44.4      | 227         | 4.7       | 3,497             | 12.4      | 1,218                     | 36.4      |
| 中  | 松原小学校      | 275                        | 128              | 8,279  | 28.6      | 8,081         | 33.8      | 198         | 4.0       | 2,447             | 8.5       | 1,079                     | 31.7      |
| 昭和 | 鶴舞小学校      | 280                        | 159              | 12,117 | 42.1      | 11,891        | 49.8      | 226         | 4.6       | 4,386             | 15.2      | 1,662                     | 48.9      |
| 昭和 | 吹上小学校      | 497                        | 283              | 16,235 | 56.2      | 15,829        | 66.2      | 406         | 8.1       | 4,287             | 14.8      | 1,691                     | 49.7      |
| 昭和 | 村雲小学校      | 369                        | 203              | 13,862 | 48.5      | 13,745        | 57.8      | 117         | 2.4       | 1,771             | 6.2       | 1,871                     | 56.7      |
| 昭和 | 松栄小学校      | 936                        | 512              | 31,517 | 107.9     | 30,813        | 127.3     | 704         | 14.1      | 7,516             | 25.7      | 3,009                     | 71.6      |
| 昭和 | 御器所小学校     | 588                        | 318              | 20,338 | 71.1      | 20,165        | 84.7      | 173         | 3.6       | 3,672             | 12.8      | 2,162                     | 65.5      |
| 昭和 | 広路小学校      | 534                        | 241              | 15,849 | 54.3      | 15,692        | 64.8      | 157         | 3.1       | 3,904             | 13.4      | 1,738                     | 41.4      |
| 昭和 | 八事小学校      | 358                        | 186              | 9,483  | 32.9      | 9,342         | 39.3      | 141         | 2.8       | 2,637             | 9.2       | 786                       | 23.8      |
| 昭和 | 白金小学校      | 178                        | 97               | 5,743  | 19.9      | 5,471         | 23.0      | 272         | 5.4       | 857               | 3.0       | 755                       | 22.9      |
| 昭和 | 川原小学校      | 443                        | 320              | 24,498 | 85.1      | 23,157        | 96.9      | 1,341       | 27.4      | 5,107             | 17.7      | 3,537                     | 90.7      |
| 昭和 | 滝川小学校      | 801                        | 330              | 14,863 | 52.0      | 14,763        | 62.0      | 100         | 2.1       | 1,929             | 6.7       | 1,383                     | 41.9      |
| 昭和 | 伊勝小学校      | 343                        | 228              | 14,874 | 51.6      | 14,551        | 60.9      | 323         | 6.6       | 2,112             | 7.3       | 1,719                     | 44.1      |
| 港  | 成章小学校      | 170                        | 112              | 9,365  | 32.6      | 9,134         | 38.4      | 231         | 4.7       | 1,655             | 5.8       | 1,089                     | 34.0      |
| 守山 | 大森小学校      | 373                        | 183              | 11,525 | 40.4      | 11,354        | 47.9      | 171         | 3.6       | 2,878             | 10.1      | 1,641                     | 51.3      |
| 守山 | 小幡小学校      | 599                        | 357              | 25,289 | 86.6      | 24,939        | 103.1     | 350         | 7.0       | 7,870             | 27.0      | 3,731                     | 88.8      |
| 守山 | 守山小学校      | 661                        | 345              | 21,769 | 74.6      | 21,517        | 88.9      | 252         | 5.0       | 7,742             | 26.5      | 2,716                     | 64.7      |
| 守山 | 甘軒家小学校     | 520                        | 225              | 12,485 | 43.5      | 12,134        | 51.0      | 351         | 7.2       | 3,890             | 13.6      | 2,001                     | 60.6      |
| 守山 | 鳥羽見小学校     | 314                        | 144              | 7,169  | 25.0      | 7,051         | 29.6      | 118         | 2.4       | 1,335             | 4.7       | 1,124                     | 34.1      |
| 守山 | 瀬古小学校      | 657                        | 255              | 11,137 | 38.7      | 10,974        | 46.1      | 163         | 3.3       | 5,407             | 18.8      | 1,577                     | 47.8      |
| 守山 | 志段味東小学校    | 653                        | 315              | 19,042 | 66.3      | 18,888        | 79.4      | 154         | 3.1       | 4,270             | 14.9      | 2,126                     | 64.4      |
| 守山 | 志段味西小学校    | 471                        | 218              | 12,192 | 41.8      | 11,955        | 49.4      | 237         | 4.7       | 2,229             | 7.6       | 1,940                     | 46.2      |

| 区名 | 学校名     | 令和8年度<br>在籍児童数<br>(※1) | 登録者数<br>(※2) | 令和7年度  |           |               |           |             |           |                   |           |                           |           |
|----|---------|------------------------|--------------|--------|-----------|---------------|-----------|-------------|-----------|-------------------|-----------|---------------------------|-----------|
|    |         |                        |              | 参加者数   |           | 月～金曜日<br>参加者数 |           | 土曜日<br>参加者数 |           | (再掲)17時以降<br>参加者数 |           | (再掲)長期休業<br>中参加者数<br>(平日) |           |
|    |         |                        |              | 延べ     | 1日<br>あたり | 延べ            | 1日<br>あたり | 延べ          | 1日<br>あたり | 延べ                | 1日<br>あたり | 延べ                        | 1日<br>あたり |
| 守山 | 白沢小学校   | 471                    | 262          | 15,959 | 55.6      | 15,668        | 65.3      | 291         | 6.2       | 3,964             | 13.8      | 2,530                     | 72.3      |
| 守山 | 本地丘小学校  | 48                     | 29           | 2,571  | 8.9       | 2,521         | 10.5      | 50          | 1.0       | 2,152             | 7.5       | 369                       | 9.5       |
| 守山 | 苗代小学校   | 719                    | 338          | 15,080 | 52.4      | 14,524        | 60.8      | 556         | 11.3      | 3,954             | 13.7      | 1,967                     | 57.9      |
| 守山 | 天子田小学校  | 263                    | 149          | 11,954 | 40.9      | 11,707        | 48.4      | 247         | 4.9       | 3,205             | 11.0      | 1,335                     | 31.8      |
| 守山 | 二城小学校   | 375                    | 205          | 11,646 | 40.9      | 11,392        | 47.9      | 254         | 5.4       | 3,254             | 11.4      | 1,516                     | 45.9      |
| 守山 | 森孝東小学校  | 143                    | 64           | 3,701  | 12.8      | 3,630         | 15.1      | 71          | 1.4       | 1,284             | 4.4       | 507                       | 14.5      |
| 守山 | 森孝西小学校  | 200                    | 134          | 7,988  | 27.6      | 7,713         | 32.3      | 275         | 5.5       | 2,076             | 7.2       | 899                       | 26.4      |
| 守山 | 西城小学校   | 215                    | 117          | 8,367  | 29.0      | 8,196         | 34.2      | 171         | 3.5       | 1,843             | 6.4       | 1,331                     | 38.0      |
| 守山 | 大森北小学校  | 312                    | 185          | 10,448 | 36.5      | 10,169        | 42.7      | 279         | 5.8       | 3,577             | 12.5      | 1,370                     | 41.5      |
| 守山 | 小幡北小学校  | 308                    | 164          | 12,013 | 41.1      | 11,711        | 48.4      | 302         | 6.0       | 4,060             | 13.9      | 1,289                     | 30.7      |
| 守山 | 吉根小学校   | 527                    | 290          | 21,168 | 73.2      | 20,722        | 86.7      | 446         | 8.9       | 5,823             | 20.1      | 2,641                     | 77.7      |
| 守山 | 下志段味小学校 | 837                    | 407          | 25,216 | 87.9      | 24,638        | 103.5     | 578         | 11.8      | 4,874             | 17.0      | 3,286                     | 102.7     |
| 守山 | 上志段味小学校 | 843                    | 510          | 27,793 | 96.8      | 27,434        | 115.3     | 359         | 7.3       | 6,806             | 23.7      | 3,939                     | 119.4     |
| 天白 | 天白小学校   | 822                    | 394          | 22,654 | 77.6      | 22,348        | 92.3      | 306         | 6.1       | 5,637             | 19.3      | 3,654                     | 87.0      |
| 天白 | 野並小学校   | 499                    | 221          | 17,588 | 62.1      | 17,392        | 73.7      | 196         | 4.2       | 6,943             | 24.5      | 2,288                     | 69.3      |
| 天白 | 八事東小学校  | 605                    | 344          | 25,482 | 88.8      | 25,082        | 105.8     | 400         | 8.0       | 5,189             | 18.1      | 3,161                     | 95.8      |
| 天白 | 表山小学校   | 496                    | 308          | 17,205 | 59.9      | 17,113        | 71.9      | 92          | 1.9       | 4,097             | 14.3      | 1,599                     | 48.5      |
| 天白 | 平針小学校   | 547                    | 279          | 16,801 | 57.5      | 16,398        | 67.8      | 403         | 8.1       | 5,330             | 18.3      | 2,205                     | 52.5      |
| 天白 | 平針南小学校  | 456                    | 280          | 12,572 | 43.8      | 12,273        | 51.6      | 299         | 6.1       | 5,072             | 17.7      | 1,582                     | 47.9      |
| 天白 | 植田小学校   | 521                    | 255          | 12,291 | 43.0      | 12,196        | 51.2      | 95          | 2.0       | 2,144             | 7.5       | 1,403                     | 42.5      |
| 天白 | 山根小学校   | 451                    | 202          | 12,441 | 44.3      | 12,324        | 52.2      | 117         | 2.6       | 6,215             | 22.1      | 1,526                     | 46.2      |
| 天白 | 相生小学校   | 285                    | 159          | 8,291  | 28.9      | 8,208         | 34.5      | 83          | 1.7       | 1,694             | 5.9       | 1,337                     | 40.5      |
| 天白 | 大坪小学校   | 383                    | 185          | 11,291 | 38.7      | 11,184        | 46.2      | 107         | 2.1       | 3,877             | 13.3      | 1,352                     | 32.2      |
| 天白 | 原小学校    | 592                    | 336          | 18,034 | 62.8      | 17,584        | 73.9      | 450         | 9.2       | 2,833             | 9.9       | 2,368                     | 71.8      |
| 天白 | 植田南小学校  | 490                    | 321          | 19,142 | 66.5      | 18,656        | 78.1      | 486         | 9.9       | 3,426             | 11.9      | 2,122                     | 62.4      |
| 天白 | 平針北小学校  | 258                    | 142          | 8,874  | 31.0      | 8,723         | 36.7      | 151         | 3.1       | 1,852             | 6.5       | 1,069                     | 32.4      |
| 天白 | 植田北小学校  | 450                    | 194          | 11,785 | 41.1      | 11,595        | 48.7      | 190         | 3.9       | 2,239             | 7.8       | 1,083                     | 32.8      |
| 天白 | 植田東小学校  | 571                    | 313          | 19,632 | 67.2      | 19,367        | 80.0      | 265         | 5.3       | 6,416             | 22.0      | 3,419                     | 81.4      |
| 天白 | たかしま小学校 | 418                    | 227          | 14,645 | 51.9      | 14,571        | 62.0      | 74          | 1.6       | 5,635             | 20.0      | 1,380                     | 43.1      |

※1 令和8年5月1日現在の小学校の在籍児童数です。

※2 登録者数は令和8年3月末時点の数値です。

※3 みやこ小学校の令和7年度の登録者数等は、内山小学校と大和小学校の数値を合算したものです。(令和8年4月統合)

③放課後事業実施校登録・参加児童数実績一覧（令和6年度）

(人)

| 区名 | 学校名        | 令和8年度<br>在籍<br>児童数<br>(※1) | 登録<br>者数<br>(※2) | 令和6年度  |           |               |           |             |           |                   |           |                           |           |
|----|------------|----------------------------|------------------|--------|-----------|---------------|-----------|-------------|-----------|-------------------|-----------|---------------------------|-----------|
|    |            |                            |                  | 参加者数   |           | 月～金曜日<br>参加者数 |           | 土曜日<br>参加者数 |           | (再掲)17時以降<br>参加者数 |           | (再掲)長期休業<br>中参加者数<br>(平日) |           |
|    |            |                            |                  | 延べ     | 1日<br>あたり | 延べ            | 1日<br>あたり | 延べ          | 1日<br>あたり | 延べ                | 1日<br>あたり | 延べ                        | 1日<br>あたり |
| 千種 | 春岡小学校      | 272                        | 167              | 8,261  | 28.7      | 8,093         | 34.0      | 168         | 3.4       | 1,711             | 5.9       | 1,042                     | 26.7      |
| 千種 | 千種小学校      | 260                        | 177              | 10,300 | 36.3      | 10,225        | 43.1      | 75          | 1.6       | 1,380             | 4.9       | 1,293                     | 34.0      |
| 千種 | 高見小学校      | 555                        | 264              | 13,361 | 46.2      | 13,076        | 54.5      | 285         | 5.8       | 3,598             | 12.4      | 1,338                     | 32.6      |
| 千種 | 田代小学校      | 1,097                      | 560              | 26,103 | 91.6      | 25,889        | 108.8     | 214         | 4.6       | 6,099             | 21.4      | 2,071                     | 53.1      |
| 千種 | 上野小学校      | 770                        | 342              | 13,997 | 48.9      | 13,309        | 55.7      | 688         | 14.6      | 3,253             | 11.4      | 1,712                     | 42.8      |
| 千種 | 東山小学校      | 921                        | 517              | 25,886 | 90.2      | 25,647        | 106.9     | 239         | 5.1       | 1,865             | 6.5       | 1,787                     | 43.6      |
| 千種 | 自由ヶ丘小学校    | 312                        | 186              | 12,367 | 42.9      | 12,144        | 50.6      | 223         | 4.6       | 2,238             | 7.8       | 1,774                     | 43.3      |
| 千種 | 千石小学校      | 184                        | 101              | 6,906  | 23.9      | 6,781         | 28.3      | 125         | 2.6       | 3,254             | 11.3      | 910                       | 22.2      |
| 千種 | 富士見台小学校    | 779                        | 378              | 24,268 | 82.8      | 23,940        | 98.5      | 328         | 6.6       | 5,962             | 20.3      | 2,267                     | 51.5      |
| 千種 | 星ヶ丘小学校     | 430                        | 240              | 10,039 | 35.1      | 9,855         | 41.4      | 184         | 3.8       | 1,240             | 4.3       | 1,403                     | 35.1      |
| 千種 | 宮根小学校      | 292                        | 132              | 7,348  | 25.5      | 7,180         | 30.0      | 168         | 3.4       | 1,381             | 4.8       | 786                       | 19.7      |
| 千種 | 千代田橋小学校    | 338                        | 158              | 8,094  | 28.0      | 7,924         | 33.0      | 170         | 3.5       | 3,080             | 10.7      | 708                       | 17.3      |
| 千種 | 見付小学校      | 403                        | 250              | 16,827 | 59.3      | 16,742        | 70.6      | 85          | 1.8       | 1,249             | 4.4       | 620                       | 16.3      |
| 千種 | みやこ小学校(※3) | 423                        | 203              | 10,863 | 37.8      | 10,685        | 44.6      | 178         | 3.7       | 3,903             | 13.6      | 1,292                     | 31.9      |
| 中  | 松原小学校      | 275                        | 163              | 8,471  | 29.3      | 8,212         | 34.2      | 259         | 5.3       | 2,865             | 9.9       | 1,203                     | 29.3      |
| 昭和 | 鶴舞小学校      | 280                        | 160              | 12,547 | 43.7      | 12,360        | 51.7      | 187         | 3.9       | 4,581             | 16.0      | 1,598                     | 40.0      |
| 昭和 | 吹上小学校      | 497                        | 263              | 14,559 | 50.4      | 13,974        | 58.2      | 585         | 11.9      | 3,967             | 13.7      | 1,788                     | 43.6      |
| 昭和 | 村雲小学校      | 369                        | 199              | 12,240 | 42.8      | 12,119        | 50.7      | 121         | 2.6       | 1,203             | 4.2       | 2,144                     | 53.6      |
| 昭和 | 松栄小学校      | 936                        | 451              | 27,774 | 94.8      | 27,230        | 112.1     | 544         | 10.9      | 6,530             | 22.3      | 3,134                     | 71.2      |
| 昭和 | 御器所小学校     | 588                        | 311              | 22,718 | 79.2      | 22,450        | 93.9      | 268         | 5.6       | 3,882             | 13.5      | 2,365                     | 59.1      |
| 昭和 | 広路小学校      | 534                        | 284              | 15,423 | 52.6      | 15,202        | 62.6      | 221         | 4.4       | 4,570             | 15.6      | 1,643                     | 37.3      |
| 昭和 | 八事小学校      | 358                        | 176              | 9,770  | 33.8      | 9,628         | 40.3      | 142         | 2.8       | 2,311             | 8.0       | 635                       | 15.9      |
| 昭和 | 白金小学校      | 178                        | 83               | 4,961  | 17.1      | 4,599         | 19.2      | 362         | 7.2       | 443               | 1.5       | 703                       | 17.1      |
| 昭和 | 川原小学校      | 443                        | 288              | 22,287 | 76.9      | 21,327        | 88.9      | 960         | 19.2      | 5,326             | 18.4      | 3,218                     | 78.5      |
| 昭和 | 滝川小学校      | 801                        | 337              | 15,172 | 53.0      | 15,071        | 63.1      | 101         | 2.1       | 1,868             | 6.5       | 1,437                     | 35.9      |
| 昭和 | 伊勝小学校      | 343                        | 240              | 13,988 | 48.2      | 13,576        | 56.6      | 412         | 8.2       | 3,028             | 10.4      | 1,696                     | 41.4      |
| 港  | 成章小学校      | 170                        | 98               | 8,104  | 28.2      | 7,869         | 32.9      | 235         | 4.9       | 1,562             | 5.4       | 907                       | 22.7      |
| 守山 | 大森小学校      | 373                        | 192              | 12,292 | 42.8      | 12,183        | 50.8      | 109         | 2.3       | 3,249             | 11.3      | 2,001                     | 48.8      |
| 守山 | 小幡小学校      | 599                        | 321              | 22,310 | 76.1      | 21,950        | 90.3      | 360         | 7.2       | 6,176             | 21.1      | 3,327                     | 75.6      |
| 守山 | 守山小学校      | 661                        | 361              | 21,844 | 74.6      | 21,613        | 88.9      | 231         | 4.6       | 6,584             | 22.5      | 2,554                     | 58.0      |
| 守山 | 甘軒家小学校     | 520                        | 228              | 12,575 | 43.8      | 12,218        | 51.1      | 357         | 7.4       | 3,208             | 11.2      | 2,016                     | 50.4      |
| 守山 | 鳥羽見小学校     | 314                        | 146              | 6,410  | 22.3      | 6,283         | 26.4      | 127         | 2.5       | 1,319             | 4.6       | 1,142                     | 28.6      |
| 守山 | 瀬古小学校      | 657                        | 270              | 12,058 | 41.7      | 11,790        | 49.3      | 268         | 5.4       | 4,889             | 16.9      | 2,054                     | 50.1      |
| 守山 | 志段味東小学校    | 653                        | 278              | 16,017 | 55.8      | 15,844        | 66.6      | 173         | 3.5       | 4,806             | 16.7      | 2,271                     | 56.8      |
| 守山 | 志段味西小学校    | 471                        | 219              | 15,406 | 52.6      | 15,250        | 62.8      | 156         | 3.1       | 3,083             | 10.5      | 2,078                     | 47.2      |

| 区名 | 学校名     | 令和8年度<br>在籍児童数<br>(※1) | 登録者数<br>(※2) | 令和6年度  |           |               |           |             |           |                   |           |                           |           |
|----|---------|------------------------|--------------|--------|-----------|---------------|-----------|-------------|-----------|-------------------|-----------|---------------------------|-----------|
|    |         |                        |              | 参加者数   |           | 月～金曜日<br>参加者数 |           | 土曜日<br>参加者数 |           | (再掲)17時以降<br>参加者数 |           | (再掲)長期休業<br>中参加者数<br>(平日) |           |
|    |         |                        |              | 延べ     | 1日<br>あたり | 延べ            | 1日<br>あたり | 延べ          | 1日<br>あたり | 延べ                | 1日<br>あたり | 延べ                        | 1日<br>あたり |
| 守山 | 白沢小学校   | 471                    | 242          | 13,975 | 48.5      | 13,547        | 56.4      | 428         | 8.9       | 3,797             | 13.2      | 2,292                     | 55.9      |
| 守山 | 本地丘小学校  | 48                     | 32           | 2,084  | 7.2       | 2,032         | 8.4       | 52          | 1.1       | 123               | 0.4       | 339                       | 8.3       |
| 守山 | 苗代小学校   | 719                    | 327          | 16,168 | 55.9      | 15,601        | 65.3      | 567         | 11.3      | 4,732             | 16.4      | 2,290                     | 57.3      |
| 守山 | 天子田小学校  | 263                    | 156          | 10,848 | 37.0      | 10,554        | 43.4      | 294         | 5.9       | 2,807             | 9.6       | 888                       | 20.2      |
| 守山 | 二城小学校   | 375                    | 187          | 10,552 | 36.8      | 10,283        | 43.2      | 269         | 5.5       | 2,630             | 9.2       | 1,498                     | 37.5      |
| 守山 | 森孝東小学校  | 143                    | 61           | 2,780  | 9.7       | 2,731         | 11.4      | 49          | 1.0       | 825               | 2.9       | 445                       | 10.9      |
| 守山 | 森孝西小学校  | 200                    | 119          | 6,867  | 23.7      | 6,683         | 27.8      | 184         | 3.7       | 2,291             | 7.9       | 756                       | 18.4      |
| 守山 | 西城小学校   | 215                    | 140          | 8,222  | 28.4      | 7,998         | 33.3      | 224         | 4.5       | 1,906             | 6.6       | 1,298                     | 31.7      |
| 守山 | 大森北小学校  | 312                    | 173          | 10,282 | 35.8      | 10,007        | 41.9      | 275         | 5.7       | 2,542             | 8.9       | 1,413                     | 35.3      |
| 守山 | 小幡北小学校  | 308                    | 162          | 9,817  | 33.5      | 9,571         | 39.4      | 246         | 4.9       | 2,683             | 9.2       | 1,204                     | 27.4      |
| 守山 | 吉根小学校   | 527                    | 259          | 17,934 | 62.3      | 17,235        | 71.8      | 699         | 14.6      | 5,746             | 20.0      | 2,692                     | 65.7      |
| 守山 | 下志段味小学校 | 837                    | 403          | 23,647 | 82.7      | 23,042        | 96.8      | 605         | 12.6      | 3,862             | 13.5      | 3,268                     | 81.7      |
| 守山 | 上志段味小学校 | 843                    | 476          | 27,672 | 97.1      | 27,335        | 114.9     | 337         | 7.2       | 6,818             | 23.9      | 4,163                     | 104.1     |
| 天白 | 天白小学校   | 822                    | 365          | 22,791 | 77.8      | 22,340        | 91.9      | 451         | 9.0       | 3,654             | 12.5      | 3,612                     | 82.1      |
| 天白 | 野並小学校   | 499                    | 227          | 17,691 | 62.5      | 17,560        | 74.1      | 131         | 2.8       | 6,555             | 23.2      | 2,632                     | 67.5      |
| 天白 | 八事東小学校  | 605                    | 326          | 22,692 | 78.8      | 22,343        | 93.1      | 349         | 7.3       | 5,730             | 19.9      | 3,159                     | 77.0      |
| 天白 | 表山小学校   | 496                    | 290          | 16,141 | 56.0      | 16,028        | 67.1      | 113         | 2.3       | 3,474             | 12.1      | 1,673                     | 41.8      |
| 天白 | 平針小学校   | 547                    | 268          | 15,758 | 53.8      | 15,330        | 63.1      | 428         | 8.6       | 5,069             | 17.3      | 1,956                     | 44.5      |
| 天白 | 平針南小学校  | 456                    | 291          | 13,014 | 45.2      | 12,710        | 53.2      | 304         | 6.2       | 5,182             | 18.0      | 1,754                     | 43.9      |
| 天白 | 植田小学校   | 521                    | 256          | 11,288 | 39.6      | 11,164        | 46.7      | 124         | 2.7       | 2,669             | 9.4       | 1,514                     | 37.9      |
| 天白 | 山根小学校   | 451                    | 198          | 11,292 | 39.8      | 11,219        | 47.1      | 73          | 1.6       | 4,980             | 17.5      | 1,412                     | 36.2      |
| 天白 | 相生小学校   | 285                    | 155          | 8,237  | 28.7      | 8,162         | 34.2      | 75          | 1.6       | 1,344             | 4.7       | 1,401                     | 35.0      |
| 天白 | 大坪小学校   | 383                    | 180          | 10,414 | 35.5      | 10,265        | 42.2      | 149         | 3.0       | 3,548             | 12.1      | 1,213                     | 27.6      |
| 天白 | 原小学校    | 592                    | 324          | 17,191 | 59.7      | 17,018        | 70.9      | 173         | 3.6       | 3,595             | 12.5      | 2,378                     | 58.0      |
| 天白 | 植田南小学校  | 490                    | 304          | 19,271 | 66.7      | 18,788        | 78.3      | 483         | 9.9       | 4,403             | 15.2      | 2,273                     | 55.4      |
| 天白 | 平針北小学校  | 258                    | 142          | 8,398  | 29.3      | 8,163         | 34.2      | 235         | 4.9       | 1,804             | 6.3       | 1,052                     | 26.3      |
| 天白 | 植田北小学校  | 450                    | 189          | 12,150 | 42.0      | 11,949        | 50.0      | 201         | 4.0       | 2,881             | 10.0      | 1,289                     | 32.2      |
| 天白 | 植田東小学校  | 571                    | 277          | 18,192 | 62.1      | 17,942        | 73.8      | 250         | 5.0       | 4,439             | 15.2      | 3,264                     | 74.2      |
| 天白 | たかしま小学校 | 418                    | 222          | 13,952 | 49.1      | 13,882        | 58.6      | 70          | 1.5       | 5,157             | 18.2      | 1,512                     | 37.8      |

※1 令和8年5月1日現在の小学校の在籍児童数です。

※2 登録者数は令和7年3月末時点の数値です。

※3 みやこ小学校の令和6年度の登録者数等は、内山小学校と大和小学校の数値を合算したものです。(令和8年4月統合)

③放課後事業実施校登録・参加児童数実績一覧（令和5年度）

(人)

| 区名 | 学校名        | 令和8年度<br>在籍児童数<br>(※1) | 令和5年度        |        |           |               |           |             |           |                   |           |                           |           |
|----|------------|------------------------|--------------|--------|-----------|---------------|-----------|-------------|-----------|-------------------|-----------|---------------------------|-----------|
|    |            |                        | 登録者数<br>(※2) | 参加者数   |           | 月～金曜日<br>参加者数 |           | 土曜日<br>参加者数 |           | (再掲)17時以降<br>参加者数 |           | (再掲)長期休業<br>中参加者数<br>(平日) |           |
|    |            |                        |              | 延べ     | 1日<br>あたり | 延べ            | 1日<br>あたり | 延べ          | 1日<br>あたり | 延べ                | 1日<br>あたり | 延べ                        | 1日<br>あたり |
| 千種 | 春岡小学校      | 272                    | 167          | 6,855  | 23.6      | 6,699         | 27.9      | 156         | 3.1       | 1,255             | 4.3       | 944                       | 23.6      |
| 千種 | 千種小学校      | 260                    | 152          | 8,132  | 28.7      | 7,985         | 34.1      | 147         | 3.0       | 793               | 2.8       | 843                       | 24.1      |
| 千種 | 高見小学校      | 555                    | 391          | 13,345 | 46.0      | 13,057        | 54.4      | 288         | 5.8       | 3,908             | 13.5      | 1,258                     | 31.5      |
| 千種 | 田代小学校      | 1,097                  | 497          | 24,749 | 87.1      | 24,475        | 104.1     | 274         | 5.6       | 5,655             | 19.9      | 1,960                     | 56.0      |
| 千種 | 上野小学校      | 770                    | 335          | 13,070 | 45.7      | 12,572        | 52.8      | 498         | 10.4      | 3,116             | 10.9      | 1,647                     | 43.3      |
| 千種 | 東山小学校      | 921                    | 476          | 23,402 | 81.3      | 23,192        | 97.0      | 210         | 4.3       | 2,230             | 7.7       | 1,279                     | 32.8      |
| 千種 | 自由ヶ丘小学校    | 312                    | 187          | 11,528 | 39.8      | 11,244        | 46.9      | 284         | 5.7       | 2,764             | 9.5       | 1,430                     | 35.8      |
| 千種 | 千石小学校      | 184                    | 119          | 7,073  | 24.5      | 6,926         | 29.0      | 147         | 2.9       | 3,086             | 10.7      | 996                       | 25.5      |
| 千種 | 富士見台小学校    | 779                    | 344          | 19,238 | 65.9      | 18,812        | 77.7      | 426         | 8.5       | 4,875             | 16.7      | 1,734                     | 41.3      |
| 千種 | 星ヶ丘小学校     | 430                    | 232          | 9,380  | 32.2      | 9,183         | 38.1      | 197         | 3.9       | 805               | 2.8       | 1,157                     | 28.2      |
| 千種 | 宮根小学校      | 292                    | 115          | 5,430  | 18.9      | 5,267         | 22.0      | 163         | 3.3       | 1,298             | 4.5       | 664                       | 17.0      |
| 千種 | 千代田橋小学校    | 338                    | 170          | 7,419  | 25.6      | 7,240         | 30.0      | 179         | 3.7       | 3,079             | 10.6      | 685                       | 16.7      |
| 千種 | 見付小学校      | 403                    | 222          | 13,701 | 48.2      | 13,625        | 58.0      | 76          | 1.6       | 874               | 3.1       | 464                       | 13.3      |
| 千種 | みやこ小学校(※3) | 423                    | 206          | 10,528 | 36.4      | 10,331        | 43.0      | 197         | 4.0       | 3,859             | 13.3      | 1,337                     | 33.4      |
| 中  | 松原小学校      | 275                    | 129          | 7,905  | 27.3      | 7,646         | 31.9      | 259         | 5.2       | 2,699             | 9.3       | 1,278                     | 32.0      |
| 昭和 | 鶴舞小学校      | 280                    | 140          | 9,305  | 32.3      | 9,073         | 38.1      | 232         | 4.6       | 3,330             | 11.6      | 1,199                     | 31.6      |
| 昭和 | 吹上小学校      | 497                    | 247          | 12,765 | 44.2      | 12,118        | 50.7      | 647         | 12.9      | 3,172             | 11.0      | 1,569                     | 40.2      |
| 昭和 | 村雲小学校      | 369                    | 201          | 13,539 | 47.2      | 13,335        | 56.0      | 204         | 4.2       | 1,723             | 6.0       | 2,031                     | 52.1      |
| 昭和 | 松栄小学校      | 936                    | 428          | 24,947 | 85.4      | 24,461        | 101.1     | 486         | 9.7       | 5,266             | 18.0      | 2,487                     | 59.2      |
| 昭和 | 御器所小学校     | 588                    | 327          | 19,374 | 67.3      | 19,227        | 80.4      | 147         | 3.0       | 3,422             | 11.9      | 2,049                     | 52.5      |
| 昭和 | 広路小学校      | 534                    | 257          | 13,193 | 45.2      | 13,003        | 53.7      | 190         | 3.8       | 4,174             | 14.3      | 1,460                     | 34.8      |
| 昭和 | 八事小学校      | 358                    | 151          | 7,530  | 26.1      | 7,406         | 31.0      | 124         | 2.5       | 1,793             | 6.2       | 709                       | 17.7      |
| 昭和 | 白金小学校      | 178                    | 84           | 4,749  | 16.4      | 4,488         | 18.7      | 261         | 5.3       | 388               | 1.3       | 703                       | 17.1      |
| 昭和 | 川原小学校      | 443                    | 256          | 19,001 | 65.5      | 18,105        | 75.1      | 896         | 18.3      | 3,914             | 13.5      | 2,662                     | 64.9      |
| 昭和 | 滝川小学校      | 801                    | 282          | 13,710 | 47.6      | 13,501        | 56.5      | 209         | 4.3       | 1,510             | 5.2       | 971                       | 24.9      |
| 昭和 | 伊勝小学校      | 343                    | 254          | 11,881 | 41.0      | 11,439        | 47.5      | 442         | 9.0       | 2,543             | 8.8       | 1,545                     | 37.7      |
| 港  | 成章小学校      | 170                    | 103          | 7,723  | 26.6      | 7,470         | 31.1      | 253         | 5.1       | 1,401             | 4.8       | 870                       | 21.8      |
| 守山 | 大森小学校      | 373                    | 175          | 10,365 | 35.7      | 10,148        | 42.3      | 217         | 4.3       | 3,931             | 13.6      | 1,489                     | 37.2      |
| 守山 | 小幡小学校      | 599                    | 303          | 17,170 | 58.8      | 16,926        | 69.9      | 244         | 4.9       | 5,323             | 18.2      | 2,380                     | 56.7      |
| 守山 | 守山小学校      | 661                    | 339          | 18,035 | 61.8      | 17,676        | 73.0      | 359         | 7.2       | 4,720             | 16.2      | 2,279                     | 54.3      |
| 守山 | 廿軒家小学校     | 520                    | 211          | 11,201 | 38.9      | 10,778        | 45.1      | 423         | 8.6       | 3,272             | 11.4      | 1,754                     | 45.0      |
| 守山 | 鳥羽見小学校     | 314                    | 151          | 6,626  | 23.0      | 6,436         | 26.9      | 190         | 3.9       | 1,538             | 5.3       | 1,028                     | 25.7      |
| 守山 | 瀬古小学校      | 657                    | 288          | 11,365 | 39.3      | 11,226        | 46.8      | 139         | 2.8       | 4,609             | 15.9      | 1,748                     | 42.6      |
| 守山 | 志段味東小学校    | 653                    | 243          | 12,492 | 43.4      | 12,390        | 51.8      | 102         | 2.1       | 4,002             | 13.9      | 1,388                     | 34.7      |
| 守山 | 志段味西小学校    | 471                    | 217          | 15,184 | 52.2      | 14,898        | 61.8      | 286         | 5.7       | 4,835             | 16.6      | 1,720                     | 41.0      |
| 守山 | 白沢小学校      | 471                    | 230          | 11,437 | 39.7      | 10,998        | 45.8      | 439         | 9.1       | 3,138             | 10.9      | 1,880                     | 47.0      |

| 区名 | 学校名         | 令和8年度<br>在籍<br>児童数<br>(※1) | 令和5年度            |        |           |               |           |             |           |                   |           |                           |           |
|----|-------------|----------------------------|------------------|--------|-----------|---------------|-----------|-------------|-----------|-------------------|-----------|---------------------------|-----------|
|    |             |                            | 登録<br>者数<br>(※2) | 参加者数   |           | 月～金曜日<br>参加者数 |           | 土曜日<br>参加者数 |           | (再掲)17時以降<br>参加者数 |           | (再掲)長期休業<br>中参加者数<br>(平日) |           |
|    |             |                            |                  | 延べ     | 1日<br>あたり | 延べ            | 1日<br>あたり | 延べ          | 1日<br>あたり | 延べ                | 1日<br>あたり | 延べ                        | 1日<br>あたり |
| 守山 | 本地丘小学校      | 48                         | 39               | 2,378  | 8.2       | 2,352         | 9.8       | 26          | 0.5       | 538               | 1.8       | 485                       | 11.8      |
| 守山 | 苗代小学校       | 719                        | 321              | 13,059 | 45.0      | 12,576        | 52.4      | 483         | 9.7       | 5,274             | 18.2      | 1,948                     | 48.7      |
| 守山 | 天子田小学校      | 263                        | 139              | 9,452  | 32.4      | 9,211         | 38.1      | 241         | 4.8       | 2,720             | 9.3       | 810                       | 19.3      |
| 守山 | 二城小学校       | 375                        | 174              | 10,869 | 37.9      | 10,565        | 44.4      | 304         | 6.2       | 3,058             | 10.7      | 1,411                     | 36.2      |
| 守山 | 森孝東小学校      | 143                        | 56               | 2,995  | 10.4      | 2,945         | 12.4      | 50          | 1.0       | 537               | 1.9       | 445                       | 11.7      |
| 守山 | 森孝西小学校      | 200                        | 115              | 7,159  | 24.7      | 6,955         | 29.0      | 204         | 4.1       | 2,883             | 9.9       | 807                       | 19.7      |
| 守山 | 西城小学校       | 215                        | 127              | 8,504  | 29.3      | 8,159         | 34.0      | 345         | 6.9       | 2,147             | 7.4       | 1,283                     | 32.1      |
| 守山 | 大森北小学校      | 312                        | 157              | 8,875  | 30.9      | 8,599         | 36.1      | 276         | 5.6       | 3,048             | 10.6      | 1,091                     | 28.7      |
| 守山 | 小幡北小学校      | 308                        | 167              | 8,026  | 27.6      | 7,851         | 32.6      | 175         | 3.5       | 2,389             | 8.2       | 1,245                     | 29.6      |
| 守山 | 吉根小学校       | 527                        | 224              | 13,120 | 45.6      | 12,616        | 53.0      | 504         | 10.1      | 4,122             | 14.3      | 1,858                     | 47.6      |
| 守山 | 下志段味小学校     | 837                        | 389              | 20,695 | 72.1      | 20,182        | 85.2      | 513         | 10.3      | 3,879             | 13.5      | 2,879                     | 75.8      |
| 守山 | 上志段味小学校     | 843                        | 400              | 21,908 | 75.5      | 21,720        | 90.1      | 188         | 3.8       | 5,277             | 18.2      | 3,059                     | 74.6      |
| 天白 | 天白小学校       | 822                        | 264              | 20,439 | 70.2      | 20,009        | 83.0      | 430         | 8.6       | 3,720             | 12.8      | 3,466                     | 82.5      |
| 天白 | 野並小学校       | 499                        | 227              | 15,790 | 56.2      | 15,646        | 66.9      | 144         | 3.1       | 5,410             | 19.3      | 2,175                     | 62.1      |
| 天白 | 八事東小学校      | 605                        | 315              | 18,842 | 65.7      | 18,576        | 78.1      | 266         | 5.4       | 3,807             | 13.3      | 2,492                     | 65.6      |
| 天白 | 表山小学校       | 496                        | 273              | 12,796 | 44.4      | 12,670        | 53.0      | 126         | 2.6       | 2,485             | 8.6       | 1,237                     | 31.7      |
| 天白 | 平針小学校       | 547                        | 228              | 11,035 | 37.8      | 10,702        | 44.2      | 333         | 6.7       | 2,961             | 10.1      | 1,417                     | 33.7      |
| 天白 | 平針南小学校      | 456                        | 269              | 10,831 | 37.5      | 10,536        | 43.9      | 295         | 6.0       | 4,280             | 14.8      | 1,460                     | 36.5      |
| 天白 | 植田小学校       | 521                        | 222              | 10,035 | 35.2      | 9,926         | 42.1      | 109         | 2.2       | 2,221             | 7.8       | 1,139                     | 30.8      |
| 天白 | 山根小学校       | 451                        | 210              | 9,470  | 33.5      | 9,345         | 39.8      | 125         | 2.6       | 4,516             | 16.0      | 1,209                     | 33.6      |
| 天白 | 相生小学校       | 285                        | 128              | 6,754  | 23.5      | 6,609         | 27.8      | 145         | 3.0       | 1,306             | 4.6       | 1,036                     | 26.6      |
| 天白 | 大坪小学校       | 383                        | 175              | 8,459  | 29.0      | 8,358         | 34.5      | 101         | 2.0       | 2,589             | 8.9       | 927                       | 22.1      |
| 天白 | 原小学校        | 592                        | 308              | 16,185 | 56.2      | 15,957        | 67.0      | 228         | 4.6       | 3,763             | 13.1      | 2,313                     | 60.9      |
| 天白 | 植田南小学校      | 490                        | 270              | 18,068 | 62.5      | 17,633        | 73.8      | 435         | 8.7       | 5,032             | 17.4      | 2,040                     | 51.0      |
| 天白 | 平針北小学校      | 258                        | 127              | 7,165  | 25.0      | 6,940         | 29.2      | 225         | 4.6       | 1,547             | 5.4       | 832                       | 21.9      |
| 天白 | 植田北小学校      | 450                        | 167              | 10,150 | 35.0      | 9,872         | 41.1      | 278         | 5.6       | 2,190             | 7.6       | 1,039                     | 26.0      |
| 天白 | 植田東小学校      | 571                        | 250              | 14,082 | 48.4      | 13,846        | 57.5      | 236         | 4.7       | 2,825             | 9.7       | 2,195                     | 52.3      |
| 天白 | たかしま小学校(※4) | 418                        | 201              | 13,167 | 46.9      | 12,959        | 55.6      | 208         | 4.3       | 5,142             | 18.3      | 1,599                     | 46.3      |

※1 令和8年5月1日現在の小学校の在籍児童数です。

※2 登録者数は令和6年3月末時点の数値です。

※3 みやこ小学校の令和6年度の登録者数等は、内山小学校と大和小学校の数値を合算したものです。(令和8年4月統合)

※4 たかしま小学校の令和5年度の登録者数等は、高坂小学校としまだ小学校の数値を合算したものです。(令和6年4月統合)

④トワイタイトルーム実施校選択事業登録及び選択事業参加実績一覧

(人)

| 区名 | 学校名     | 令和8年度<br>在籍<br>児童数<br>(※1) | 令和6年度                 |           |                                 |           |                                 |           | 令和7年度                 |           |                                 |           |                                 |           | 令和8年4月       |           |                                 |           |                                 |           |
|----|---------|----------------------------|-----------------------|-----------|---------------------------------|-----------|---------------------------------|-----------|-----------------------|-----------|---------------------------------|-----------|---------------------------------|-----------|--------------|-----------|---------------------------------|-----------|---------------------------------|-----------|
|    |         |                            | 選択事業<br>登録児童数<br>(※2) |           | 17時～18時<br>の間に帰宅<br>した<br>参加児童数 |           | 18時～19時<br>の間に帰宅<br>した<br>参加児童数 |           | 選択事業<br>登録児童数<br>(※2) |           | 17時～18時<br>の間に帰宅<br>した<br>参加児童数 |           | 18時～19時<br>の間に帰宅<br>した<br>参加児童数 |           | 選択事業<br>登録者数 |           | 17時～18時<br>の間に帰宅<br>した<br>参加児童数 |           | 18時～19時<br>の間に帰宅<br>した<br>参加児童数 |           |
|    |         |                            | 18時<br>まで             | 19時<br>まで | 延べ                              | 1日<br>あたり | 延べ                              | 1日<br>あたり | 18時<br>まで             | 19時<br>まで | 延べ                              | 1日<br>あたり | 延べ                              | 1日<br>あたり | 18時<br>まで    | 19時<br>まで | 延べ                              | 1日<br>あたり | 延べ                              | 1日<br>あたり |
| 千種 | 千石小学校   | 184                        | (令和8年度までスクール実施)       |           |                                 |           |                                 |           |                       |           |                                 |           |                                 |           |              |           |                                 |           |                                 |           |
| 千種 | 富士見台小学校 | 779                        | 64                    | 12        | 4,612                           | 16        | 1,346                           | 5         | 61                    | 8         | 4,779                           | 16        | 971                             | 3         | 64           | 15        | 466                             | 19        | 158                             | 6         |
| 中  | 松原小学校   | 275                        | (令和8年度までスクール実施)       |           |                                 |           |                                 |           |                       |           |                                 |           |                                 |           |              |           |                                 |           |                                 |           |
| 昭和 | 松栄小学校   | 936                        | 58                    | 18        | 4,594                           | 16        | 1,927                           | 7         | 71                    | 21        | 4,849                           | 17        | 2,609                           | 9         | 89           | 30        | 522                             | 21        | 264                             | 11        |
| 昭和 | 広路小学校   | 534                        | 38                    | 3         | 3,929                           | 13        | 618                             | 2         | 32                    | 4         | 3,258                           | 11        | 638                             | 2         | 33           | 6         | 263                             | 11        | 47                              | 2         |
| 港  | 成章小学校   | 170                        | (令和8年度までスクール実施)       |           |                                 |           |                                 |           |                       |           |                                 |           |                                 |           |              |           |                                 |           |                                 |           |
| 守山 | 小幡小学校   | 599                        | 57                    | 8         | 4,570                           | 16        | 1,531                           | 5         | 65                    | 19        | 5,629                           | 19        | 2,222                           | 8         | 74           | 27        | 648                             | 26        | 257                             | 10        |
| 守山 | 守山小学校   | 661                        | 60                    | 6         | 5,567                           | 19        | 929                             | 3         | 72                    | 7         | 6,903                           | 24        | 697                             | 2         | 67           | 12        | 620                             | 25        | 100                             | 4         |
| 守山 | 志段味西小学校 | 471                        | 30                    | 5         | 2,382                           | 8         | 654                             | 2         | 22                    | 3         | 1,798                           | 6         | 367                             | 1         | 31           | 3         | 187                             | 8         | 40                              | 2         |

#### ④トワイライトルーム実施校選択事業登録及び選択事業参加実績一覧

(人)

| 区名 | 学校名    | 令和8年度<br>在籍児童数<br>(※1) | 令和6年度                 |           |                                 |           |                                 |           | 令和7年度                 |           |                                 |           |                                 |           | 令和8年4月       |           |                                 |           |                                 |           |
|----|--------|------------------------|-----------------------|-----------|---------------------------------|-----------|---------------------------------|-----------|-----------------------|-----------|---------------------------------|-----------|---------------------------------|-----------|--------------|-----------|---------------------------------|-----------|---------------------------------|-----------|
|    |        |                        | 選択事業<br>登録児童数<br>(※2) |           | 17時～18時<br>の間に帰宅<br>した<br>参加児童数 |           | 18時～19時<br>の間に帰宅<br>した<br>参加児童数 |           | 選択事業<br>登録児童数<br>(※2) |           | 17時～18時<br>の間に帰宅<br>した<br>参加児童数 |           | 18時～19時<br>の間に帰宅<br>した<br>参加児童数 |           | 選択事業<br>登録者数 |           | 17時～18時<br>の間に帰宅<br>した<br>参加児童数 |           | 18時～19時<br>の間に帰宅<br>した<br>参加児童数 |           |
|    |        |                        | 18時<br>まで             | 19時<br>まで | 延べ                              | 1日<br>あたり | 延べ                              | 1日<br>あたり | 18時<br>まで             | 19時<br>まで | 延べ                              | 1日<br>あたり | 延べ                              | 1日<br>あたり | 18時<br>まで    | 19時<br>まで | 延べ                              | 1日<br>あたり | 延べ                              | 1日<br>あたり |
| 守山 | 天子田小学校 | 263                    | 24                    | 5         | 2,122                           | 7         | 636                             | 2         | 22                    | 2         | 2,512                           | 9         | 649                             | 2         | 24           | 5         | 220                             | 9         | 69                              | 3         |
| 守山 | 小幡北小学校 | 308                    | 19                    | 4         | 2,067                           | 7         | 543                             | 2         | 25                    | 8         | 3,067                           | 11        | 865                             | 3         | 40           | 11        | 331                             | 13        | 92                              | 4         |
| 天白 | 天白小学校  | 822                    | 52                    | 4         | 3,678                           | 13        | 554                             | 2         | 51                    | 7         | 4,875                           | 17        | 658                             | 2         | 61           | 6         | 511                             | 20        | 20                              | 1         |
| 天白 | 平針小学校  | 547                    | 39                    | 12        | 3,491                           | 12        | 1,513                           | 5         | 50                    | 7         | 4,502                           | 15        | 776                             | 3         | 63           | 7         | 436                             | 17        | 52                              | 2         |
| 天白 | 大坪小学校  | 383                    | 27                    | 7         | 2,933                           | 10        | 600                             | 2         | 35                    | 6         | 3,009                           | 10        | 862                             | 3         | 32           | 8         | 258                             | 10        | 59                              | 2         |
| 天白 | 植田東小学校 | 571                    | 43                    | 11        | 4,211                           | 14        | 1,044                           | 4         | 54                    | 11        | 4,761                           | 16        | 1,556                           | 5         | 52           | 11        | 388                             | 16        | 100                             | 4         |

※1 令和8年5月1日現在の小学校の在籍児童数です。

※2 令和6年度・7年度の選択事業登録児童数は、各年度の3月末時点の数値です。

⑤ プレイルーム以外の主な活動場所の利用状況について

※ プレイルーム以外の活動場所は、学校教育に支障が出ない範囲での利用となります。

※ 本市が令和7年度に全トワイライトスクール及びトワイライトルームを対象として実施した調査等を基に作成しています。令和8年度以降の施設利用を保証するものではありません。

| 【使用頻度の凡例】 |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 1：ほぼ毎日    | 2：週に数回程度   | 3：月に数回程度  |
| 4：学期に数回程度 | 5：年に1～2回程度 | 6：長期休業中のみ |
| 7：使用していない | 8：該当がない    |           |

| 区名 | 学校名     | 運動場 | 中庭 | プレイルーム<br>以外の屋内の<br>スペース | 体育館 | 図書館 | 他の教室<br>(特別教室等) |
|----|---------|-----|----|--------------------------|-----|-----|-----------------|
| 千種 | 春岡小学校   | 2   | 8  | 8                        | 3   | 7   | 4               |
| 千種 | 千種小学校   | 1   | 7  | 7                        | 3   | 7   | 7               |
| 千種 | 高見小学校   | 3   | 8  | 1                        | 7   | 7   | 2               |
| 千種 | 田代小学校   | 2   | 8  | 8                        | 3   | 8   | 1               |
| 千種 | 上野小学校   | 3   | 2  | 4                        | 8   | 7   | 3               |
| 千種 | 東山小学校   | 4   | 4  | 8                        | 5   | 4   | 4               |
| 千種 | 自由ヶ丘小学校 | 1   | 8  | 1                        | 7   | 7   | 7               |
| 千種 | 千石小学校   | 3   | 4  | 1                        | 3   | 4   | 7               |
| 千種 | 富士見台小学校 | 4   | 8  | 8                        | 5   | 4   | 1               |
| 千種 | 星ヶ丘小学校  | 3   | 8  | 8                        | 6   | 4   | 8               |
| 千種 | 宮根小学校   | 5   | 5  | 5                        | 4   | 7   | 4               |
| 千種 | 千代田橋小学校 | 4   | 8  | 8                        | 4   | 7   | 4               |
| 千種 | 見付小学校   | 7   | 7  | 7                        | 7   | 7   | 3               |
| 千種 | みやこ小学校  | 3   | 8  | 8                        | 3   | 7   | 7               |
| 中  | 松原小学校   | 1   | 8  | 8                        | 7   | 7   | 7               |
| 昭和 | 鶴舞小学校   | 7   | 3  | 8                        | 2   | 7   | 7               |
| 昭和 | 吹上小学校   | 3   | 8  | 7                        | 3   | 7   | 7               |
| 昭和 | 村雲小学校   | 2   | 8  | 7                        | 4   | 1   | 4               |
| 昭和 | 松栄小学校   | 2   | 8  | 5                        | 7   | 7   | 1               |
| 昭和 | 御器所小学校  | 3   | 8  | 8                        | 4   | 7   | 1               |
| 昭和 | 広路小学校   | 2   | 8  | 8                        | 2   | 7   | 7               |
| 昭和 | 八事小学校   | 3   | 7  | 7                        | 4   | 7   | 7               |
| 昭和 | 白金小学校   | 3   | 8  | 7                        | 3   | 7   | 7               |
| 昭和 | 川原小学校   | 3   | 8  | 1                        | 3   | 6   | 7               |
| 昭和 | 滝川小学校   | 5   | 8  | 8                        | 5   | 5   | 7               |
| 昭和 | 伊勝小学校   | 3   | 4  | 7                        | 7   | 7   | 7               |
| 港  | 成章小学校   | 6   | 8  | 8                        | 4   | 7   | 7               |
| 守山 | 大森小学校   | 1   | 7  | 8                        | 3   | 7   | 1               |
| 守山 | 小幡小学校   | 1   | 7  | 7                        | 7   | 7   | 6               |
| 守山 | 守山小学校   | 2   | 3  | 8                        | 3   | 8   | 8               |
| 守山 | 廿軒家小学校  | 4   | 4  | 8                        | 4   | 8   | 3               |
| 守山 | 鳥羽見小学校  | 2   | 3  | 7                        | 3   | 7   | 7               |
| 守山 | 瀬古小学校   | 6   | 7  | 8                        | 4   | 8   | 3               |
| 守山 | 志段味東小学校 | 3   | 3  | 3                        | 7   | 7   | 1               |

⑤ プレイルーム以外の主な活動場所の利用状況について

※ プレイルーム以外の活動場所は、学校教育に支障が出ない範囲での利用となります。

※ 本市が令和7年度に全トワイライトスクール及びトワイライトルームを対象として実施した調査等を基に作成しています。令和8年度以降の施設利用を保証するものではありません。

| 【使用頻度の凡例】 |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 1：ほぼ毎日    | 2：週に数回程度   | 3：月に数回程度  |
| 4：学期に数回程度 | 5：年に1～2回程度 | 6：長期休業中のみ |
| 7：使用していない | 8：該当がない    |           |

| 区名 | 学校名     | 運動場 | 中庭 | プレイルーム<br>以外の屋内の<br>スペース | 体育館 | 図書館 | 他の教室<br>(特別教室等) |
|----|---------|-----|----|--------------------------|-----|-----|-----------------|
| 守山 | 志段味西小学校 | 2   | 7  | 7                        | 7   | 7   | 7               |
| 守山 | 白沢小学校   | 2   | 8  | 8                        | 3   | 7   | 2               |
| 守山 | 本地丘小学校  | 3   | 4  | 8                        | 7   | 7   | 7               |
| 守山 | 苗代小学校   | 6   | 8  | 8                        | 5   | 7   | 7               |
| 守山 | 天子田小学校  | 3   | 8  | 8                        | 3   | 7   | 7               |
| 守山 | 二城小学校   | 3   | 8  | 8                        | 5   | 7   | 7               |
| 守山 | 森孝東小学校  | 5   | 4  | 7                        | 7   | 7   | 7               |
| 守山 | 森孝西小学校  | 2   | 8  | 7                        | 3   | 3   | 4               |
| 守山 | 西城小学校   | 3   | 7  | 7                        | 2   | 7   | 7               |
| 守山 | 大森北小学校  | 1   | 8  | 8                        | 4   | 7   | 7               |
| 守山 | 小幡北小学校  | 3   | 7  | 7                        | 4   | 7   | 7               |
| 守山 | 吉根小学校   | 2   | 2  | 8                        | 3   | 7   | 3               |
| 守山 | 下志段味小学校 | 7   | 8  | 8                        | 7   | 7   | 1               |
| 守山 | 上志段味小学校 | 1   | 8  | 4                        | 5   | 3   | 1               |
| 天白 | 天白小学校   | 3   | 2  | 8                        | 3   | 8   | 8               |
| 天白 | 野並小学校   | 3   | 7  | 7                        | 7   | 7   | 1               |
| 天白 | 八事東小学校  | 4   | 1  | 4                        | 5   | 1   | 1               |
| 天白 | 表山小学校   | 2   | 5  | 8                        | 7   | 7   | 7               |
| 天白 | 平針小学校   | 4   | 7  | 7                        | 4   | 7   | 7               |
| 天白 | 平針南小学校  | 3   | 3  | 8                        | 2   | 4   | 7               |
| 天白 | 植田小学校   | 2   | 8  | 7                        | 5   | 7   | 2               |
| 天白 | 山根小学校   | 2   | 8  | 8                        | 4   | 7   | 7               |
| 天白 | 相生小学校   | 7   | 1  | 8                        | 7   | 7   | 7               |
| 天白 | 大坪小学校   | 1   | 6  | 8                        | 7   | 7   | 1               |
| 天白 | 原小学校    | 1   | 8  | 7                        | 5   | 7   | 4               |
| 天白 | 植田南小学校  | 2   | 4  | 1                        | 3   | 4   | 1               |
| 天白 | 平針北小学校  | 5   | 7  | 7                        | 7   | 7   | 7               |
| 天白 | 植田北小学校  | 2   | 4  | 7                        | 5   | 7   | 7               |
| 天白 | 植田東小学校  | 2   | 8  | 1                        | 6   | 8   | 5               |
| 天白 | たかしま小学校 | 1   | 7  | 8                        | 7   | 7   | 4               |

⑥地域協力員の人数と主な体験活動について

| 区名 | 学校名     | 地域協力員数(※) | 体験活動の内容   |          |              |            |            |             |            |          |
|----|---------|-----------|---|----------|--------------|------------|------------|-------------|------------|----------|
|    |         |           | 令和8年度4月と5月に各トワイライトスクール及びトワイライトルームから発行された「たより」の主な講座内容を基に作成しています。<br>掲載した体験活動以外にも、体験活動が企画・実施されている場合があります。 |          |              |            |            |             |            |          |
| 千種 | 春岡小学校   | 12        | ソフトバレー  | たのしい工作   | むかし話         | カンフー       | バトミントン     | レクリエーション    |            |          |
| 千種 | 千種小学校   | 4         | 落語を楽しく  | 英語で楽しく   | 絵本を楽しむ       | かるた教室      | ポッチャ教室     | グラウンドゴルフ    | 運動教室       |          |
| 千種 | 高見小学校   | 14        | 楽しいマジック   | サッカー教室   | 音楽あそび        | 折紙教室       | 楽しい囲碁      | 科学工作        | 動物創作       | ぜに太鼓     |
| 千種 | 田代小学校   | 14        | 折り紙を楽しもう  | フラワーアレンジ | プラモデル        | 英語と工作      | お琴を弾いてみよう  | お抹茶をいただく    | ビーズ教室      | 押し花アート   |
| 千種 | 上野小学校   | 14        | ぜに太鼓  | パネルシアター  | 卓球           | 踊り練習会      | ペーパークラフト   | 折り紙         | 工作         | アクセサリー   |
| 千種 | 東山小学校   | 12        | 工作  | 折り紙      |              |            |            |             |            |          |
| 千種 | 自由ヶ丘小学校 | 7         | グラウンドゴルフ  | サッカー     | 読み聞かせ        | タブレットでお絵かき | 生き物大発見     | わらべうたあそび    | わくわくワーク    |          |
| 千種 | 千石小学校   | 8         | はた織りあそび   | 大正琴を弾こう  | 読み聞かせ        | 手話         | ダンス        | たのしい工作      | 小物作り       |          |
| 千種 | 高土見白小学校 | 17        | 作って遊ぼう  | うたいながら   | 楽しい工作        | ビーズ教室      | 編み物教室      | 手話で遊ぼう      | 学びの活動      | 茶道教室     |
| 千種 | 星ヶ丘小学校  | 10        | 英語遊び  | ドッジボール   | 読み聞かせ        | バルーン遊び     | 将棋         | マジック        | みんなで歌おう    | グラウンドゴルフ |
| 千種 | 宮根小学校   | 10        | おはなしポケット  | バドミントン   | アート          | 音楽遊び       | お話宝箱       | 手話          | 楽しい工作      |          |
| 千種 | 千代田橋小学校 | 6         | 読み聞かせ   | ゲームで遊ぼう  | 将棋入門         | グラウンドゴルフ   | 手芸         | ポッチャ        | 一輪車で遊ぼう    | 音楽遊び     |
| 千種 | 見付小学校   | 14        | 抹茶をいただく   | お話を聞こう   | 花をいけよう       | スタンドガラスアート |            |             |            |          |
| 千種 | みやこ小学校  | 20        | バランスボール   | わくわくお話   | 季節の工作        | 将棋         | グラウンドゴルフ   | 読み聞かせ       | 折り紙        | 書道       |
| 中  | 松原小学校   | 8         | 紙芝居とゲーム   | 楽しいアート   | 楽しいポッチャ      | お茶会        |            |             |            |          |
| 昭和 | 鶴舞小学校   | 15        | 読み聞かせ   | 工作       | フィットネス       | 手品         | 紙しばい       | おはなし会       | おえかき       | ビーズで作ろう  |
| 昭和 | 吹上小学校   | 9         | バルーンアート   | 卓球で遊ぼう   | 折り紙          | 空手道        | 作って遊ぼう     | ボール遊び       | 将棋で遊ぼう     | 手芸       |
| 昭和 | 村雲小学校   | 10        | 運動を楽しもう   | 英語で遊ぼう   | とりとなかよし      | 百人一首       | 香りの教室      |             |            |          |
| 昭和 | 松栄小学校   | 10        | 中国語   | 読み聞かせ    | 英語           | インドアゲーム    | 習字         | キッズアロマ      | グラウンドゴルフ   | イラスト大会   |
| 昭和 | 御器所小学校  | 14        | 手話教室  | 日本舞踊     | 香りの教室        | 折り紙        | 切り絵        | 読み聞かせ       | 楽しいぬり絵     |          |
| 昭和 | 広路小学校   | 9         | グラウンドゴルフ  | お琴を習おう   | 楽しいあみもの      | ドッジボール     | お花を習おう     | 英語で遊ぼう      |            |          |
| 昭和 | 八事小学校   | 10        | 本の読み聞かせ   | 文学で遊ぼう   | 将棋クラブ        | グラウンドゴルフ   | みんなで楽しく歌おう | アートクラブ      | おりがみ       | あみもの     |
| 昭和 | 白金小学校   | 11        | バドミントン  | たのしい将棋   | ポッチャ         | クッキー作り     | ドッチビー      | たのしい工作      | 中国語で話そう    |          |
| 昭和 | 川原小学校   | 14        | 読み聞かせ   | オセロクラブ   | メッセージカードを書こう | 剣道体験会      | ミサングクラブ    | フラワーアレンジメント | マインドフルネスヨガ | ナンプレクラブ  |
| 昭和 | 滝川小学校   | 9         | すてきな字を書こう   | 歴史教室     | 水彩画を楽しもう     | おはなし文庫     |            |             |            |          |
| 昭和 | 伊勝小学校   | 15        | フラダンス   | ポッチャ     | バランスボール      | いご         | ナンプレ検定     | チアダンス       | しょうぎ       | 防災教室     |
| 港  | 成章小学校   | 21        | 絵画教室  | ドッチビー教室  | 室内レク教室       | 読み聞かせ教室    | 合気道教室      | 卓球教室        | 琴教室        | 茶道教室     |
| 守山 | 大森小学校   | 19        | 手話で楽しもう   | 紙と遊ぼう    | 琴をひいてみよう     | ミニテニス      | 絵本を聞く会     | みんなで遊ぼう     | ディスクドッチ    | 紙ひこうき    |
| 守山 | 小幡小学校   | 12        | 読み聞かせ   | グラウンドゴルフ | 切り絵          | 将棋を楽しもう    | モルックを楽しもう  | ガラスと遊ぼう     | アレンジメント講座  |          |
| 守山 | 守山小学校   | 17        | フラワー  | 将棋       | 英語           | エンジョイ英語    |            |             |            |          |
| 守山 | 甘軒家小学校  | 11        | お話遊び  | エンジョイスーツ | 卓球           | 折り紙        | ボディパーカッション | ポッチャ        | ミニテニス      | 紙工作      |

※ 令和8年1月末現在、当該小学校にて、地域協力員として活動している方の登録人数です。  
令和9年度以降の地域協力員の人数を保証するものではありません。

⑥地域協力員の人数と主な体験活動について

| 区名 | 学校名     | 地域協力員数(※) | 体験活動の内容   |             |             |              |            |             |            |           |  |  |
|----|---------|-----------|---|-------------|-------------|--------------|------------|-------------|------------|-----------|--|--|
|    |         |           | 令和8年度4月と5月に各トワイライトスクール及びトワイライトルームから発行された「たより」の主な講座内容を基に作成しています。<br>掲載した体験活動以外にも、体験活動が企画・実施されている場合があります。 |             |             |              |            |             |            |           |  |  |
| 守山 | 鳥羽見小学校  | 17        | ヨガってなに  | お話でてこい      | レクリエーション    |              |            |             |            |           |  |  |
| 守山 | 瀬古小学校   | 9         | かわいい絵手紙   | カード作り       | 歌遊び         | ボディパーカッション   | ベル遊び       | 運動遊び        | キッズダンス     | じゃんけん大会   |  |  |
| 守山 | 志段味東小学校 | 10        | 読み聞かせ講座   | 漢字講座        | グラウンドゴルフ講座  | 手作り作品講座      |            |             |            |           |  |  |
| 守山 | 志段味西小学校 | 9         | お茶説明会   | ミニ生け花       | よさこいソーラン    | お話と紙芝居       | ミュージックベル   | お茶          | アニメーション    |           |  |  |
| 守山 | 白沢小学校   | 14        | 壁飾り   | 読み聞かせ       | 楽しいマジック     | 交通安全教室       | お茶の教室      | 運動クラブ       | キッズダンス     | エコ工作      |  |  |
| 守山 | 本地丘小学校  | 7         | ぐるぐるトルネード実験   | おりがみ教室      | バランスボール     | おえかき教室       | わくわくタイム    | 自然林探検       | ポッチャ       | 読み聞かせ     |  |  |
| 守山 | 苗代小学校   | 12        | 工作  | ナゾトキ・宝探しゲーム | 手芸          | 英語あそび        | 折り紙        | 茶道          | 編み物        |           |  |  |
| 守山 | 天子田小学校  | 19        | 読み聞かせ   | グラウンドゴルフ    | 紙で遊ぼう       | 工作           | みんなで歌おう    | 図工          | 体操教室       |           |  |  |
| 守山 | 二城小学校   | 12        | お話の会  |             |             |              |            |             |            |           |  |  |
| 守山 | 森孝東小学校  | 14        | 自然観察  | 茶道教室        | 英語遊び        | 読み語り         | イラスト       | フラワーアレンジメント | 動物から学ぶ     |           |  |  |
| 守山 | 森孝西小学校  | 11        | 大正琴   | イラスト        | グラウンドゴルフ    | 英語あそび        | ポッチャをしよう   | 茶道に学ぼう      | 読み聞かせ      | ミニテニス     |  |  |
| 守山 | 西城小学校   | 8         | 自然教室  | 読み聞かせ       | 将棋教室        | マジック         | 英語教室       | 折紙教室        |            |           |  |  |
| 守山 | 大森北小学校  | 14        | ワクワク手作り   | 茶道          | よみきかせかあさん   | バドミントンをやろうよ! | 英語で遊ぼう     | 餅つき大会       |            |           |  |  |
| 守山 | 小幡北小学校  | 14        | 囲碁  | 将棋          | ミニテニス       |              |            |             |            |           |  |  |
| 守山 | 吉根小学校   | 10        | ミニサッカー  | ミニバスケットボール  | 草花の植え込み     | フルーツを楽しもう    | 言葉の部屋      | 楽しい工作       | バイオリンを楽しもう | アニメぬり絵    |  |  |
| 守山 | 下志段味小学校 | 21        | 読み聞かせ   | ソフトバレー      | よさこいソーラン    | ミニ生け花        | キッズヨガ      | グラウンドゴルフ    | ミニテニス      | お茶でお作法    |  |  |
| 守山 | 上志段味小学校 | 10        | 折り紙教室   | バイオリン       | 読み聞かせ       | かんじ・ろん語      |            |             |            |           |  |  |
| 太白 | 太白小学校   | 16        | ナンプレ  | お話と紙芝居      | させつをたのしもう   | ハンドテニス       | カレンダーをつくろう | 折り紙をたのしもう   | スポーツおにごっこ  | 手作りをたのしもう |  |  |
| 太白 | 野並小学校   | 8         | つくって遊ぶ工作  | お抹茶         | フラワーアレンジメント | マジック         | 読み聞かせ      | グラウンドゴルフ    | ターゲットポッチャ  | 俳句        |  |  |
| 太白 | 八事東小学校  | 14        | フラワー  | あみもの        | 楽しい図工       | 英語講座         | アート        | お話文庫        | アロマ        | 空手        |  |  |
| 太白 | 表山小学校   | 14        | 将棋  | 科学工作        | フラワーアレンジメント | 科学工作         | 囲碁         | 絵本だいすき      |            |           |  |  |
| 太白 | 平針小学校   | 12        | お話会   | 読み聞かせ       | ドッチビー       | パネルシアター      | 折り紙工作      |             |            |           |  |  |
| 太白 | 平針南小学校  | 16        | 英語  | 将棋          | 読み聞かせ       | 編み物          | ポッチャ       | ストーリーテリング   | クロスステッチ    | 手品        |  |  |
| 太白 | 植田小学校   | 12        | たのしい手芸  | 折り紙         | たのしいダンス     | アロマをつくろう     | 囲碁         | 将棋          | ドッジボール     | ヨガをたのしもう  |  |  |
| 太白 | 山根小学校   | 11        | 読み聞かせ教室   | 手品で遊ぼう      | グラウンドゴルフ    | フラワーアレンジメント  | お茶をたしなむ    |             |            |           |  |  |
| 太白 | 相生小学校   | 8         |   |             |             |              |            |             |            |           |  |  |
| 太白 | 大坪小学校   | 10        | テニス   | マジック教室      | 手芸          | 絵手紙          | 楽しい将棋      | 折紙          | 読み聞かせ      | ポッチャ      |  |  |
| 太白 | 原小学校    | 16        | 茶道教室  | 紙芝居         | バドミントン教室    | 楽しく踊ろう日本舞踊   | 音楽で遊ぼう     | ちよい学お楽しみ会   | 香りのクラフト    | 将棋順位戦     |  |  |
| 太白 | 植田南小学校  | 12        | おぼえよう手話   | 将棋をたのしもう    | 昔のあそび       | 読み聞かせ        | かんたん工作     | うた          | えいごであそぼ    | アロマ       |  |  |
| 太白 | 平針北小学校  | 10        | おはなしの部屋   | もの作りを楽しもう   | スポーツうごきづくり  | 音楽で遊ぼう       | グラウンドゴルフ大会 |             |            |           |  |  |
| 太白 | 植田北小学校  | 8         | 切り絵   | 茶道          | 読み聞かせ       | 百人一首         | アロマ教室      | 工作          | 音楽遊び       | おえかき      |  |  |
| 太白 | 植田東小学校  | 16        | 音楽教室  | 囲碁教室        | 読み聞かせ       | スポーツ鬼ごっこ     | キャラクター折紙   | 壁面制作        | 科学工作教室     | 世界の昔話     |  |  |
| 太白 | たかしま小学校 | 14        | おりがみ教室  | 読み聞かせ       | フラワーアレンジメント | 音楽を楽しもう      | パネルシアター    |             |            |           |  |  |

令和8年1月末現在、当該小学校にて、地域協力員として活動している方の登録人数です。

令和9年度以降の地域協力員の人数を保証するものではありません。

# トワイライトスクール

名古屋では、学校施設を活用して、子どもたちに放課後の多様な体験や活動の場を提供しています。異学年の子どもたちが、友だちと自由に遊んだり、学んだり、体験活動に参加したり、世代の異なる地域の人々と交流したりすることを通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性などを育むことを目的として実施しています。

## ⑦ トワイライトスクール基本方針図



### 自主性

子どもたちの興味・関心を引き出しながら  
何事にも積極的に取り組もうとする力を育みます

### 社会性

子ども同士の関わりを大切にしながら  
他と協力して物事を進める力を育みます

### 創造性

一人ひとりの思いや考えを大切にしながら  
よりよいものを求めて創意工夫する力を育みます

#### 学び

- 学んで得た知識を自主的に深めるきっかけづくりの場の提供
- 「自主的な学習習慣」の定着を図る働き掛け
- 読書活動推進に向けた適切な読書機会の提供

#### 遊び

- 子ども同士の関わり合いを生み出す遊びの工夫と提供
- 運動場・体育館や中庭を積極的に活用した遊びの提供
- 異学年の集団のよさを生かし、年齢に応じた役割を發揮できる遊びの提供

#### 交流

- 同学年や異学年の交流を促す活動・取組みの工夫
- 地域の中高校生・大学生・社会人や高齢者など様々な世代の交流を促進
- 長期休業中や土曜日などに、地域の方々や保護者の積極的な参加を促す場の工夫と提供

#### 体験

- 子どもの興味・関心を引き出したり、子ども同士の関わりを促したりする体験活動の実施
- 地域の特色を活かし地域住民や地域人材と積極的に連携した企画の実施
- 企業や NPO 等との連携による、魅力的で多様なプログラムの充実

#### 運営スタッフ体制

- 事業を円滑に運営するための運営スタッフの適切な配置
- 配慮を要する子どもにも適切に対応するための運営スタッフ体制の充実
- スタッフの力量向上に向けた適切な研修機会の提供

#### 安心・安全管理

- いじめや虐待の早期発見・予防に向けた適切な対応
- 食物アレルギーや障がいのある子どもなど、配慮を要する子どもへの適切な対応と継続的な支援に向けた運営スタッフ間の情報共有
- 事故防止、感染症予防等に向けた適切な対応と周知

#### 地域等との連携

- 学校・保護者 (PTA)・地域との信頼関係の構築
- 地域住民や地域人材と積極的に連携した事業の推進
- 地域の企業や学校等との積極的な連携による事業の推進

#### 緊急時対応

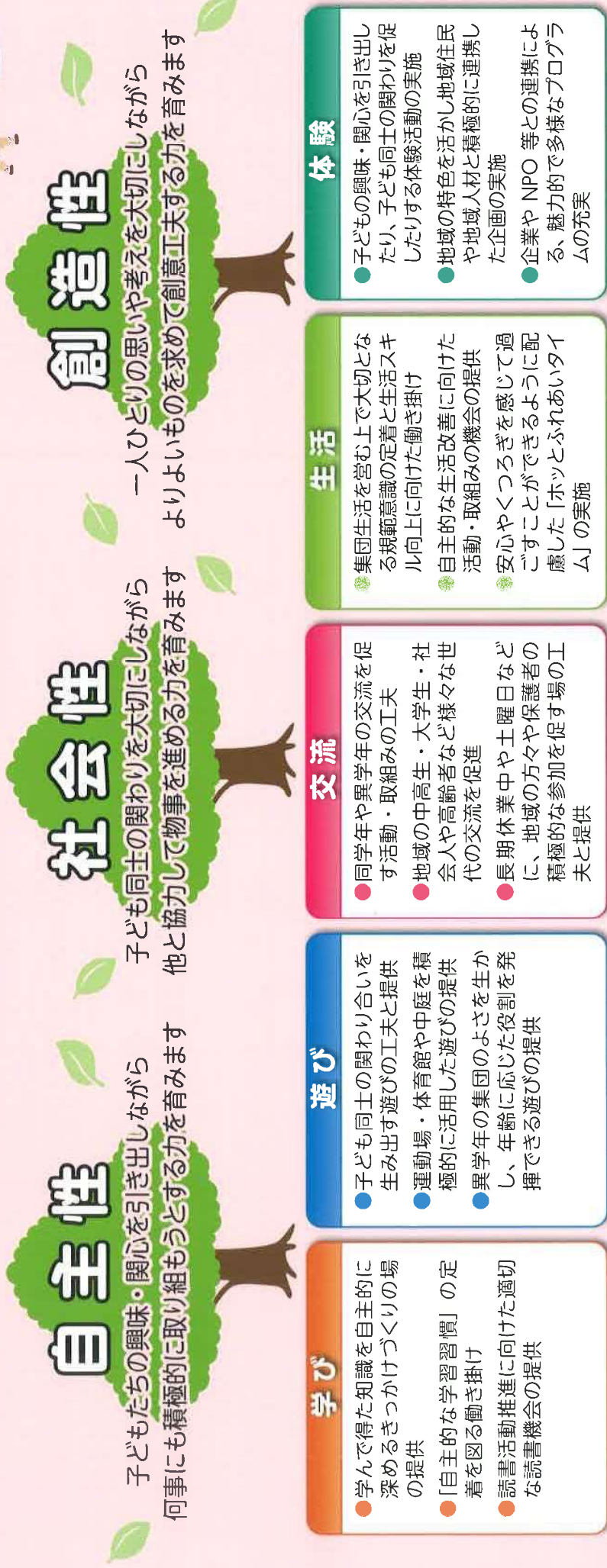
- 急病・事故発生時の迅速かつ適切な対応方法の確立
- 地震等災害時を想定した定期的な避難訓練の実施
- 食物アレルギーを含め、緊急時の適切な対応に向けた運営スタッフ間の共通理解

# トワイライトルーム

名古屋市では、学校施設を活用して、子どもたちに放課後の多様な体験や活動の場を提供するとともに、より生活に配慮する場を提供しています。異学年の子どもたちが、友だちと自由に遊んだり、学んだり、体験活動に参加したり、世代の異なる地域の人々と交流したりすることを通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育むことを目的として実施しています。



## ⑦ トワイライトルーム基本方針図



|  |  |
|--|--|
| <h4>運営スタッフ体制</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業を円滑に運営するための運営スタッフの適切な配置</li> <li>● 配慮を要する子どもにも適切に対応するための運営スタッフ体制の充実</li> <li>● スタッフの力量向上に向けた適切な研修機会の提供</li> </ul>                         | <h4>地域等との連携</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校・保護者 (PTA)・地域との信頼関係の構築</li> <li>● 地域住民や地域人材と積極的に連携した事業の推進</li> <li>● 地域の企業や学校等との積極的な連携による事業の推進</li> </ul>        |
| <h4>安心・安全管理</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● いじめや虐待の早期発見・予防に向けた適切な対応</li> <li>● 食物アレルギーや障がいのある子どもなど、配慮を要する子どもへの適切な対応と継続的な支援に向けた運営スタッフ間の情報共有</li> <li>● 事故防止、感染症予防等に向けた適切な対応と周知</li> </ul> | <h4>緊急時対応</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 急病・事故発生時の迅速かつ適切な対応方法の確立</li> <li>● 地震等災害時を想定した定期的な避難訓練の実施</li> <li>● 食物アレルギーを含め、緊急時の適切に対応に向けた運営スタッフ間の共通理解</li> </ul> |

## ⑧「名古屋市トワイライト要配慮児童等対応業務委託」概要

(注) 本頁に記載の内容は、令和8年度の契約に基づく内容であるため、令和9年度以降の契約については、当該年度予算措置状況によります。

### 1 目的

本業務は、特別な配慮を必要とする児童や多くの児童の参加があるトワイライトスクール及びトワイライトルーム(以下「トワイライト」という。)等に対して、スタッフの追加配置等を行い、トワイライトに参加するすべての児童が安心して過ごすことができる環境を整備するもの。

### 2 契約方法

単年度契約による。

当該年度に、受託者が元契約書において運営を受託しているトワイライトで、配慮を要する児童への対応として、「3 (1) 対象トワイライト及び対象児童の基準」のいずれかに該当する場合、そのトワイライトを本業務委託の対象校とすることができ、協議に基づき、本市の予算の範囲内で、必要なトワイライトについて本業務委託契約を締結するもの。

また、参加児童が多いトワイライトスクール等への対応として、「4 (1) 対象トワイライトの基準」に該当する場合、協議に基づき、本市の予算の範囲内で、必要なトワイライトについて本業務委託契約を締結するもの。

### 3 配慮を要する児童への対応

#### (1) 対象トワイライト及び対象児童の基準

| 区分 | 基準  |
|----|---|
| 1  | 以下のいずれかに該当する児童が直近1か月の参加実績において1日平均3人以上参加している<br>ア 身体障害者手帳を所持する児童<br>イ 愛護手帳を所持する児童<br>ウ 精神障害者保健福祉手帳を所持する児童<br>エ 医師から「発達障害」などの診断を受けている児童<br>オ 特別支援学級に在籍する(している)児童<br>カ 通級指導教室に通級する(している)児童<br>キ 上記には該当しないが、友達と適切にかかわれない、協調性を著しく欠くなど、トワイライトにおける活動において、配慮を要すると名古屋市が認める児童<br>※単に、学習に遅れがあるので個別的な対応が必要というのは対象外。アレルギー対応についても対象外。 |
| 2  | 名古屋市の現地調査により以下のとおり専門的な知識や経験のあるスタッフの配置等が必要と認められた児童が参加している  |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>発達障害や社会性の未成熟により自己抑制ができず、自傷行為や他者への粗暴な行為、破壊行為、とび出しなどを頻発させ、本人及び他の児童等の安心や安全が脅かされることでトワイライトの機能に支障が生じている、又は支障が生じる恐れがあり、以下の行為に該当がある児童</p> <p>①自傷行為がある<br/> ②他傷行為がある<br/> ③破壊行為（物を投げる・壊す等）がある<br/> ④閉じこもったり、とび出したりする<br/> ⑤騒ぐ、暴言を吐く<br/> ⑥暴力を振るう<br/> ⑦集団を外れ、好き勝手なことをする</p> |
| 3 | <p>名古屋市の現地調査により以下のとおり個別の介助が必要と認められた児童が参加している</p> <p>車いすを利用している児童等、自力での移動・食事や排泄が困難な児童</p>   |

## (2) 業務内容

配慮を要する児童の状況に応じ、当該児童の放課後事業における支援を実施するとともに、同トワイライトに参加する全ての児童が安心・安全に過ごせる体制及び環境を整えること。

### (ア) スタッフの配置等

必要に応じて、スタッフの追加配置又は専門的な知識・技能を有するスタッフの配置、現場スタッフへの指導、研修等を行い、児童が安心して過ごせるよう体制を整えること。

### (イ) 環境整備

名古屋市と協議のうえ、配慮を要する児童の受け入れに際し必要な物品又は備品を整え、安心・安全を確保するために必要な工事を行う等、安全な活動環境づくりに努めること。

### (ウ) 保護者、関係機関等との連携

必要に応じて、保護者、関係機関等との連携及び連絡調整を行い、児童を受け入れるにあたり適切な体制及び環境を整えるよう努めること。

### (エ) その他

本業務の目的を実現するために必要な措置を講じること。

#### 4 参加児童が多いトワイライトスクール等への対応

##### (1) 対象トワイライトの基準

- ①平均参加児童数が80人以上のトワイライトスクールを実施している場合
- ②平均参加児童数が40人以上のトワイライトスクールを実施していて、日常的に3教室以上を活用して運営を行っている場合
- ③平均参加児童数が40人以上のトワイライトスクールを実施していて、日常的に2教室以上を活用しており、かつ教室同士が離れた場所で運営を行っている場合
- ④その他、地域の実情等によりスタッフの配置が必要と認められる場合

##### (2) スタッフの配置等

対象となったトワイライトスクールについては、下表のとおりスタッフの追加配置を行う。

| 配置スタッフ         | 主な役割  | 資格・要件                          | 配置              |
|----------------|---|--------------------------------|-----------------|
| 運営指導者<br>(補助員) | 原契約書に規定する運営指導者の業務の補助(児童の安全・安心な活動の支援・指導を含む。) | 原契約書に規定する運営指導者に準ずる者(補助するに足りる者) | 原則として、開設時間中常時1名 |

## ⑧トワイライトスクール及びトワイライトルームにおける配慮を要する児童への対応について 別添資料（通知）

25子事第59号

平成26年2月3日

改正平成28年12月20日

改正平成31年4月1日

トワイライトスクール及びトワイライトルーム  
運営主体 代表者 様

名古屋市子ども青少年局長

トワイライトスクール及びトワイライトルームにおける配慮を要する児童への対応について（通知）

平素は、本市放課後事業に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年度、本市では、発達障害等の配慮を要する児童への対応に関する検討会を設置し、児童がふれあう場として、安心・安全にトワイライトスクール及びトワイライトルーム（以下「トワイライト」と言います。）を運営する方策について検討を進めてまいりました。

そして、このたび、保護者と一層の連携を図り、児童の実態に配慮した支援を行うため、別紙のとおり、トワイライトにおける「配慮を要する児童への対応について」を策定しました。

つきましては、その趣旨をご理解いただき、発達障害等の配慮を要する児童への対応に活用していただきますようお願いいたします。

なお、概要及び添付文書は下記のとおりです。

### 記

#### 1 概要

##### (1) 受け入れの基本的な考え方

ア 全児童対策の視点

参加を希望する、発達障害等のある子どもとその保護者に寄り添いながら、段階的な手続きに従い、可能な限り受け入れる。

イ トワイライトの事業趣旨（教育事業）の視点

子どもたちに豊かな放課後を提供し、遊び、学び、体験、交流の活動を通して、自主性・社会性・創造性を育む。

ウ 安心・安全の確保の視点

参加するすべての子どもの安心・安全を確保する。

(2) 受け入れ手順

ア おおむね7日前までに参加申し込み書類を受付

イ 子どもの様子や障害の種類・程度の把握

ウ 受け入れの「方向性」の検討

エ 具体的な「参加体験」及び「参加」の仕方

オ 成長段階に応じた定期的な確認・実態把握

2 添付資料

- |                          |           |
|--------------------------|-----------|
| (1) 配慮を要する児童への対応について     | 別紙1       |
| (2) 配慮を要する児童の受け入れ手順図     | 別紙2       |
| (3) 個別面談の実施に当たって         | 別紙3       |
| (4) 保護者のみなさまへ            | 別紙4       |
| (5) トワイライトスクール参加申込書      | (要綱第1号様式) |
| (6) トワイライトルーム参加申込書       | (要綱第9号様式) |
| (7) お子さまの生活状況について（面談カード） | (別紙第1号様式) |
| (8) 個別面談記録表              | (別紙第2号様式) |

子ども未来企画部放課後事業推進室

電話 972-3229 (トワイライトスクール)

972-3096 (トワイライトルーム)

## 配慮を要する児童への対応について

### 1 受け入れの基本的な考え方

各運営主体は、以下の3つの視点を「配慮を要する児童」の受け入れに関する基本的な考え方として、適切な運用に努めること。

#### ○ 全児童対策の視点

- ・ 参加を希望する配慮を要する児童とその保護者に常に寄り添いながら、段階的な手続きに従い、可能な限り受け入れるよう努める。

#### ○ 事業趣旨（教育事業）の視点

- ・ 子どもたちに豊かな放課後を提供し、遊び、学び、体験、交流の活動を通して、自主性・社会性・創造性を育む教育事業（トワイライトルームは、留守家庭の児童の生活の場として、就労支援等子育てへの援助の要素を加えた事業）であることを踏まえて、事業趣旨に合った活動となるよう努める。

#### ○ 安心・安全の確保の視点

- ・ 参加するすべての児童の安心・安全の確保がされるよう努めること。

### 2 配慮を要する児童とは

ここでいう「配慮を要する児童」とは、トワイライトスクール及びトワイライトルーム（以下「トワイライト」と表記）に参加を希望する児童の中で、以下のA～Gの項目のいずれかに該当する児童をいう。

A： 身体障害者手帳を所持する児童

B： 愛護手帳を所持する児童

C： 精神障害者保健福祉手帳を所持する児童

D： 医師から「発達障害」などの診断を受けている児童

E： 特別支援学級に在籍する（している）児童

F： 通級指導教室に通級する（している）児童

G： A～Fには該当しないが、多動や友達と適切にかかわれない（粗暴）、協調性を著しく欠くなど、トワイライトにおける活動において、1の「基本的な考え方」に示す視点から、指導上の配慮を要すると認める児童※

※ 帰国子女や外国語の対応が必要な児童、食物アレルギーの対応が必要な児童等については、参加する際にきめ細かな配慮が必要な児童ではあるが、保護者への聞き取りなど適切な対応により受け入れること。

### 3 受け入れの手順

#### ※ 別紙2「配慮を要する児童の受け入れ手順図」参照

運営主体は、参加を希望する児童のうち、「配慮を要する児童」の受け入れについて、1の「受け入れの基本的な考え方」を踏まえ、以下の(1)～(5)に示す段階的な手続きに従って円滑な運用に努めるよう、各運営指導者へ周知すること。

#### (1) 参加申込書類の配付・受付

- ① 新1年生の入学説明会（1月下旬～2月上旬）等を通じて、次年度のトワイライト参加申込関係書類一式を保護者宛てに配付する。

##### 【参加申込関係書類一式】

- ・「トワイライトへの参加募集について」
- ・「トワイライトの事業概要」
- ・「トワイライトスクール等保険関係費払い込み手順」
- ・「参加申込書」
- ・「保護者のみなさまへ」

- ② 「参加申込書」提出は、「参加を希望する日（参加開始希望日）」の概ね「7日前まで」にトワイライト事務室に提出する旨を配付時に確認しておく。

- ③ 参加申込書提出をもって「参加意思（参加希望）の確認」とする。

(注) 「参加したい」という児童の意思、「参加させたい」という保護者の意思確認であって、提出（受理）によって「7日後以降の参加」が確定するものではない。

(2)以降の把握に努め、適切な対応に心掛けること。

- ④ 受理した際、参加申込書の記載内容等に漏れ等がないかを確認する。

#### (2) 子どもの様子や障害の種類・程度の把握（実施時期の目安：受理后速やかに）

子どもの様子や障害の種類・程度については、第1段階の参加申込書類等による把握に続き、第2段階の個別面談・行動観察及び多面的な情報収集による把握、第3段階の参加体験での実際の場面における把握という段階的な手続きにより、受け入れに向けた把握を行う。

##### ① 第1段階

ア 受理した参加申込書の「裏面」の記載事項の有無を確認する。

イ 参加申込書の裏面に何らかの記載がある場合、保護者から適切な状況確認を行う。

ウ 確認方法は「個別面談が必要な場合」と「電話等で確認できる場合」に分ける。

##### ○「個別面談が必要な場合」とは

参加申込書の裏面に以下の記載がある場合は個別面談・行動観察を実施する。

- ・ 「児童が下記事項に該当する場合」の□（チェック欄）に☑がある場合
- ・ 「②生活・行動面」または「③特別な配慮や支援が必要な場合」の記入欄に、トワイライトの活動において配慮を要する記述がある場合

※ ただし、保護者から事前に申出・相談があった場合、裏面に記載がない場合でも、受け入れ前または受け入れ後に、運営指導者が「指導上、個別面談の必要がある」と認める場合などは、個別面談を実施すること。

エ 個別面談が必要な場合、運営指導者は「個別面談記録表」（別紙第2号様式）を用意するとともに、運営主体（本部）へ個別面談を実施する旨を連絡（※）する。

（※） この連絡は、運営主体（本部）の把握や対応が必要な場合が想定されるためであり、「連絡をしなければ個別面談をしてはいけない」という訳ではない。本部への連絡は、児童・保護者の状況に応じて適時連絡する。

オ 保護者に、個別面談の実施・協力について連絡し、保護者の了承を得るとともに、個別面談の実施日時を決め、個別面談記録表に日時等の必要事項を記入する。

## ② 第2段階

### ※ 別紙3「個別面談の実施にあたって」参照

#### 【個別面談の目的】

配慮を要する児童が、安心・安全な環境の中で伸び伸びと過ごせるよう、保護者との信頼関係の構築に努め、児童への適切な支援や対応ができるようにする。

#### 【個別面談の進め方】

ア 「個別面談の実施にあたって」を参考に個別面談を実施し、保護者への聞き取り及び子どもの行動観察により、児童の様子や障害の種類・程度等を把握すること。

イ 可能な限り受け入れる方向で、保護者・児童に寄り添いながら丁寧な個別面談と行動観察を心掛けること。

ウ 個別面談時には、「面談カード」（別紙第1号様式）を活用し、より詳細かつ具体的な状況把握に努めること。

エ 聞き取りを中心に把握した内容は、運営指導者が「個別面談記録表」に記入すること。

## ③ 第3段階

ア 「安心・安全の確保」の視点で、配慮を要する児童本人だけでなく、その児童が参加することによって生じる他の児童の安心・安全の状況の両面から把握する。

#### <具体的な視点>

児童の参加状況（曜日ごとの参加人数の平均、配慮を要する児童の参加状況など）、地域協力員による支援体制、加配の必要性などから多面的にとらえる。

イ 多面的な情報収集により、総合的に「支援体制」や「指導方法・指導上の留意点」などを確認する。

○ 情報収集の方法（例）

- ・ 社会性（協調性や友達や指導者との関わり方など）の把握
- ・ 個別面談・行動観察による障害の種類・程度、行動・性格等の特性・個性の把握
- ・ 参加体験時の児童の活動状況からの把握
- ・ 学校（教頭・担任等）からの情報提供（※）による把握

（※） 個人情報の取扱については、保護者から事前に承諾を得ること。

（3） 受け入れの「方向性」の検討

① 保護者の希望ですぐに単独（子どものみの参加）で受け入れるのではなく、（2）の段階的な把握を丁寧に進めること。

○ 主な流れの例

＜保険加入・申し込み＞→常時活動の見学→保護者等付添による参加→単独参加

保険加入していない段階の見学は保護者の管理下

② （2）において子どもの様子や障害の種類・程度の把握、見学時や参加体験の状況等を踏まえて、安心・安全な受け入れに向けた検討を段階的に進めること。

③ 段階的に子どもの様子や障害の種類・程度の把握に努める中で、保護者の理解と協力による十分な話し合いを行い、トワイライトスクール・トワイライトルームの事業趣旨の達成が可能な安心・安全な参加体験や参加の仕方を検討すること。

（4） 具体的な参加体験（試行）・参加の実施

① 児童の安心・安全の確保の観点から、基本的には、「参加体験（試行）」を経て、再度保護者と個別面談を実施し、「参加」へと段階的に進めること。

○検討Ⅰ 「参加体験（試行）」の仕方とその条件

| 分類 | 参加体験の仕方           | 参加体験の条件   |
|----|-------------------|---|
| A  | 保護者の付添による参加体験（試行） | 個別面談・行動観察を経て、曜日・時間帯を限定し、可能な範囲でスタッフ体制を整えれば、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ-1 又はⅢ-2 いずれかの対応が可能と判断した場合         |
| B  | 子ども単独での参加体験（試行）   | 原則として、Aの保護者付添による参加体験を経た上で、曜日・時間帯を限定し、可能な範囲でスタッフ体制を整えれば、ⅠかⅡ（単独参加）いずれかの対応が可能と判断した場合 |

(注) 保護者によっては、様々な理由で、個別面談を受けようとしなかったり、参加体験（試行）の協力をしなかったりする場合が考えられるが、「保護者が参加を希望すれば、すべての児童を無条件に受け入れられる事業ではない」という点を踏まえ、丁寧な説明と十分な保護者の理解による運用に心掛けること。

## ○検討Ⅱ 「参加」の仕方とその条件

| 分類            | 参加の仕方                                 | 参加の条件   |
|---------------|---------------------------------------|---|
| I             | 通常の参加<br>(限定なし・単独参加)                  | (A 及び B を経た上で、) 通常の参加が「通常の配慮の範囲で可能」と判断した場合                    |
| II            | 子ども単独で時間帯や曜日を事前に限定して参加                | 曜日や時間帯を区切って、加配措置をとるなど、現場の努力や適切な研修等で障害等に十分に対応できると判断した場合        |
| III<br>の<br>1 | 保護者（保護者に代わる者を含む）付添による、限定なしの参加         | 曜日や時間帯を区切らなくても、通常のスタッフ体制の範囲で、現場の努力や適切な研修等で障害等に十分に対応できると判断した場合 |
| III<br>の<br>2 | 保護者（保護者に代わる者を含む）付添による、事前に時間や曜日を限定した参加 | 曜日や時間帯を区切って、加配措置をとるなど、現場の努力や適切な研修等で障害等に十分に対応できると判断した場合        |

|    |        |   |
|----|--------|---|
| IV | 受け入れ困難 | 保護者の協力のもと、個別面談・行動観察及び A・B の段階的な参加方法の検討を行った上で、すべての子どもの安心・安全の観点から、 <u>現時点の現場の状況においては「受け入れ困難」と判断される場合。</u><br><u>(支援の限界が認められる場合)</u> |
|----|--------|---|

### ② 参加体験・参加の方法の決定と報告

個別面談終了後、運営指導者が「個別面談記録表」に「個別面談カード」の記入内容・聞き取り内容・行動観察を基に必要事項を記入し、結果を運営主体（本部）に報告する。

(※ 「個別面談記録表」は、運営主体（本部）への報告書として取り扱う。)

③ 「Ⅳ：受け入れ困難」な場合の考え方

「受け入れ」の考え方は、トワイライトスクール等での活動を希望する場合は、「希望するすべての子どもを受け入れる方向で進める」ことが基本となる。

しかし、「配慮を要する児童」を含め、参加するすべての子どもが落ち着いて過ごすことができること、安心・安全が確保されることなどが事業実施における大前提となる。そのため、「配慮を要する内容」や障害の特性・程度によっては参加を断らざるを得ない場合がある。

**【受け入れ困難と考えられる事例】**

- ・ 保護者の付添だけでは必要な医療的ケア等が適切・安全に行えない場合
- ・ 地域協力員の加配措置や運営スタッフによる特別な配慮等をしても「すべての子どもの安心・安全」が確保できない場合
- ・ 市が実施する放課後事業（教育事業）であり、限られた予算・人員の中でっており、トワイライトの現時点の状況や対応方法等ではすべての子どもの安心・安全が十分に確保できない場合

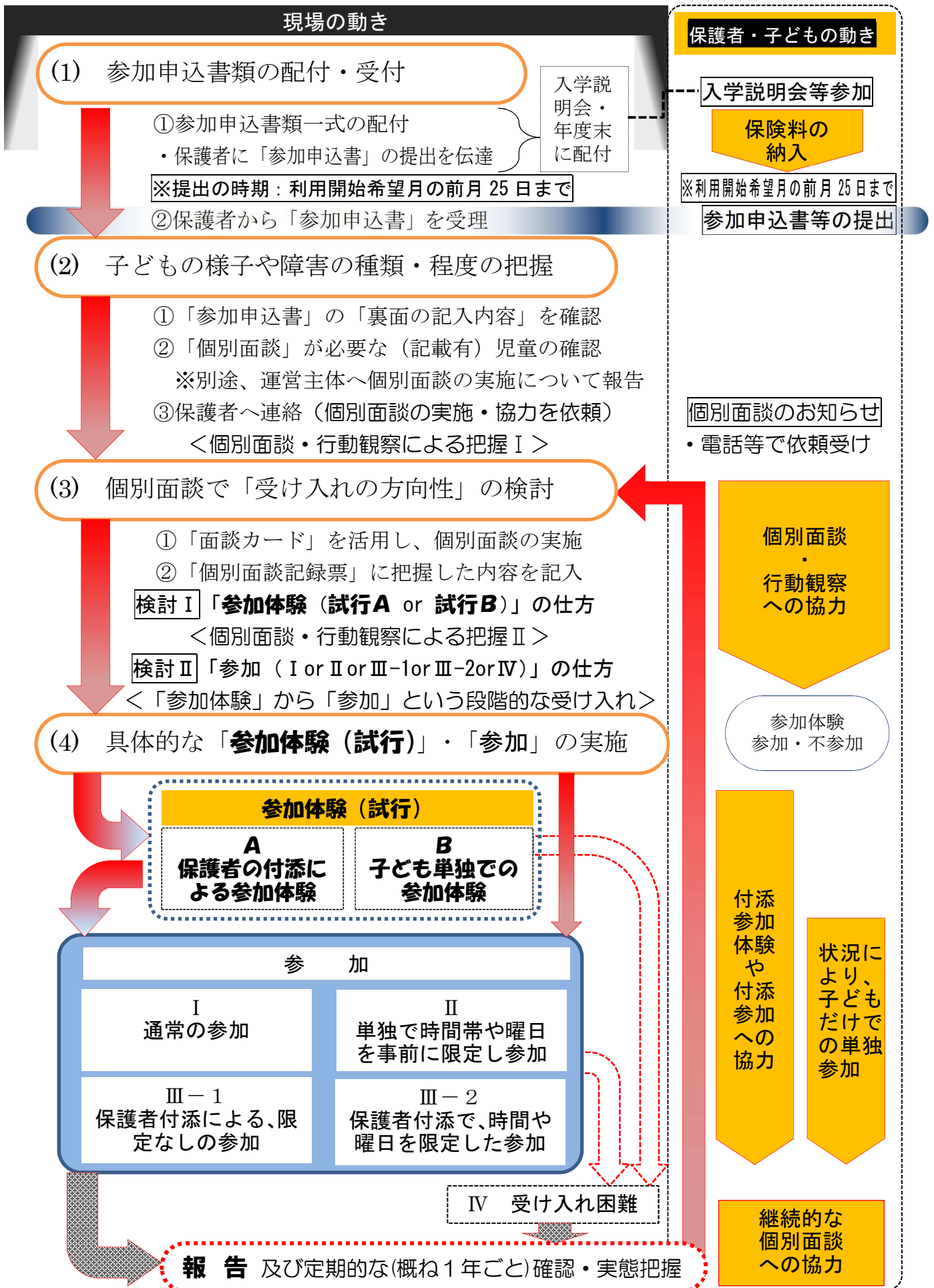
④ 「受け入れ困難」という判断における留意点

受け入れの判断は、運営側が一方的に行うものではなく、「参加体験（試行）」において、「遊び」、「学び」、「体験」、「交流」により子どもの自主性・社会性・創造性を育む活動が可能かどうかなどを、保護者に寄り添い丁寧に確認し、個別面談で子どもを中心に据えて検討していくべきものであることを踏まえて判断すること。

**(5) 成長段階に応じた定期的な確認・参加実態の把握**

- ① トワイライトへの参加（(4)の分類Ⅰ～Ⅳ）の判断については、子どもの成長段階に応じて、定期的（原則として年に1回程度）に個別面談を実施し確認する。
- ② 子どもの成長や障害の内容等に伴って、「それまでできなかった活動が可能になる場合」と、「それまでできていた活動が困難になる場合」のどちらも生じ得ることを保護者にも確認しておくこと。

## 配慮を要する児童の受け入れの手順図



報告 及び定期的な(概ね1年ごと)確認・実態把握

## 個別面談の実施に当たって

## 1 個別面談実施の手順と方法

## (1) 面談の場の設定

下記アからエの場合には保護者の了解を得て個別面談の場を設定する。

- ア 参加に当たって、保護者から障害等についての申し出や事前の相談があった場合
- イ 参加申込書裏面の「児童が下記事項に該当する場合」のチェック欄に☑がある場合
- ウ 参加申込書裏面の「②生活・行動面」または「③特別な配慮や支援が必要な場合」の記入欄に、トワイライトの活動において配慮を要する記述がある場合
- エ 受け入れ前または受け入れ後に、運営指導者が参加する児童について「指導上、個別面談の必要がある」と認める場合

上記の児童のうち、特に、知的障害を伴わない発達障害がある児童については、障害があることに周りの人が気づきにくく、小学校入学の段階では保護者が障害を認識していないこともあることに留意する必要がある。したがって、上記ウ、エの場合は特に、児童の日ごろの様子に目を配るとともに、保護者との日常会話に心掛けて相談しやすい雰囲気を醸成し、良好な関係づくりに留意して面談の場を設定する。

なお、面談の場に児童が同席しない方がよい場合もあると想定されるので、児童同席の可否について、事前に保護者の意向を確認しておくことよい。

## (2) 対象児童の行動観察

個別面談を円滑にすすめるためには、事前に機会をとらえて、児童の行動観察を実施しておくことが望ましい。特に、呼びかけや問いかけに対する動作や言葉での反応、遊び場など目的場所への移動の様子や遊びの様子、保護者との言葉のやりとりの様子などについて詳しく観察できるとよい。

また、参加申し込み前の場合には、トワイライトのプレイルームに案内して遊びなどの様子を観察することができれば、実際の活動場面を想定しやすくなる。

なお、面談を実施することが話題になった時点で、「お子さまの生活状況について(面談カード)」(別紙第1号様式)を保護者に渡して趣旨を説明し、記入を依頼する。

## (3) 参加申込書の記載内容を確認し、個別面談記録表に転記

面談実施前に参加申込書の記載内容を確認し、基本情報を「個別面談記録表」(別紙第2号様式)に転記しておく。また、事前に行動観察した様子をメモするなど、面談で話題になりそうな事項を整理しておく。

<個別面談記録表記入例(抜粋)>

|  |   |  |
|--|---|--|
| 学校名  | ○ ○ 小学校   | ○ 年 ○ 組  |
|  |   | ( ○○ 年 : ○ 年 ○ 組 )<br>( ○○ 年 : ○ 年 ○ 組 )   |
| ふりがな<br>児童氏名                                   | ○ ○ ○ ○<br>平成○○年○○月○○日生   | <input checked="" type="checkbox"/> 通常の学級<br><input type="checkbox"/> 特別支援学級 (※種別 )<br><input type="checkbox"/> 通級指導教室 (※種別 通級先 小)                                   |
| 保護者氏名  | ○ ○ ○ ○   | 続柄<br><b>父</b> (※上記種別欄には、弱視、肢体、病弱、知的、自・情、発達、難聴、言語のいずれかを記載)   |
| ① 手帳の有無<br>あり ・ <b>なし</b>                      |   | (確認後、下記の該当する口にレ)<br><input type="checkbox"/> 愛護手帳 ( ___ 度 )<br><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 ( 第 ___ 種、 ___ 級 )<br><input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 ( ___ 級 ) |
| (「あり」の場合は手帳を確認)                                |   |  |
| ② 上記①の手帳に係るもの以外の<br>医師の診断の有無<br><b>あり</b> ・ なし |   | (確認後、下記に内容を記載)<br>・ 診断名 ( <b>高機能自閉症</b> )<br>・ 診断時期 ( <b>H○○年 ○月</b> )<br>・ 診断機関・医師名等 ( <b>○○病院</b> )  |
| (「あり」の場合は詳細を尋ねる)                               |   |  |
| ③ 専門機関での相談歴の有無<br><b>あり</b> ・ なし               |   | (相談歴等を確認後、下記に記載)<br>・ 相談機関名 ( <b>○○療育センター</b> )<br>・ 相談時期 ( <b>H○○年 ○月</b> )   |
| (「あり」の場合には経過等を尋ねる)                             |   |  |
| ④ 器具等の使用の有無<br>あり ・ <b>なし</b>                  |   | (確認後、下記に内容を記載)<br>・ 使用器具 ( )<br>・ 使用方法 ( )   |
| (「あり」の場合には経過等を尋ねる)                             |   |  |
| ⑤ 医師の診断内容等                                     | 上記の①、②、③のいずれかが「あり」の場合には詳細を尋ねて、その内容を記載する。<br>※変更は追記 (年度記入)               |  |
|  | 3歳のとき○○療育センターで発達相談。以後、2週間に1回の言語訓練を2年間受けてきた。4歳のとき診断名。言葉の理解の状況は年齢相応といわれた。 |  |

(4) 保護者との面談の実施

トワイライトで活動するに当たっての保護者や児童の期待感や不安感に配慮しつつ、トワイライトでできる支援や必要な対応について保護者とともに考えるようにする。面談実施に際しては、保護者が記載した「お子さまの生活状況について(面談カード)」の内容や個別面談記録表の未記入箇所の内容を確認しながら、保護者から情報を得るのも方法の一つである。

<個別面談記録表記入例(抜粋)>

|   |             |       |
|---|-------------|-------|
| 1 現在の状況   |             |       |
| (1) 基本的な生活習慣 <input type="checkbox"/> 特記事項なし <input checked="" type="checkbox"/> 特記事項あり (特記事項ありの場合は下欄に記載) |             |       |
| 「身の回りの事柄について、何らかの配慮や支援が必要な場合はお知らせいただけますか。」などと尋ね、介助等が必要な状況を記載する。特記事項がない場合は、空欄のままとする。※変更は追記 (年度記入)          |             |       |
| ア 着 脱   | 1 介助等が必要( ) | 2 全介助 |
| イ 食 事   | 1 介助等が必要( ) | 2 全介助 |
| ウ 排 泄   | 1 介助等が必要( ) | 2 全介助 |
| エ 移 動   | 1 介助等が必要( ) | 2 全介助 |
| <b>オ</b> その他  |             |       |
| ※介助希望の場合：□男女どちらでも □できれば女性 □できれば男性<br>身の回りのことは自分でできる。他のことに興味に向いているとき、取り掛かるのが遅れることがある。                      |             |       |

(5) 面談結果の記録

児童の配慮を要する内容や状況等については、保護者からの申し出や相談に応じて、保護者の意向や不安等を丁寧に聞き取って支援や対応を考える。また、参加を希望する曜日・時間帯・期日や、参加に当たっての配慮が必要な体験活動の内容などについて確認し、聞き取った内容を記録する。

<個別面談記録表記入例(抜粋)>

(2) ことば 特記事項なし 特記事項あり(ありの場合は下欄に記載)

「言葉を聞いたり話したりするときに何か気がかりなことや手助けするとよいことなどがありますか。」などと尋ね、特記事項を記載する。特記事項がない場合は、空欄のままとする。※変更は追記(年度記入)

ア 聞くことについて

話を聞くとき、表情の変化が少なく、相手の方を向くことも少ないので聞いていないように見える。大事なことは、名前を呼んで、注意を向けさせてから伝える。

イ 話すことについて

単語で区切ったような話し方になる。よく聞けば分ることも多い。発言が分りにくいとき、「紙に書いて」と言って用紙を渡すと、用件を書くことができる。

(3) 行動上の特性 特記事項なし 特記事項あり

(ありの場合は、保護者から聞き取った内容や行動観察した様子を選択、記載)※変更は追記(年度記入)

| 《行為》  | 《思い当たる要因》  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> ①自傷行為がある                     | <input type="checkbox"/> ア 興奮しやすく気分が不安定になる                             |
| <input type="checkbox"/> ②他傷行為がある                     | <input checked="" type="checkbox"/> イ 欲求や行動が阻止されると不機嫌になる               |
| <input type="checkbox"/> ③破壊行為(物を投げる・壊す等)がある          | <input type="checkbox"/> ウ 気に入らないことがあると感情が抑えられない                       |
| <input checked="" type="checkbox"/> ④閉じこもったり、とび出したりする | <input checked="" type="checkbox"/> エ 気に入った人・ものに夢中になったり強くこだわったりする      |
| <input type="checkbox"/> ⑤騒ぐ・暴言を吐く                    | <input type="checkbox"/> オ 感覚過敏(音、光、気温、接触、味覚等)がある                      |
| <input type="checkbox"/> ⑥暴力を振るう                      | <input checked="" type="checkbox"/> カ 環境の変化(予見・予測ができない、集団内が苦手等)に対応できない |
| <input checked="" type="checkbox"/> ⑦集団を外れ、好き勝手なことをする | <input type="checkbox"/> キ コミュニケーションがうまくとれない                           |
|   | <input type="checkbox"/> ク 衝動性(思い立ったらすぐに行動したりする)がある                    |
| 《その他特記事項》   |  |

2 その他の特記事項(疾病、アレルギー、言語、家族の状況、等)

(ありの場合は、保護者から聞き取った内容や行動観察した様子を下欄に記載)※変更は追記(年度記入)

3歳ころまで、ぜんそくの症状が出ることもあったが(ヒューヒューという呼吸音)、現在はほとんどない。

3 参加日の予定(参加する予定の曜日・時間帯・期日等の意向を尋ねて下欄に記載)※変更は追記(年度記入)

毎週水、金曜日の授業後から17:00まで

(6) 参加体験や保護者付き添いによる参加の検討

配慮を要する児童や周りの児童が安心・安全に参加し、スタッフが適切な支援を行うためには、トワイライトでの生活や学習を実際に体験してみたり、保護者の付き添いにより支援や対応の方法を確認したりすることが必要な場合がある。

児童の状況によっては、個別面談と並行して参加体験を行ったり、保護者の付き添いによって参加したりするなど、保護者と連携して、段階的な参加方法を検討する必要があると思われる。

(7) 参加形態の分類

上記の結果を踏まえ、児童の状況等により、保護者の理解と協力を得て、安心・安全な参加形態を決める。その結果を「4 分類」の欄に記載する。

|       |  |
|-------|--|
| I     | 児童だけの参加                                    |
| II    | 児童だけの条件付き参加<br>(条件:曜日・時間・活動内容・スタッフ体制)      |
| III-1 | 保護者付き添いによる参加                               |
| III-2 | 保護者付き添いによる条件付き参加<br>(条件:曜日・時間・活動内容・スタッフ体制) |
| IV    | 受け入れ困難                                     |

<個別面談記録表記入例(抜粋)>

4 分類(受け入れの分類について、該当の口にレを記入。IVの場合はその事由を記載。  
また、I～IIIの場合でも、特別な対応や支援が必要な場合は、面談後の所見や留意  
事項として下記に記載) ※変更は追記(年度記入)

I     II     III-1     III-2     IV

集団遊びへの参加や持ち物の管理などで個別の指示や見守りが必要である。当面は児童だけの条件付き参加とするが、保護者とともに今後の対応を検討する。

## 保護者のみなさまへ

～子どもたちの豊かな放課後を目指して～

### 1 事業の目的

#### トワイライトスクールは...



放課後等に学校施設を利用して、学年の異なる友だちと遊び、学び、体験活動に参加し、地域の人々と交流すること等を通じて、子どもたちの自主性・社会性・創造性等を育む教育事業です。

### 2 運営に関わるスタッフ

本事業は、地域のボランティアの方々によって支えられています。お子さんを見守る大人（保護者とスタッフ）の連携協力が大切になってきます。お子さんや保護者の方とスタッフが良好な関係を築くことができるようご協力をお願いします。

運営に関わるスタッフは次のとおりです。

#### 運営指導者



現場責任者として、運営を統括し、学校や地域の関係機関・団体等との連携を図ります。

#### 地域協力員



身近な地域の大人として子どもに接しながら、日々の運営を補助します。「AP(アシスタント・パートナー)」とも呼ばれます。

#### 体験活動講師等

地域の方々が特技や趣味を生かして、伝承遊びや工作・スポーツを始め様々な体験活動を教えます。



また、子どもと接することが好きな学生や将来教育職を志す学生等が、活動や遊びを支援します。



### 3 ご利用に際してのお願い

#### (1) 保険の加入について

様々な活動中に不慮の事故が起こるかもしれません。また、友だちにけがをさせたり、ガラスを割ったりということが起きるかも知れません。このようなことに備えて、参加登録時に、保険への加入をお願いします。

トワイライトスクールの保険(名古屋市一律)については、トワイライトスクールにお問い合わせください。

なお、原則として、払い込まれた保険料は返金できませんので、あらかじめご了承ください。

#### (2) トワイライトスクールを利用される方へ

トワイライトスクールをご利用される方は、**原則**、利用を開始する月の前月の25日までに参加申込書に必要事項を記入の上、各トワイライトスクール事務室まで提出をお願いします。**ただし**、4月から利用をしたい場合は、別途トワイライトが指定する日までに提出してください。

#### (3) 必要に応じた面談への協力について

きめ細かな配慮のもと、すべてのお子さんが充実した活動に取り組めるよう、必要に応じて、運営指導者とお子さんや保護者の方との面談を実施することがあります。その際は、ご協力をお願いします。

## Q & A

**Q1 : トワイライトスクールは、学校生活の延長と考えればいいですか？**

A1 : 学校施設を活用して活動をしますが、学校生活の延長ではありません。スタッフも、学校の先生方ではなく、名古屋市が運営を委託している団体や地域のボランティアの方です。

**Q2 : だれでも参加できるのですか？**

A2 : その学校に通っているお子様か、学区に住んでいるお子様が参加の対象です。

**Q3 : 申し込むにはどうすればいいですか？有料ですか？**

A3 : 「参加申込書」を事務室にご提出ください。トワイライトスクールは無料でご参加いただけます。ただし、あらかじめ保険への加入(有料)をお願いします。

本校のトワイライトスクールをご利用される方は、原則、利用を開始する月の前月の25日までに、トワイライトスクール事務室まで参加申込書の提出をお願いいたします。ただし、4月から利用したい場合は、別途トワイライトが指定する日までに提出してください。

**Q4 : 何時まで過ごすことができるのですか？**

A4 : 学校の授業日は、授業終了後から午後6時までです。土曜日や夏休み等長期休業中は、午前9時から午後6時までになります。

**Q5 : 土曜日や長期休業日等の昼食はどうすればよいですか？**

A5 : 午前・午後と引き続き利用される場合は、あらかじめ弁当を持たせてください。

**Q6 : 申込みをすると毎日参加をすることになるのですか？**

A6 : お子様に興味・関心のある体験活動や地域の方々との交流事業が行われる日・時間だけ参加することもできます。参加する日や時間については、お子様の学年、発達段階、日々の生活状況等を考慮して、ご家庭で十分に話し合ってください。

**Q7 : 冬は早く暗くなるから帰り道が心配です。送ってもらえるのですか？**

A7 : お子様の安全のため、原則として「保護者による送り迎え」が必要です。保護者の送り迎えのルールは、トワイライトスクールごとに、お子様の発達段階や地域性を考慮した上で、地域の方々とも相談をして決めています。詳しくは各トワイライトスクールにお尋ねください。また、保護者以外の方による送り迎えを希望される場合には、事前にトワイライトスクールへご相談ください。

### 【問い合わせ先について】

○ 運営に関する問い合わせ

〇〇〇〇(運営主体)〇〇〇〇

電話 : 〇〇〇-〇〇〇〇

○ 制度に関する問い合わせ

名古屋市子ども青少年局 放課後事業推進課

電話 : 972-3229

## 保護者のみなさまへ

～子どもたちの豊かな放課後を目指して～

### 1 事業の目的

トワイライトルームは…



放課後等に学校施設を利用して、学年の異なる友だちと遊び、学び、体験活動に参加し、地域の人々と交流すること等を通じて、子どもたちの自主性・社会性・創造性等を育む全児童を対象にした事業と、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、より生活に配慮した事業を一体的に実施しております。

### 2 運営に関わるスタッフ

本事業は、地域のボランティアの方々によって支えられています。お子さんを見守る大人（保護者とスタッフ）の連携協力が大切になってきます。お子さんや保護者の方とスタッフが良好な関係を築くことができるようご協力をお願いします。

運営に関わるスタッフは次のとおりです。

#### 運営指導者



現場責任者として、運営を統括し、学校や地域の関係機関・団体等との連携を図ります。

#### 子ども指導員



運営指導者とともに、子どもの活動や生活によりそいながら指導します。あわせて、留守家庭等の保護者の子育てを支援します。

#### 体験活動講師等



地域の方々が特技や趣味を生かして、伝承遊びや工作・スポーツを始め様々な体験活動を教えます。

また、子どもと接することが好きな学生や将来教育職を志す学生等が、活動や遊びを支援します。

#### 地域協力員



身近な地域の大人として子どもに接しながら、日々の運営を補助します。「AP(アシスタント・パートナー)」とも呼ばれます。

### 3 ご利用に際してのお願い

#### (1) 保険の加入について

様々な活動中に不慮の事故が起こるかもしれません。また、友だちにけがをさせたり、ガラスを割ったりということが起きるかも知れません。このようなことに備えて、参加登録時に、保険への加入をお願いします。

トワイライトルームの保険(名古屋市一律)については、トワイライトルームにお問い合わせください。(年間411円)

なお、原則として、払い込まれた保険料は返金できませんので、あらかじめご了承ください。

#### (2) トワイライトルームを利用される方へ

**原則**、利用を開始する前月の25日までに参加申込書に必要事項を記入の上、各トワイライトルームの事務室まで提出をお願いします。

4月から延長時間帯を利用希望の方は、指定する日までに申請書等をご提出ください。

#### (3) 必要に応じた面談への協力について

きめ細かな配慮のもと、すべてのお子様が発達した活動に取り組めるよう、必要に応じて、運営指導者とお子さんや保護者の方との面談を実施することがあります。その際は、ご協力をお願いいたします。

## Q & A

**Q1 : トワイライトルームは、学校生活の延長と考えればいいですか？**

A1 : 学校施設を活用して活動はしますが、学校生活の延長ではありません。スタッフも、学校の先生方ではなく、名古屋市が運営を委託している団体や地域のボランティアの方です。

**Q2 : だれでも参加できるのですか？**

A2 : その学校に通っているお子様か、学区に住んでいるお子様が参加の対象です。ただし、延長時間帯に参加するには、就労等で保護者が家庭にいない等の条件があります。

**Q3 : 申し込むにはどうすればいいですか？有料ですか？**

A3 : 「参加申込書」を事務室にご提出ください。基本時間帯は保険関係費(年間411円)のみで無料でご参加いただけます。ただし、延長時間帯は有料となります。

**Q4 : 何時まで過ごすことができるのですか？**

A4 : 学校の授業日は、授業終了後から17時までです。延長時間帯は18時までと19時までが選択できます。土曜日は朝9時から、夏休み等の長期休業日は朝8時からになります。

**Q5 : 土曜日や長期休業日等の昼食はどうすればよいですか？**

A5 : 午前・午後と引き続き利用される場合は、あらかじめ弁当を持たせてください。

**Q6 : 申込みをすると毎日参加をすることになるのですか？**

A6 : お子様が興味・関心のある体験活動や地域の方々との交流事業が行われる日・時間だけ参加することもできます。参加する日や時間については、お子様の学年、発達段階、日々の生活状況等を考慮して、ご家庭で十分に話し合ってください。

**Q7 : 冬は早く暗くなるから帰り道が心配です。送ってもらえるのですか？**

A7 : お子様の安全のため、原則として「保護者による送り迎え」が必要です。保護者の送り迎えのルールは、トワイライトルームごとに、お子様の発達段階や地域性を考慮した上で、地域の方々とも相談をして決めています。詳しくは各トワイライトルームにお尋ねください。また、保護者以外の方による送り迎えを希望される場合には、事前にトワイライトルームへご相談ください。

**Q8 : 延長時間帯の登録内容は変更できますか？**

A8 : 延長時間帯の利用登録は月単位で変更をすることができます。変更したい場合は、その都度、変更したい月の前月25日までに事前の手続きを行えば、月ごとに利用する時間帯を変更したり、減免有無を変更することができます。

**Q9 : 利用料の支払いはどうすればいいですか？**

A9 : 選択事業登録をされた方は、便利な自動引き落としをぜひご利用ください。自動引き落としの利用については各トワイライトルームにお問い合わせください。自動引き落としをされない方については、金融機関等の窓口で納付書にて毎月お支払いいただくこととなります。

**Q10 : 転校することになった場合、どのような手続きを行えばよいですか？**

A10 : 選択事業登録をされている方は、転校前の学校での登録を取り消してください。転校先でも延長時間帯の利用をしたい場合は、転校先で、新たに選択事業登録の申請を行ってください。なお、保険関係費は市内の学校へ転校した場合でも継続して有効です。

### 【問い合わせ先について】

- 運営に関する問い合わせ      ○○○○(運営主体)○○○○  
電話 : ○○○-○○○○
- 制度に関する問い合わせ      名古屋市子ども青少年局 放課後事業推進課  
電話 : 972-3096

(宛先) 名古屋市教育委員会

次のとおり \_\_\_\_\_ 小学校トワイライトスクールへの参加を申し込みます。

| 学年 | 組 | 児 童 氏 名 | 性別 | 生 年 月 日 |
|----|---|---------|----|---------|
|    |   | <ふりがな>  |    | 年 月 日生  |

|                  |   |
|------------------|---|
| 保護者氏名<br>(申込者氏名) | <ふりがな>  |
| 住所               | 〒 —<br><br>電話番号 ( ) —   |
| 緊急連絡先            | 連絡順① 携帯・自宅・勤務先 ( )・その他 ( )<br>[続柄 ( ) — — ]<br>連絡順② 携帯・自宅・勤務先 ( )・その他 ( )<br>[続柄 ( ) — — ]<br>連絡順③ 携帯・自宅・勤務先 ( )・その他 ( )<br>[続柄 ( ) — — ] |

★ トワイライトスクールに申し込みをしている兄弟姉妹

| 学年 | 組 | 児 童 氏 名 | 学年 | 組 | 児 童 氏 名 |
|----|---|---------|----|---|---------|
|    |   |         |    |   |         |
|    |   |         |    |   |         |

★ 自宅付近の地図

★ 児童のかかりつけ医（緊急時に診ていただく医療機関名等をお書きください。）

| 診療科 | 医療機関名 | 電話番号 | 医師からの助言等がありましたらお知らせください |
|-----|-------|------|-------------------------|
|     |       |      |                         |
|     |       |      |                         |
|     |       |      |                         |
|     |       |      |                         |

★ 児童が下記事項に該当する場合は、□にチェックを入れてください。

- 身体障害者手帳を所持
 愛護手帳を所持
 精神障害者保健福祉手帳を所持  
特別支援学級に在籍
 通級指導教室に通級
 医師の診断を受けている（発達障害等）

★ 児童に食物アレルギーがあり、下記事項に該当する場合は□にチェックを入れてください。

- 学校給食で、食物アレルギー対応給食（除去食、弁当持参等）を申請している（予定）  
アドレナリン自己注射薬（エピペン®）を処方されている

★ 児童の安全な活動のために必要となりますので、下記の事項で、ご心配なことやスタッフに気をつけてほしいと思われることがありましたらお書きください。

- ① 健康・身体面  
（例：ぜんそくがある、肩を脱臼しやすい、など）
- ② 性格・行動面  
（例：かっとなりやすい、人見知りが強い、特定のものにこだわりが強い、など）
- ③ 特別な配慮や支援が必要な場合はお書きください。  
（例：右の耳に補聴器を付けているが聞き取りにくい音がある、など）
- ④ その他、前もってお知らせいただくことがあればお書きください。

※ 安心・安全に豊かな放課後を過ごすことができるよう、必要に応じて、個別の面談を実施いたします。また、気がかりなことがありましたら、気兼ねなく運営指導者までお申し出ください。

※ この書面により取得した個人情報は、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

(宛先) 名古屋市長

次のとおり\_\_\_\_\_小学校トワイライトルームへの参加を申し込みます。

| 学年 | 組 | 児童氏名   | 性別 | 生年月日   |
|----|---|--------|----|--------|
|    |   | <ふりがな> |    | 年 月 日生 |

|                  |   |
|------------------|---|
| 保護者氏名<br>(申込者氏名) | <ふりがな>  |
| 住所               | 〒 —<br><br>電話番号 ( ) —   |
| 緊急連絡先            | 連絡順① 携帯・自宅・勤務先 ( )・その他 ( )<br>[続柄 ( ) — — ]<br>連絡順② 携帯・自宅・勤務先 ( )・その他 ( )<br>[続柄 ( ) — — ]<br>連絡順③ 携帯・自宅・勤務先 ( )・その他 ( )<br>[続柄 ( ) — — ] |

★ トワイライトルームに申し込みをしている兄弟姉妹

| 学年 | 組 | 児童氏名 | 学年 | 組 | 児童氏名 |
|----|---|------|----|---|------|
|    |   |      |    |   |      |
|    |   |      |    |   |      |

★ 自宅付近の地図

★ 児童のかかりつけ医（緊急時に診ていただく医療機関名等をお書きください。）

| 診療科 | 医療機関名 | 電話番号 | 医師からの助言等がありましたらお知らせください |
|-----|-------|------|-------------------------|
|     |       |      |                         |
|     |       |      |                         |
|     |       |      |                         |
|     |       |      |                         |

★ 児童が下記事項に該当する場合は、□にチェックを入れてください。

身体障害者手帳を所持
 愛護手帳を所持
 精神障害者保健福祉手帳を所持  
特別支援学級に在籍
 通級指導教室に通級
 医師の診断を受けている（発達障害等）

★ 児童に食物アレルギーがあり、下記事項に該当する場合は□にチェックを入れてください。

学校給食で、食物アレルギー対応給食（除去食、弁当持参等）を申請している（予定）  
アドレナリン自己注射薬（エピペン®）を処方されている

★ 児童の安全な活動のために必要となりますので、下記の事項で、ご心配なことやスタッフに気をつけてほしいと思われることがありましたらお書きください。

- ① 健康・身体面  
（例：ぜんそくがある、肩を脱臼しやすい、など）
- 
- ② 性格・行動面  
（例：かっとなりやすい、人見知りが強い、特定のものにこだわりが強い、など）
- 
- ③ 特別な配慮や支援が必要な場合はお書きください。  
（例：右の耳に補聴器を付けているが聞き取りにくい音がある、など）
- 
- ④ その他、前もってお知らせいただくことがあればお書きください。
- 

◎ 選択事業・一時利用の登録をご希望の方は、この申込書とともに「トワイライトルーム選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書(第10号様式)」等必要書類を提出してください。

※ 安心・安全に豊かな放課後を過ごすことができるよう、必要に応じて、個別の面談を実施いたします。また、気がかりなことがありましたら、気兼ねなく運営指導者までお申し出ください。

※ この書面により取得した個人情報は、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

(別紙第1号様式)

## お子さまの生活状況について (面談カード)

記入日 年 月 日

お子さまに応じた対応や支援を行う参考資料とするため、以下の質問に可能な範囲でお答えください。

年・組 ( 年 組 ) 名前 ( )

### 1 日ごろの活動や行動の様子

(1) 活動(遊びなど)の様子(当てはまるものの番号に○をお付けください)

1. 他の子と一緒に活動できる
2. やり取りにはならないがそばで一緒に活動できる
3. 他の子の活動を見ているが参加は難しい
4. 一人で活動することが多い
5. 特定の活動にこだわりがある

(2) 日ごろの行動で気になることがありますか。(有の場合は、当てはまるものの番号に○をお付け下さい)

( 有 ・ 無 )

1. 新しい環境に慣れるのに時間がかかる
2. 順番を待つことが苦手
3. 集中力がなく気が散りやすい
4. 急な予定変更に対応できない
5. 席を離れることがよくある
6. 日によって感情のむらがある。
7. よくかんしゃくを起こす。
8. その他、気になる行動があれば、下記にお書きください。

(3) 普段の生活で、興味を持っていることや熱心に取り組む活動がありましたら、具体的にお書きください。

(4) 普段の生活で、苦手なことや取り組みにくい活動がありましたら、具体的にお書きください。

→裏面もご記入ください。

名前 ( )

- 2 お子さまへの接し方について、ご家庭で工夫されていることがありましたら具体的にお書きください。

- 3 専門機関、医師から受けたアドバイスがあれば具体的にお書きください。

- 4 保育所、幼稚園等から受けたアドバイスがあれば具体的にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

学校コード

(別紙第2号様式)

### 個別面談記録表

- 1 個別面談実施日 年 月 日 担当者名 ( )  
 2 個別面談実施日 年 月 日 担当者名 ( )  
 3 個別面談実施日 年 月 日 担当者名 ( )

|   |  |   |      |
|---|--|---|------|
| 学校名   | 小学校  | 年   | 組    |
|   | ( 年 : 年 組)   |   |      |
|   | ( 年 : 年 組)   |   |      |
| ふりがな<br>児童氏名  | <input type="checkbox"/> 通常の学級<br><input type="checkbox"/> 特別支援学級 (※種別 )<br><input type="checkbox"/> 通級指導教室 (※種別 通級先 小)  | 年   | 月 日生 |
| 保護者氏名   | 続柄   | (※上記種別欄には、弱視、肢体、病弱、知的、自・情、発達、難聴、言語のいずれかを記載) |      |
| ① 手帳の有無<br>あり ・ なし<br>(「あり」の場合は手帳を確認)                                   | (確認後、下記の該当する口にレ)<br><input type="checkbox"/> 愛護手帳 ( ___ 度)<br><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (第 ___ 種、 ___ 級)<br><input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 ( ___ 級) |   |      |
| ② 上記①の手帳に係るもの以外の医師の診断の有無<br>あり ・ なし<br>(「あり」の場合は詳細を尋ねる)                 | (確認後、下記に内容を記載)<br>・ 診断名 ( )<br>・ 診断時期 ( 年 月 )<br>・ 診断機関・医師名等 ( )   |   |      |
| ③ 専門機関での相談歴の有無<br>あり ・ なし<br>(「あり」の場合には経過等を尋ねる)                         | (相談歴等を確認後、下記に記載)<br>・ 相談機関名 ( )<br>・ 相談時期 ( 年 月 )  |   |      |
| ④ 器具等の使用の有無<br>あり ・ なし<br>(「あり」の場合は詳細を尋ねる)                              | (確認後、下記に内容を記載)<br>・ 使用器具 ( )<br>・ 使用方法 ( )   |   |      |
| ⑤ 医師の診断内容等<br>上記の①、②、③のいずれかが「あり」の場合には詳細を尋ねて、その内容を記載する。<br>※変更は追記 (年度記入) |  |   |      |

#### 1 現在の状況

(1) 基本的な生活習慣  特記事項なし  特記事項あり (特記事項ありの場合は下欄に記載)

「身の回りの事柄について、何らかの配慮や支援が必要な場合はお知らせいただけますか。」などと尋ね、介助等が必要な状況を記載する。特記事項がない場合は、空欄のままとする。※変更は追記 (年度記入)

- ア 着 脱 1 介助等が必要( ) 2 全介助  
 イ 食 事 1 介助等が必要( ) 2 全介助  
 ウ 排 泄 1 介助等が必要( ) 2 全介助  
 エ 移 動 1 介助等が必要( ) 2 全介助  
 オ その他

※介助希望の場合： 男女どちらでも  できれば女性  できれば男性

(2) ことば 特記事項なし 特記事項あり(ありの場合は下欄に記載)

「言葉を聞いたり話したりするときに何か気がかりなことや手助けするとよいことなどがありますか。」などと尋ね、特記事項を記載する。特記事項がない場合は、空欄のままとする。※変更は追記(年度記入)

ア 聞くことについて

イ 話すことについて

(3) 行動上の特性 特記事項なし 特記事項あり

(ありの場合は、保護者から聞き取った内容や行動観察した様子を選択、記載)※変更は追記(年度記入)

|  |  |
|--|--|
| <p>《行為》</p> <p><input type="checkbox"/>①自傷行為がある</p> <p><input type="checkbox"/>②他傷行為がある</p> <p><input type="checkbox"/>③破壊行為(物を投げる・壊す等)がある</p> <p><input type="checkbox"/>④閉じこもったり、とび出したりする</p> <p><input type="checkbox"/>⑤騒ぐ・暴言を吐く</p> <p><input type="checkbox"/>⑥暴力を振るう</p> <p><input type="checkbox"/>⑦集団を外れ、好き勝手なことをする</p> | <p>《思い当たる要因》</p> <p><input type="checkbox"/>ア 興奮しやすく気分が不安定になる</p> <p><input type="checkbox"/>イ 欲求や行動が阻止されると不機嫌になる</p> <p><input type="checkbox"/>ウ 気に入らないことがあると感情が抑えられない</p> <p><input type="checkbox"/>エ 気に入った人・ものに夢中になったり強くこだわったりする</p> <p><input type="checkbox"/>オ 感覚過敏(音、光、気温、接触、味覚等)がある</p> <p><input type="checkbox"/>カ 環境の変化(予見・予測ができない、集団内が苦手等)に対応できない</p> <p><input type="checkbox"/>キ コミュニケーションがうまくとれない</p> <p><input type="checkbox"/>ク 衝動性(思い立ったらすぐに行動したりする)がある</p> |
| <p>《その他特記事項》</p>   |  |

2 その他の特記事項(疾病、アレルギー、言語、家族の状況、等)

(ありの場合は、保護者から聞き取った内容や行動観察した様子を下欄に記載)※変更は追記(年度記入)

3 参加日の予定(参加する予定の曜日・時間帯・期日等の意向を尋ねて下欄に記載)※変更は追記(年度記入)

4 分類(受け入れの分類について、該当の口にレを記入。Ⅳの場合はその事由を記載。

また、Ⅰ～Ⅲの場合でも、特別な対応や支援が必要な場合は、面談後の所見や留意事項として下記に記載) ※変更は追記(年度記入)

Ⅰ Ⅱ Ⅲ-1 Ⅲ-2 Ⅳ

## ⑨ トワイライトスクール・トワイライトルームにおける食物アレルギー対応指針

※本対応指針において「(アドレナリン自己注射薬) エピペン」と記載している箇所は、特に記載のない限り、「(アドレナリン自己注射薬) エピペン又は(アドレナリン点鼻液) ネフィー」を指すものとし、いずれの場合もアナフィラキシー時の緊急対応薬として同様に扱う。

# トワイライトスクール・ トワイライトルームにおける 食物アレルギー対応指針

平成 26 年 11 月

子ども青少年局放課後事業推進室

## はじめに

食物アレルギーのある児童が近年増加し、学校において、食物アレルギーが原因で重篤な症状（アナフィラキシー等）が現れる事例が全国で報告されています。

本市教育委員会においては、昨年度、「食物アレルギー対応の手引き」を作成し、各学校において、食物アレルギーによる事故防止に向けた、適切な対応と体制の充実が図られることになりました。

一方、放課後に実施するトワイライトスクールにおいて、食物アレルギーのある児童に安心・安全な環境を提供することは、大きな課題でありました。

トワイライトスクールでは給食の提供はありませんが、長期休業期間中のお弁当など、食物に触れる機会があります。そのため、活動時間中に、生命に関わるような、緊急性の高いアレルギー症状を呈してしまう可能性もあり、運営に携わるスタッフの適切かつ迅速な対応が求められています。

特に、昨年度から実施し、今後拡充していくトワイライトルームにおいては、おやつを提供があるため、より一層、食物アレルギーに配慮した対応が求められています。

そこで、本市において、今年7月に、有識者で構成する「トワイライトスクール等におけるアレルギー対応検討会」を立ち上げました。検討会においては、現運営体制の中で、大切な子どもの命を守るために、どう対応すべきかを第一に検討を進めていただき、「トワイライトスクール・トワイライトルームにおける食物アレルギー対応指針」を作成するにあたっての、様々なご助言をいただきました。

この指針等を活用し、運営指導者を中心に運営スタッフ全員がアレルギーに関する知識を深めることで、食物アレルギーのある児童も安心・安全に豊かな放課後を過ごしてもらいたいと考えております。

最後に、検討会の座長を務めていただきました「あいち小児保健医療総合センター内科部長」の伊藤浩明先生をはじめ、委員の皆様方には、指針の作成にあたり多大な御協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

平成26年11月

子ども青少年局長 佐藤 良喜

# 目 次

|                           |          |    |
|---------------------------|----------|----|
| I 食物アレルギーのある児童への対応基本方針    | ・・・・・・・・ | 1  |
| II 食物アレルギーのある児童の受け入れまでの流れ | ・・・・・・・・ | 2  |
| III 日常の安全管理方法             | ・・・・・・・・ | 3  |
| IV 緊急時（アナフィラキシー発症時）の対応    | ・・・・・・・・ | 5  |
| V おやつを提供にかかる留意点           | ・・・・・・・・ | 10 |

## 資料（P.16～27）

- 1 トワイライトスクールの事業概要
- 2 トワイライトルームの事業概要
- 3 食物アレルギーの対応について（依頼）
- 4 食物アレルギーのある児童の保護者の皆さまへ
- 5 トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる  
食物アレルギー調査票 兼 同意書（様式1）
- 6 食物アレルギーのある児童一覧表

## 参考（P.28）

- 1 トワイライトスクール参加申込書（要綱第1号様式）
- 2 トワイライトルーム参加申込書（要綱第9号様式）
- 3 トワイライトルーム選択事業登録申請兼減免申請書（要綱第10号様式）
- 4 トワイライトルーム一時利用登録申請兼減免申請書（要綱第16号様式）
- 5 学校生活管理指導表（食物アレルギー用）

## I 食物アレルギーのある児童への対応基本方針

- (1) 食物アレルギーのある児童が、トワイライトスクール及びトワイライトルーム（以下「トワイライトスクール等」という）に安心して参加できるよう、受け入れ体制を整える。
- (2) 食物アレルギーのある児童のアレルギーの状況を保護者・学校と連携して把握し、日頃から運営スタッフ間で情報共有を図り、共通認識を持つ。
- (3) 緊急時に迅速で適切な対応が図れるよう、運営スタッフ全員で共通理解を図り、日頃から緊急時の対応に備える。
- (4) トワイライトルームでのおやつ提供については、児童の食物アレルギーの状況を正確に把握した上で、当該児童については、原則、原因食物を含まないおやつを提供する。

## Ⅱ 食物アレルギーのある児童の受け入れまでの流れ

新1年生

入学説明会

在校生

1~2月

### 1. 参加申込書類の配付

食物アレルギーのある児童が参加を希望する場合は、保護者に対し、トワイライトスクール等における食物アレルギー対応について説明するとともに、必要な書類を配付する。

保護者に必要な書類を配付する。

- ・ 事業概要（資料1・2）
- ・ 参加申込書 …… 要綱の第1号、第9号、第10号、第16号様式

3月

### 2. 参加申込書の受付

食物アレルギー対応給食（除去食、弁当持参等）申請（予定）  
又は、アドレナリン自己注射薬（エピペン®）処方あり

いいえ

申し込み  
手続き終了

はい

保護者に以下の書類を配布し、調査票 兼 同意書の提出を依頼する。

- ・ 食物アレルギーの対応について（資料3）
- ・ 食物アレルギーのある児童の保護者の皆さまへ（資料4）
- ・ トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー調査票 兼 同意書（資料5）

4月

### 3. 調査票 兼 同意書の受付 及び 保護者と面談

※以下の内容を保護者から聞き取る。

- ・ 児童の食物アレルギーの状況
- ・ 緊急時の対応
- ・ 弁当を食べる際の留意点
- ・ 食物が関係する体験活動時の留意点
- ・ トワイライトルーム選択事業・一時利用登録を希望する場合のおやつ提供時の留意点

学校と

### 4. 情報共有・共通理解

保護者の同意のもと、「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）の写し」をもらい、学校と情報共有を図る。（※在校生は3月中に実施も可）

以下の書類（食物アレルギー対応関係書類）をまとめて管理し、緊急時にすぐ取り出せるようにしておくとともに、運営指導者、子ども指導員、地域協力員など、運営スタッフ間で情報共有・共通理解を図る。

#### 【食物アレルギー対応関係書類】

- ・ 「食物アレルギーのある児童一覧表」（資料6）
- ・ 「トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー調査票 兼 同意書」（資料5）
- ・ 「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）の写し」

運営スタ  
ッフ間で

### Ⅲ 日常の安全管理方法

トワイライトスクール等では、アナフィラキシーショックを起こすような重度の食物アレルギー疾患から比較的軽度の疾患まで、様々な疾患の程度の児童が日々参加している。運営スタッフも参加する児童も毎日かわっていく中で、安全管理方法について日頃から、運営スタッフ間で共通認識を持っておく必要がある。

#### 1. 活動内容別安全管理方法

##### (1) 弁当

- 食物アレルギーのある児童の、当日の参加状況を確認し、運営スタッフ間で情報共有を図り、当該児童の顔と名前が一致するようにする。
- 保護者との面談時に聞き取った留意点を踏まえ、食物アレルギーのある児童が弁当を食べる際の配席を考慮する。
- 飲食中は、他の児童の弁当や飲み物を口にしたり手で触れたりすることのないよう、参加児童全員に指導する。
- 食物アレルギーのある児童が、他の児童の衣服についた食物や食べこぼした食物に触れることのないよう注意する。
- ごく少量の原因物質に触れたり、吸い込んだりするだけでもアレルギー症状を起こす場合は、「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」の学校生活上の留意点を参考に、保護者と十分な協議をして、別室で飲食するなど個別の対応をとる。

##### (2) 体験活動等

###### ① お茶の体験活動講座

お茶菓子を出す場合は、参加申込書にその原材料等を記載するなどし、その原材料に対してアレルギー症状の出る児童は保護者とよく相談の上、別のお茶菓子で対応するなど、配慮する。

###### ② 調理（おやつ作りなど）の体験活動講座

アレルギーとなる食材を扱わないメニューを考慮し、参加申込書に調理する食材を記載する。万一その食材に対してアレルギー症状の出る児童がいる場合、保護者とよく相談の上、一部別の食材を用意するなど、参加の仕方を工夫する。

###### ③ 牛乳パックや牛乳瓶の蓋を使った工作

牛乳アレルギー児が在籍している場合は、牛乳に触ることにより、アレルギー症状が出る場合があるため、牛乳パックや牛乳瓶の蓋を使った工作は実施しない。

###### ④ 小麦を使った遊び

小麦アレルギー児が在籍している場合は、小麦粘土に触ることにより、アレルギー症状が出る場合があるので、使用しない。

###### ⑤ その他

学校給食で使用していない、そば、落花生（ピーナッツ）、キウイフルーツを使った体験活動は、重症症状を呈しやすいため、原則、実施しない。（例：蕎麦打ち体験、節分の落花生による豆まき）

## 2. 緊急時への備え

### (1) アレルギー緊急時対応マニュアル

本指針「Ⅳ 緊急時（アナフィラキシー発症時）の対応」（p.5～）を運営スタッフ全員がよく理解し、アレルギー緊急時対応マニュアル(別紙)を必要時にすぐ取り出して利用できるようにしておく。

### (2) 緊急時薬やアドレナリン自己注射薬（エピペン®）の管理方法

アレルギー症状が出た場合には、保護者に迎えを依頼し、重篤の場合は救急搬送をすることが原則であるが、保護者に連絡がつかない、あるいはアナフィラキシーショックを起こし、緊急対応が必要なケースも想定される。そのため、緊急時薬やエピペン®の日常的な管理について、確認しておく必要がある。

#### ① 緊急時薬について

食物アレルギーのある児童が、緊急時に備えた処方薬を持って参加する場合は、薬の名前やその特徴を把握するとともに、薬の使用方法やタイミング、携帯場所などを保護者に確認しておく。

#### ② アドレナリン自己注射薬（エピペン®）について

- ・ トワイライトスクール等において、保護者がエピペン®の使用を希望される場合は、必ずエピペン®を携帯の上、参加してもらうよう保護者に説明する。
- ・ 学校にエピペン®を預けている児童については、トワイライトスクール等は放課後の活動であり、預けているエピペン®は原則として使用できないことを保護者に説明し、自宅保管用のエピペン®を携帯し、参加してもらうようにする。
- ・ エピペン®の使用方法や使用のタイミング、どのような症状が出た場合に医療機関へ搬送するのか等について、保護者と共通理解を図っておく。
- ・ エピペン®の入ったカバンは、日光の当たらない場所に常温で保管する。
- ・ エピペン®の入ったカバンを置くロッカーをあらかじめ決めておき、緊急時にエピペン®がすぐに取り出せ、救急隊に渡したり、使用したりできるようにしておく。
- ・ エピペン®に関する研修に積極的に参加し、使い方を理解しておく。
- ・ 緊急時に運営指導者がエピペン®を使用する場合に備え、保護者からエピペン®トレーナーを借りるなどして、保護者から使い方について説明を受けるとともに、運営スタッフ間で情報共有を図ること。

## Ⅳ 緊急時（アナフィラキシー発症時）の対応

### 1. 対象児童

緊急時（アナフィラキシー発症時）の対応が必要となる可能性のある児童としては、食物アレルギー対応給食（除去食、弁当持参等）を申請している（予定）児童やエピペン<sup>®</sup>が処方されている児童が主として考えられる。運営指導者は、保護者からの「トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー調査票 兼 同意書」に基づき、学校から当該児童の「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」の写しの提供を受け、記載された内容を踏まえ、緊急時の対応について、保護者と面談しアレルギーの症状等を確認する。

また、食物アレルギー対応給食を申請していない児童やエピペン<sup>®</sup>が処方されていない児童でも、アナフィラキシーを発症する可能性はあるので、対応を想定しておくことが必要である。

### 2. 児童の異変に気づいたら

食物アレルギーのある児童が何らかの違和感を訴えたり、児童の様子に変化（皮膚の赤み、くしゃみ、鼻水、咳、吐き気など）があった場合、アレルギー症状の可能性を第一に考える。児童から目を離さないようにし、人を集める。また、アレルギー緊急時対応マニュアル、食物アレルギー対応関係書類、本人が持参するエピペン<sup>®</sup>や緊急時薬を児童の傍までもってくる。

### 3. 適切な場所の確保

経過観察の際には、処置をスムーズに行うため、また、救急車を要請する場合には児童の様子を見ながら救急隊と連絡を取る必要があることから、児童を事務室に移動させることが望ましい。しかし、症状によっては、立ったり、歩いたり、おんぶをしたりすることで急激に血圧が低下し危険な場合もあるので、その場で対応する。

### 4. 緊急時の役割・やるべきこと

緊急時の役割とやるべきことは、次表のとおり3つに集約できる。トワイライトスクールでは、参加児童数や時間帯によって、運営指導者と地域協力員（AP）の2名体制の場合（トワイライトルームでは運営指導者と子ども指導員の2名体制の場合）もあるため、2名で協力をし、緊急時の対応を図る。

| 区 分                       | 役割・やるべきこと   |
|---------------------------|---|
| 運営指導者<br>子ども指導員※<br>地域協力員 | ① 状況を見る<br>→ 児童の症状の観察、緊急性の判断<br>② 連絡する<br>→ 保護者へ連絡、必要な場合は救急車要請<br>③ 準備する<br>→ アレルギー緊急時対応マニュアル・エピペン®・緊急時薬・食物アレルギー対応関係書類を準備 |

※ トワイライトルームのみ

## 5. 緊急時の観察と判断

症状を観察するときには、「緊急時アレルギー症状チェック表」(P.9) をもとに、まず、緊急性が高いアレルギー症状に該当するかどうかをみる。あてはまらなければ、順に軽い症状に向かって症状をチェックし、該当する対応をする。症状のチェックは5分ごとに行う。

食物アレルギーの症状はトワイライトスクール等のお弁当の時間に限らず、授業終了後のトワイライトスクール等の活動中に起こることもあるので、トワイライトスクール等で食べ物を摂取していないとしても、十分注意が必要である。

## 6. 緊急性が低いアレルギー症状への対応

保護者に連絡を取り、状況を報告するとともに、対応について相談する。保護者に連絡する場合は必ず児童の傍で行う。保護者と連絡が取れない場合、または、現場にいる運営スタッフだけでは対応が難しい場合には、「緊急時アレルギー症状チェック表」(P.9) の緊急性が中等の段階(B)においても、救急車を要請することを優先する。(運営指導者が危険性を感じたら、迷わず救急車を要請する。) エピペン®を処方されている児童の場合は、救急隊にエピペン®を渡す。

## 7. 緊急性が高いアレルギー症状への対応

「緊急時アレルギー症状チェック表」(P.9) の緊急性が高い症状(次表参照)に一つでもあてはまれば、緊急性が高いと判断する。その場合は、一刻も早く救急車を要請する。救急車到着時に救急隊にエピペン®を渡し、判断を任せる。

ただし、救急車到着前に、救急隊との電話のやり取りの中で、救急隊から指示があった場合、または、緊急性が高く、時間的猶予がない場合は、運営指導者がエピペン®を使用する。

< 緊急性が高いアレルギー症状の判断基準 >

| 区 分    | 基準となる症状  |
|--------|--|
| 全身の症状  | ぐったりしている※1、意識がもうろうとしている、尿や便をもらす、脈が触れにくい・不規則、意識がもうろうとしている、唇や爪が青白い※2 |
| 呼吸器の症状 | のどや胸が締め付けられる、声がかすれる※3、犬が吠えるような咳※4、息がしにくい※5、持続する強い咳き込み、ゼーゼーする呼吸     |
| 消化器の症状 | 持続する強い（がまんできない）おなかの痛み、繰り返し吐き続ける                                    |

（日本小児アレルギー学会 2013.7）

- ※1 血圧低下のため歩けない状態
- ※2 チアノーゼ
- ※3 喉頭浮腫のため声がかすれる
- ※4 「ケンケン」という咳
- ※5 呼吸が苦しい、陥没呼吸、肩呼吸など呼吸困難

エピペン®の使用の有無にかかわらず、症状が急に進行して心肺停止状態に陥った場合は、心肺蘇生を行い、可能であればAEDを使用する。

## 8. 医療機関への搬送

救急車が到着したら、救急隊を誘導する。搬送する際には運営スタッフが付き添う。その際、食物アレルギー対応関係書類、緊急時薬、エピペン®（使用済みの場合は使用済みのもの）を持参する。

## 9. 本市への報告

児童がトワイライトスクール等参加中に、アレルギー症状が出て、医療機関を受診した場合や、救急車を要請した場合は、速やかに本市（子ども青少年局放課後事業推進室）に報告すること。

# 緊急時における対応の流れ

児童の様子に変化があったら

- ・皮膚の赤み
- ・くしゃみ、鼻水
- ・咳
- ・じんましん
- ・目のかゆみ
- ・吐き気 など

\* アレルギー症状  
の可能性を考える

- 発見者**
- ・目を離さない、一人にしない
  - ・助けを呼び、人を集める

\* 人の確保

\* 場所の確保

- ・可能なら事務室へ
- ・症状が強ければその場で対応する判断をする  
(歩く・走るは危険)

## 役割・やるべきこと

- |         |        |                 |
|---------|--------|-----------------|
| ① 状況を見る | ② 連絡する | ③ 準備する          |
| ・症状の観察  | ・保護者   | ・緊急時薬・エピペン®     |
| ・緊急性の判断 | ・救急車   | ・食物アレルギー対応関係書類※ |

## 観察と判断 <緊急時アレルギー症状チェック表で確認>

緊急性高い

救急車要請 (119番) エピペン®使用

緊急性低い

5分毎に症状チェック

保護者に連絡し対応を相談 緊急時薬使用  
エピペン®準備 救急車考慮

危険を感じるようなら迷わず救急車要請

心肺停止状態に陥ったら心肺蘇生 (可能ならAED使用)

搬送

### ◎ 救急車要請で伝えること

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| ・アナフィラキシーで救急要請であること | ・エピペン®有無、使用の有無 |
| ・学校名、住所、事務室の電話番号    | ・通報者の名前、携帯電話   |
| ・児童の名前、性別、年齢        |                |

※ 「食物アレルギーのある児童一覧表」「トリイトスクール・トリイトルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー調査票兼同意書」「学校生活管理指導表(写し)」を綴ったもの

# 緊急時アレルギー症状チェック表

緊急性が高いものから5分ごとに症状をチェックする

緊急性が高い

緊急性が低い

A

B

C

|             |   |   |  |
|-------------|---|---|--|
| 全身の症状       | 1 ぐったり※<br>2 意識もうろう<br>3 尿や便を漏らす<br>4 脈が触れにくい、または不規則<br>5 唇や爪が青白い※                                |   |  |
| 呼吸器の症状      | 6 のどや胸が締め付けられる<br>7 声がかすれる※<br>8 犬が吠えるようなかん高い咳※<br>9 息がしにくい(呼吸困難)※<br>10 持続する強い咳込み<br>11 ゼーゼーする呼吸 | 1 数回の軽い咳                                |  |
| 消化器の症状      | 12 持続する強い(がまんできない)おなかの痛み<br>13 繰り返し吐き続ける  | 2 中等度のおなかの痛み<br>3 1~2回のおう吐<br>4 1~2回の下痢 | 1 軽いおなかの痛み(がまんできる)<br>2 吐き気                    |
| 目・口・鼻・顔面の症状 | 上記の症状が1つでもあてはまる場合   | 5 顔全体の腫れ※<br>6 まぶたの腫れ※                  | 3 目のかゆみ、充血<br>4 口の中の違和感、唇の腫れ<br>5 くしゃみ、鼻水、鼻づまり |
| 皮膚の症状       |   | 7 強いかゆみ<br>8 全身に広がるじんま疹※<br>9 全身が真っ赤    | 6 軽度のかゆみ<br>7 数個のじんま疹※<br>8 部分的な赤み             |
|             |   | 1つでもあてはまる場合                             | 1つでもあてはまる場合                                    |

- ①救急車要請  
②ショック体位(足を 15-30cm 高くして寝かせる)  
③エピペン®使用  
④心肺停止なら蘇生開始

- ①保護者に連絡し対応を相談  
②事務室へ運ぶ(歩かせない)  
③緊急時薬使用  
④エピペン®準備  
⑤医療機関へ(救急車考慮)

- ①保護者に連絡し対応を相談  
②事務室で経過観察  
③緊急時薬使用

危険を感じるようなら、迷わず救急車を要請する

※

- ・ A-1 血圧低下のため歩けない状態
- ・ A-5 チアノーゼ
- ・ A-7 喉頭浮腫のため声がかすれる
- ・ A-8 「ケンケン」という咳
- ・ A-9 呼吸が苦しい、陥没呼吸 肩呼吸など呼吸困難
- ・ B-5 形相が変わるほど顔全体が腫れる
- ・ B-6 目が開かないほどまぶたが腫れる
- ・ B-8 全身にじんま疹が広がり正常な皮膚がない状態
- ・ C-7 体の一部ないし数か所にじんま疹が出現

## V おやつ提供にかかる留意点

- 1 運営指導者、子ども指導員及び地域協力員（AP）のトワイライトルームの運営スタッフ全員が、必要最低限の重要事項の情報を共有すること
- 2 運営指導者は、保護者はもとより、学校との情報共有においても中心となるため、必要に応じ、連絡調整の場に子ども指導員を同席させる等し、的確に情報を把握・集約し、適切な対応が図れるよう努めること
- 3 子ども指導員は、保護者との面談等にできる限り同席する等により、児童の健康把握に努め、特におやつに関しては責任者として安全なおやつ提供に努めること
- 4 原因食物を含まないおやつの手配等のため、食物アレルギーのある児童の参加確認を必ず7日前を目途に行うこと。あわせて、事前把握の徹底を保護者にも十分に理解していただくよう努めること  
また、急な一時利用の申し込み等については、予定されているおやつを必ず保護者に確認させ、その他必要な対応をとること
- 5 食物アレルギーのある児童本人が、自発的に原因食物への対応が図れるよう、保護者と相談の上、側面的な支援や啓発を行うこと
- 6 「10 個別留意事項」を十分理解・整理したうえで、運営スタッフ全員が共通の認識を保てるよう努めること
- 7 「10 個別留意事項」を踏まえ、提供方法について必ず保護者に説明し、理解を得ること
- 8 保護者との面談に際し、発症時の対応として、過去の症状、保護者への連絡方法や救急車の要請の時期などを必ず確認し、対応可能な範囲について保護者に説明すること
- 9 当日のおやつ提供内容については、運営指導者や子ども指導員の代替職員にも、確実に承知できる方策（例：1週間分の参加の事前把握によるメニュー表の作成、誤配防止のためのおやつ時間の座席表など）を検討し、実施する方策を運営スタッフ全員に周知徹底すること

## 10 個別留意事項

### (1) 食物アレルギー情報について

運営指導者は、食物アレルギーのある児童の食物アレルギーに関する重要事項（原因食物、エピペン®の処方の有無、発症時の対処の方法など）について、食物アレルギー対応関係書類等を定期的に確認するなど、食物アレルギーに関する自己点検を実施する。

### (2) 原因食物の除去の方策について

#### 【対応の原則】

- ① 「卵」「乳」「小麦」「えび」といった食物アレルギーについては、重症化の恐れが高いものがある。このため、保護者から原因食物の除去が必要と申告があった場合は、当該児童のおやつについては、原因食物の完全除去を行う。
- ② 保護者から食物アレルギーの申告があった場合でも、その原因食物の含有量等の理由から、当該おやつを日常的に食している（食することが可能な）場合がある。  
このため、あらかじめ、保護者に食べられるおやつかどうか、必ず確認（含有する場合は保護者の同意）を行う。
- ③ おやつには、学校給食でも使用していない次の3品目を含むものは、提供しないことを徹底する。

**そば**

**落花生（ピーナッツ）**

**キウイフルーツ**

また、成分の表示を十分確認し、含まれているものは提供しない。

- ④ 食物アレルギーの原因食物について、製造過程等による微量混入（コンタミネーション）の可能性は完全に排除できないことに留意し、保護者にも必ず説明する。

#### 【基本的な対応策の選択】

子ども指導員は、食物アレルギーのある児童の登録・参加状況を考慮し、次の例を参照し、当該トワイライトルームの取り得る対応について運営指導者と相談したうえで、運営主体に協議し、方策を決定する。

**例1** 現在提供しているおやつをリスト化し、そこに含まれるアレルギー物質についても明記した表により、保護者と協議し、食べられるもの（食べられないもの）を明確にし、おやつを決定する。

また、概ね1か月間のおやつについて、前月まで（発注まで）に、保護者に提示し、確認する。

◆ 現在提供しているおやつの一覧です。このなかから毎日何品かを組み合わせる等して、提供しています。  
 ◆ 品名やそこに含まれるアレルギー物質（表示義務のある7品目）を確認し、食べられるものには「○」、食べられないものには「×」を付けてください。

※ そば、落花生（ピーナッツ）、キウイフルーツは、原則使用していません。  
 ※ 表示義務のないアレルギー物質が含まれるおやつもありますので、品名（必要に応じ現物）によりご確認ください。  
 ※ すべての食物アレルギー物質について、微量混入（コンタミネーション）の可能性は完全には排除できませんのでご注意ください。

保護者氏名 \_\_\_\_\_  
 (児童氏名 \_\_\_\_\_)

|    | 品名（おやつ名） | アレルギー物質 | 喫食の可否 | 備考 |
|----|----------|---------|-------|----|
| 1  | □□□□□□   | 乳       | ×     |    |
| 2  | □□□□□□   | 卵、小麦    | ○     |    |
| 3  | □□□□□□   |         |       |    |
| 4  | □□□□□□   |         |       |    |
| 14 | □□□□□□   | (7品目無し) | ○     |    |
| 15 | □□□□□□   | えび・かに   | ○     |    |

**例2** 保護者から、普段食べているおやつ（食べられるおやつ）の確認を行い、概ね1週間程度のローテーションを確認し、おやつを決定する。

原因食物を含むことが明らかな、食べられないおやつについても、品名等について可能な限り聞き取り、おやつのメニューを工夫したり、提供時に十分注意するなどの配慮を行う。



例3 原因食物として申告の多い「卵」「乳」「小麦」について、成分としての含有量によっては、日常的に食している（食することが可能な）おやつがあることから、保護者と協議し、食べられる範囲を確認しておく（蓄積しておく）ことで除去対応の参考とする。

| 児童氏名<br>原因食物         | 食べられる<br>もの       | 食べてはいけない<br>もの                |
|----------------------|-------------------|-------------------------------|
| <u>1年</u> ◇◇◇◇<br>卵  | ドーナツ、カステラ、バウムクーヘン | カスタードクリーム、プリン、シュークリーム、アイスクリーム |
| <u>2年</u> ◇◇◇◇<br>乳  | 焼き菓子（クッキー）        | ヨーグルト、乳酸菌飲料、カスタードクリーム、アイスクリーム |
| <u>3年</u> ◇◇◇◇<br>小麦 | ポテトチップス           | ビスケット、パン、クッキー、めん              |

#### 【発注】

おやつの原材料は、変更されている可能性があるため、定期的に原材料（成分表示）を確認したうえで発注する。

発注時において、あらかじめ成分を確認している場合でも、業者側に対し、該当原因食物の含有の有無等の確認など、安全に対する協力依頼を可能な限り実施する。

限られたおやつ（保護者の確認又は指定等）の場合、他の児童とのバランスも十分考慮して発注する。

### (3) 提供の仕方について

- ① 食物アレルギーのある児童に対し、個別対応でのおよつ提供がある場合は、その日の運営スタッフに分かりやすく事務室内に明示するなど、情報の共有に努める。
- ② 個別対応でのおよつのお皿等については、色を変えたり、シールを貼るなどし、目で見て分かりやすい工夫を行う。
- ③ 運営スタッフがおよつの分配を行う場合は、必ず複数の運営スタッフで確認する。児童が交代で担当する場合は、必ず複数の運営スタッフが現認・監督しながら実施する。また、この場合で、食物アレルギーのある児童が担当となる場合は、原因食物への接触がないよう十分配慮する。

#### (4) 配膳について

食物アレルギーのある児童に対し、個別対応でのおやつを提供する場合、児童の配席には十分配慮する。

誤配が無いよう複数の運営スタッフにより確認する。

#### (5) 喫食中について

食物アレルギーのある児童に対し、個別対応でのおやつを提供する場合、児童がおやつの交換を行わないか注意深く見守る。

また、他の児童のおやつ（原因食物）の食べ残しやこぼれたものが、食物アレルギーのある児童に接触しないか注意する。

#### (6) 片付け・清掃について

食物アレルギーのある児童に対し、個別対応でのおやつを提供する場合、他の児童のおやつ（原因食物）の残滓が想定されるため、片付けや清掃の分担には注意する。

#### (7) おやつの時間の運営スタッフ体制について

おやつの提供を行うにあたり、運営指導者及び子ども指導員は、参加児童のアレルギーに関する情報の再確認を行い、あわせて、複数の運営スタッフを配置する。

おやつの提供は、主に子ども指導員が行うが、運営指導者については、複数配置の運営スタッフとして割り振られていない場合であっても、必ず分配・配膳・片付け等を現認するなど、現状把握に努める。

## 掲載資料

### 資料 (P.16~29)

- 1 トワイライトスクールの事業概要
- 2 トワイライトルームの事業概要
- 3 食物アレルギーの対応について（依頼）
- 4 食物アレルギーのある児童の保護者の皆さまへ
- 5 トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー調査票 兼 同意書 ※1
- 6 食物アレルギーのある児童一覧表

### 参考 (P.30~36)

- 1 トワイライトスクール参加申込書（要綱第1号様式）
- 2 トワイライトルーム参加申込書（要綱第9号様式）
- 3 トワイライトルーム選択事業登録申請兼減免申請書（要綱第10号様式）
- 4 トワイライトルーム一時利用登録申請兼減免申請書（要綱第16号様式）
- 5 学校生活管理指導表（食物アレルギー用）

※1 指針の制定当時のものとは異なる令和8年4月1日時点のものを掲載しています。

※2 掲載を省略しています。  
様式は、参考資料内「②放課後事業実施要綱」を参照してください。

## トワイライトスクールの事業概要

### 1 事業趣旨

授業のある日の放課後や土曜日・長期休業中等に、遊びを通じた異学年交流、地域の方々等の協力による体験・交流活動や学びの活動を通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性等を育てます。

### 2 対象者

参加を希望する1年生から6年生

### 3 活動日及び活動時間

- (1) 授業のある日 ..... 授業終了後 ～ 午後6時  
(2) 授業のない日 ..... 午前9時 ～ 午後6時

※ 授業のある日には、授業終了後、下校しないで学校から直接活動に参加します。

※ 日曜日・休日・年末年始等は、活動しません。

※ 希望する日だけに参加したり、午後6時以前に帰ったりすることもできます。

### 4 活動場所

トワイライトスクール プレイルーム

※ 学校教育に支障のない範囲で、運動場、体育館等の学校施設も利用します。

### 5 活動内容例

- (1) 遊び（室内や屋外での自由遊び、縄跳び、トランプ、ドッジビー、けんだま、オセロ、将棋等）  
(2) 学び（学びの講座、自習タイム、読書活動等）  
(3) 体験（伝統芸能、伝承遊び、茶道、華道、紙工作、英語遊び等）  
(4) 交流（地域活動・行事への参加、地域交流事業、親子参加型事業等）

### 6 運営スタッフ

- (1) 教育に識見を有する職員であり運営全般を総括する「運営指導者」と、子どもの見守りや活動支援のために協力する地域の方々である「地域協力員（アシスタントパートナー）」が、日々の運営を行い、児童の活動や取り組みを支援します。  
(2) 体験活動等は、地域のボランティアの方々の協力を得て随時実施します。

### 7 保護者負担

- (1) 参加にあたり、保険関係費（年間411円）をご負担いただいています。  
(2) 体験・交流活動に伴う材料費等の実費相当額をいただくことがあります。

### 8 参加方法等

- (1) 授業のある日には授業終了後下校しないで、そのままトワイライトスクールに行き参加票を出します。参加票の記入・確認は、毎回保護者の方が行ってください。  
(2) 土曜日・長期休業中等の給食がない日に、昼食時間を含めて参加する場合は、弁当とお茶を持たせてください。  
(3) 「おやつ」はありません。ご家庭からも持参させないでください。（ただし、健康上特に必要な場合は、運営指導者にご相談ください。）  
(4) 遊び道具等はトワイライトスクールで用意します。ご家庭から持ち込まないようお願いします。（ただし、体験活動等で必要なものがある場合には、あらかじめ連絡します。）  
(5) 開設時間は、午後6時までです。お迎えは、開設時間内（午後6時まで）に完了してください。

## 9 活動の休止（基本的に学校の取り扱いに準じます）

- (1) 震度5強以上の地震が発生した場合  
ただちに活動を休止し、保護者に引き渡します。
  - (2) 名古屋市または愛知県、愛知県西部、尾張東部に暴風警報・暴風雪警報・特別警報・避難指示が発令された場合、土砂災害警戒情報が発令された場合（発令学区に限る）
    - ① 授業のある日
      - ア 学校管理下では、学校の基準に従い待機・下校します。
      - イ 午前11時までに解除されれば、通常時刻から活動します。  
午前11時までに解除されなければ、午後の活動を休止します。
      - ウ 活動中に発令された場合は、活動を休止します。
    - ② 授業のない日（土曜日・長期休業中）
      - ア 午前7時の時点で発令されている場合は、午前中の活動を休止します。
      - イ 午前11時までに解除されれば、午後1時から活動します。  
午前11時までに解除されなければ、午後の活動を休止します。
      - ウ 活動中に出了場合は、活動を休止します。
- ※ 台風の接近に伴い、トワイライトスクールの活動を休止する場合があります。
- ※ 大雨警報や洪水警報、震度5弱以下の地震等の場合は、原則として活動します。  
ただし、学校周辺に相当の被害が発生するおそれが予想される場合、通学路の状況を把握し、学校等から情報を得て、活動を休止することがあります。
- ※ 上記警報等発令の有無に関わらず、学校が臨時休業した場合や学校が児童の待機または緊急下校の措置をした場合は、活動を休止します。
- ※ インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎、水痘などで閉鎖の学級、学級単位の早退措置となった学級の児童は、学級閉鎖期間終了までは参加不可となります。また、学級閉鎖や学級単位の早退措置が金曜日を含む場合は、その学級の児童は土曜日の参加も不可となります。

### 【お願い】

震度5強以上の地震が発生した場合や暴風警報・暴風雪警報・特別警報・避難指示・土砂災害警戒情報が発令された場合は、速やかに保護者の方によるお迎えをお願いします。

## 10 参加申込みの手続き

- (1) 保険関係費をコンビニエンスストアで払い込み、「払込受領証」を受け取り、必要事項を記入した参加申込書の保険関係費払込受領証貼付欄に払込受領証をのり付けして提出してください。
- (2) 原則、利用を開始する月の前月の25日までに、トワイライトスクール事務室まで参加申込書を提出してください。ただし、4月から利用をしたい場合は、別途トワイライトが指定する日までに提出してください。
- (3) 参加申込みの有効期間は、その年度内です。毎年度申込みが必要となります。
- (4) 参加申込みが完了したお子様には、後日、「参加票」をお渡しします。参加する日には、毎回、保護者の方が必要事項を記入・確認し、お子様に必ず持たせてください。参加受付時に、お迎えの時刻を確認します。

## 11 保護者の方へのお願い

- (1) 参加する日は、お迎えに来る方とお子様の間で参加票の記入内容やお迎えの時刻等をきちんと確認しておいてください。
- (2) 参加や帰宅時の送迎は、原則として保護者の責任で行っていただきます。
- (3) 各トワイライトスクールでは、地域の実情や各学校のきまり等を考慮して、安心・安全な運営に努めています。「トワイライトスクールのきまり」やお知らせ等について、お子様とともにご確認いただき参加してください。
- (4) 参加申込書の記載事項に変更がある場合は、その都度、各トワイライトスクールの運営指導者まで連絡してください。

- (5) 土曜日や長期休業中等でお昼を挟んで参加する場合は、原則として弁当を持ってきていただくことになっています。また、体験活動の一環で食物を扱う講座を行う場合があります。お子様に食物アレルギーがあり、参加にあたって配慮が必要な場合は、各トワイライトスクールの運営指導者にご相談ください。
- (6) 運営スタッフは小学校の教職員ではありません。運営に関する問い合わせは、学校ではなく、各トワイライトスクールの運営指導者をお願いします。
- (7) 入退室管理にICTシステム（コドモン）を用いております。保護者アプリにご登録いただくと入退室時間やトワイライトからのお知らせ等が通知・配信されますので、ご登録をお願いします。

## トワイライトルームの事業概要

### 1 事業趣旨

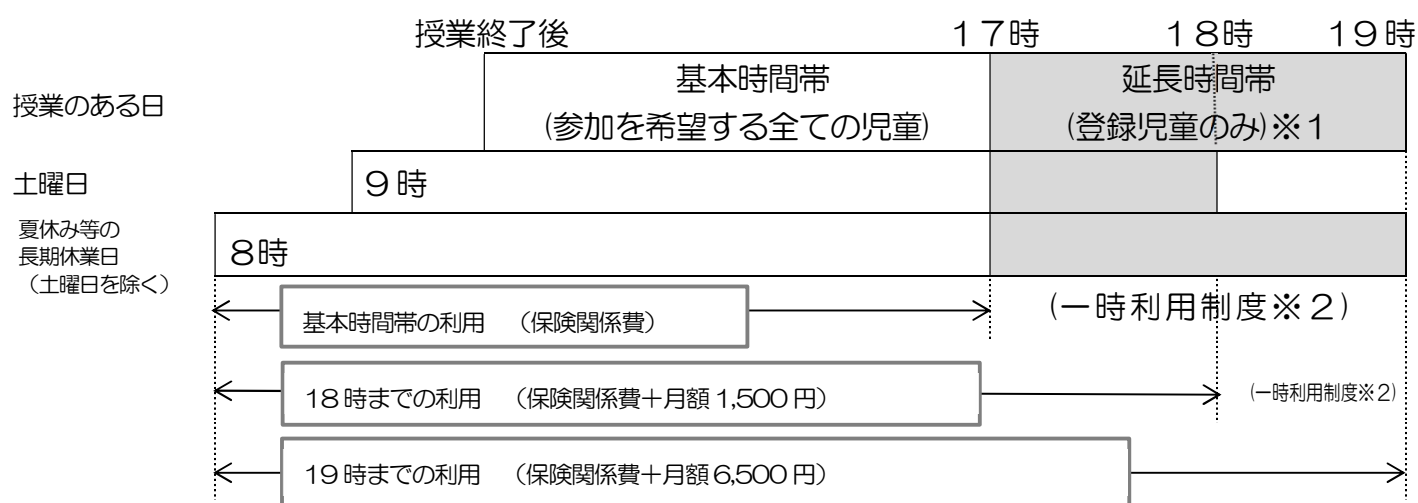
授業のある日の放課後や土曜日・長期休業中等に、遊びを通じた異学年交流、地域の方等の協力による体験・交流活動や学びの活動を通して、子どもたちの自主性・社会性・創造性等を育む役割と、留守家庭等の子どもが安心やくつろぎを感じて過ごすことができるよう、子育て支援等としての役割を併せもつ事業を小学校施設において一体的に実施する事業です。

### 2 対象者

基本時間帯： 参加を希望する1年生から6年生

延長時間帯： 基本時間帯の登録者のうち、労働等で保護者が家庭にいないこと等により、子育てへの支援を希望する家庭の児童

### 3 開設時間及び利用料等



#### 【活動日及び活動時間】

月曜日～土曜日（休日、12月29日～1月3日を除く）

|                    | 基本時間帯     | 延長時間帯   |
|--------------------|-----------|---------|
| 授業のある日             | 授業終了後～17時 | 17時～19時 |
| 土曜日                | 9時～17時    | 17時～18時 |
| 夏休み等の長期休業日（土曜日を除く） | 8時～17時    | 17時～19時 |

#### 【登録及び利用料等】

##### (1) 基本時間帯のみの利用の場合

参加にあたり、保険関係費（年間411円）をご負担いただいています。

また、体験・交流活動に伴う材料費等の実費相当額をいただくことがあります。

17時以降の利用をご希望の場合は、一時利用制度をご利用いただくこともできます（有料）。

##### (2) 延長時間帯を利用する場合（※1）

基本時間帯の参加申込みとは別に、「選択事業登録」が必要です。

保護者が次の要件に該当する場合に、登録することができます。

就労、就学又は技能訓練、求職活動、病気・負傷・障害・看護・介護、妊娠・出産、災害、その他

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 18時までの利用            | 月額1,500円（おやつ代を含む） |
| 19時までの利用（土曜日は18時まで） | 月額6,500円（おやつ代を含む） |

## 一時利用制度について（※2）

1日単位で延長時間帯を利用でき、利用料は1日（1回）1,000円です。

就労、傷病、災害、事故、出産、親族の看護・介護、冠婚葬祭等、やむを得ない理由がある場合に利用できます。利用に際しては、事前の登録が必要です。

※生活保護受給世帯、ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯（注）は、利用料が減免される場合があります。（減免の申請が必要です。）

注：選択事業登録児童の保護者がひとり親家庭等医療証の交付を受けている世帯が減免対象です。  
児童の医療証だけでは減免対象とはなりません。

## 4 活動場所

トワイライトルーム プレイルーム

※学校教育に支障のない範囲で、運動場、体育館等の学校施設も利用します。

## 5 活動内容例

### 〔基本時間帯〕

- 「遊び」・「学び」・「体験」・「交流」を日々組み合わせて実施します。
- 「遊び」は室内や屋外での自由遊び、トランプ、将棋、縄跳び、ドッジビー等、「学び」は講座、自習、読書活動等、「体験」は伝承遊び、茶道、紙工作等、「交流」は地域行事への参加、親子参加型事業等を行います。

### 〔延長時間帯〕

- おやつ（菓子類、果物、乳製品等）を食べながら、子ども指導員を中心として1日を振り返ってのお話会を行う等、子どもたちとふれあい、くつろぎや安心感を持たせるような関わりをしていく時間帯です。
- お迎えにくる保護者に子どもの様子や変化を伝えたり、子育ての相談にのったりして、継続的な子育て支援を行います。

## 6 運営スタッフ

教育に識見を有する職員であり、運営全般を総括する「運営指導者」と、子どもの遊びや生活面でのサポートをする「子ども指導員」、子どもの見守りや活動支援のために協力する地域の方々である「地域協力員」が、日々の運営を行い、児童の活動や取り組みを支援します。また、体験活動等の際には、地域のボランティアの方々に協力をいただきます。

## 7 活動の休止（基本的に学校の取り扱いに準じます）

- (1) 震度5強以上の地震が発生した場合  
ただちに活動を休止し、保護者に引き渡します。
- (2) 名古屋市または愛知県、愛知県西部、尾張東部に暴風警報・暴風雪警報・特別警報・避難指示が発令された場合、土砂災害警戒情報が発令された場合（発令学区に限る）
  - ① 授業のある日
    - ア 学校管理下では、学校の基準に従い待機・下校します。
    - イ 午前11時までに解除されれば、通常時刻から活動します。  
午前11時までに解除されなければ、午後の活動を休止します。
    - ウ 活動中に発令された場合は、活動を休止します。
  - ② 授業のない日（土曜日・長期休業中）
    - ア 土曜日は午前7時、長期休業中は午前6時の時点で発令されている場合は、午前中の活動を休止します。

- イ 午前11時までに解除されれば、午後1時から活動します。
- 午前11時までに解除されなければ、午後の活動を休止します。
- ウ 活動中に出た場合は、活動を休止します。

- ※ 台風の接近に伴い、トワイライトルームの活動を休止する場合があります。
- ※ 大雨警報や洪水警報、震度5弱以下の地震等の場合は、原則として活動します。  
ただし、学校周辺に相当の被害が発生するおそれが予想される場合、通学路の状況を把握し、学校等から情報を得て、活動を休止することがあります。
- ※ 上記警報等発令の有無に関わらず、学校が臨時休業した場合や学校が児童の待機または緊急下校の措置をした場合は、原則活動を休止します。
- ※ インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染症胃腸炎、水痘などで学校閉鎖の学級、学級単位の早退措置となった学級の児童は、学級閉鎖期間終了までは参加不可となります。また、学級閉鎖や学級単位の早退措置が金曜日を含む場合は、その学級の児童は土曜日の参加も不可となります。

**【お 願 い】**

震度5強以上の地震が発生した場合や暴風警報・暴風雪警報・特別警報・避難指示・土砂災害警戒情報が発令された場合は、速やかに保護者の方によるお迎えをお願いします。

## 8 参加申込みの手続き

- (1) 保険関係費をコンビニエンスストアで払い込み、「払込受領証」を受け取り、必要事項を記入した参加申込書の保険関係費払込受領証貼付欄に払込受領証をのり付けて提出してください。
- (2) 原則、利用を開始する月の前月の25日までに、トワイライトルーム事務室まで参加申込書を提出してください。延長時間帯を利用する場合も、原則、利用を開始する月の前月の25日までに、参加申込書とあわせて(3)に示す選択事業登録の手続きに必要な書類を提出してください。ただし、4月から延長時間帯を利用したい方は、別で指定する日までに、必要書類をご提出ください。
- (3) 選択事業登録の手続きには、以下の書類が必要です。
  - ア 選択事業・一時利用登録申請兼減免申請書
  - イ 選択事業登録を必要とする理由に応じた証明書類（保護者の人数分）※利用料の減免を希望する方は、必要に応じて確認書類を提出していただく場合があります。
- (4) 参加申込みの有効期間は、その年度内です。毎年度申込みが必要となります。
- (5) 参加申込みが完了したお子様には、後日、「参加票」をお渡しします。参加する日には、毎回、保護者の方が必要事項を記入・確認し、お子様に必ず持たせてください。参加受付時に、お迎えの時刻を確認します。

## 9 保護者の方へのお願い

- (1) 参加する日は、お迎えに来る方とお子様の間で参加票の記入内容やお迎えの時刻等をきちんと確認しておいてください。
- (2) 参加や帰宅時の送迎は、原則として保護者の方の責任で行っていただきます。
- (3) 各トワイライトルームでは、地域の実情や各学校のきまり等を考慮して、安心・安全な運営に努めています。「トワイライトルームのきまり」やお知らせ等について、お子様とともにご確認いただき参加してください。
- (4) 参加申込書の記載事項に変更がある場合は、その都度、各トワイライトルームの運営指導者まで連絡してください。
- (5) 土曜日や長期休業中等でお昼を挟んで参加する場合は、原則として弁当を持ってきていただくことになっています。また、体験活動の一環で食物を扱う講座を行う場合があります。お子様に食物アレルギーがあり、参加にあたっての配慮が必要な場合は、各トワイライトルームの運営指導者にご相談ください。
- (6) 延長時間帯では、おやつを提供します。そのため、お子様に食物アレルギーがあり、配慮が必要な場合は、登録申請の際に運営指導者まで必ずお申し出ください。  
なお、選択事業登録や一時利用登録の申請書に、アレルギーの原因となる食物を記載する欄がございますので、ご確認の上、必ずご記入ください。

- (7) 利用料のお支払いは、口座振替・自動引落をご利用いただきますようご協力ください。なお、選択事業の利用料は利用月の 25 日に、一時利用の利用料は利用月の翌月の 25 日に引き落としとなります。**ただし、初回は納付書でのお支払いとなります。**
- (8) きめ細やかな配慮のもと、全てのお子様が充実した活動に取り組めるよう、必要に応じて、運営指導者とお子様や保護者の方との面談を実施することがあります。その際は、ご協力をお願いいたします。また、気がかりなことがありましたら、気兼ねなく運営指導者までお申し出ください。
- (9) 運営スタッフは小学校の教職員ではありません。運営に関する問い合わせは、学校ではなく、各トワイライトルームの運営指導者をお願いします。
- (10) 入退室管理に ICT システム (コドモン) を用いております。保護者アプリにご登録いただくと、入退室時間やトワイライトからのお知らせ等が通知・配信されますので、ご登録をお願いします。

トワイライトルームは「トワイライトスクール」の  
表記を「トワイライトルーム」に変更して作成する。

資料3

年 月 日

保護者の方へ

〇〇〇 小学校トワイライトスクール

## 食物アレルギーの対応について（依頼）

お子様の食物アレルギーに配慮し、トワイライトスクールに安心して参加していただくため、下記の書類の提出にご協力くださいますようお願いいたします。

また、この書類をもとに、保護者の方に簡単にお話をお伺いいたしますので、書類が整いましたらトワイライトスクールまでご連絡の上、お越しくくださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 提出していただく書類

「トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる食物アレルギー調査票 兼 同意書」（様式1）

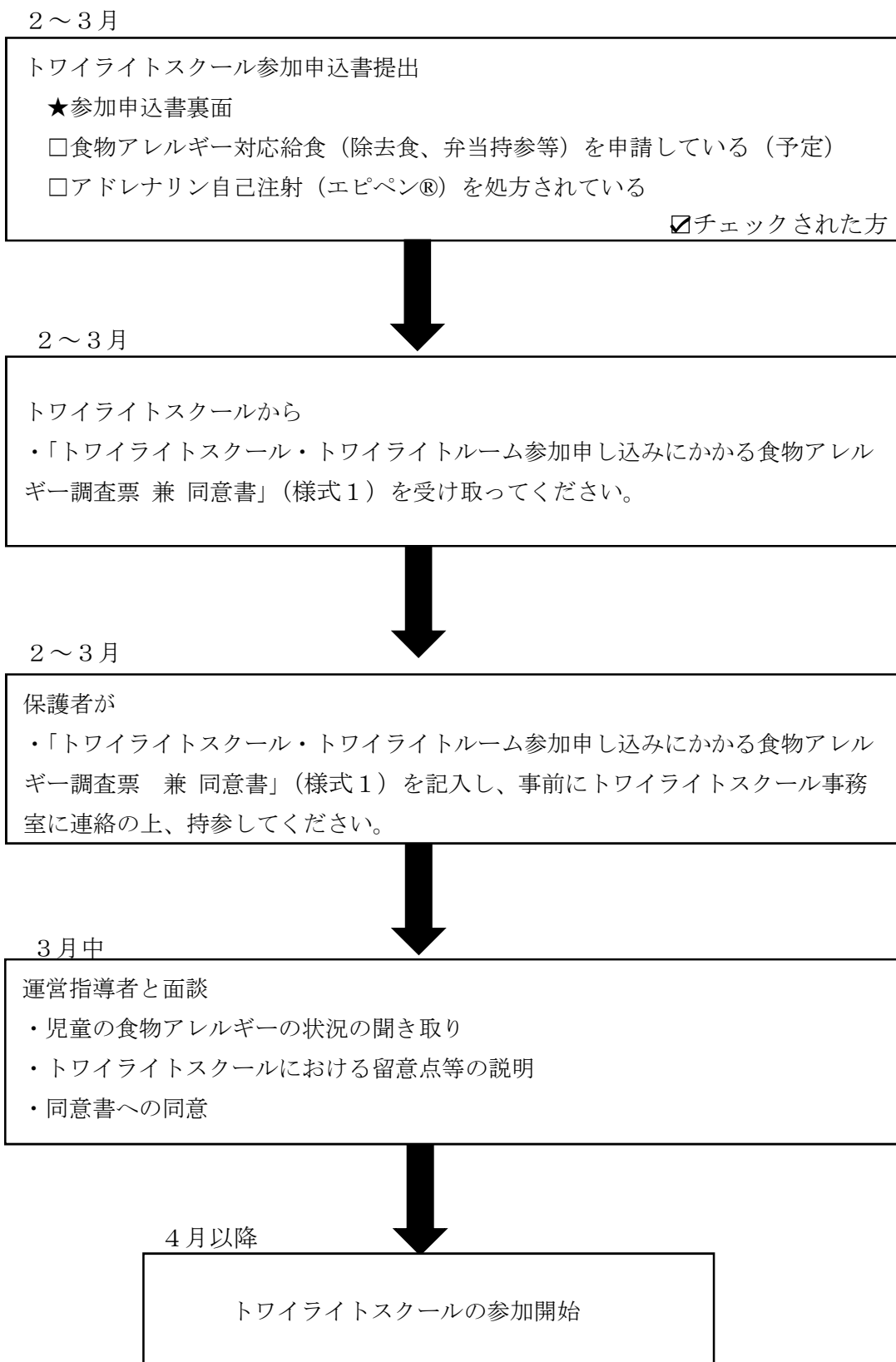
#### 2. 留意点

- ・トワイライトスクール参加申込書において、「学校給食で、食物アレルギー対応給食（除去食、弁当持参等）を申請している（予定）」又は、「アドレナリン自己注射薬（エピペン®）を処方されている」にチェックされた方に依頼するものです。
- ・トワイライトスクールは学校とは別に実施する事業です。学校にアレルギーに関する書類をご提出いただいているところですが、トワイライトスクールにおいても、別添の調査票 兼 同意書をご提出いただく必要がありますので、ご協力ください。

〇〇小学校トワイライトスクール

電話：〇〇〇－△△△△

## 食物アレルギーのある児童の受け入れまでの流れ



## 食物アレルギーのある児童の保護者の皆さまへ

トワイライトスクールは、学校の教育活動とは別に実施する事業であり、運営を本市から民間事業者に委託しております。運営スタッフは学校の教職員ではなく、民間事業者から派遣された運営指導者と地域のボランティア（地域協力員）が、放課後の児童の安全を見守っております。

トワイライトスクールにおいて、アレルギー症状が出た場合、児童の安全確保のため、出来る限り適切かつ迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

そのために、次の点についてご了解いただき、児童の参加をお願いします。

- 1 児童のアレルギーの状況を把握するため、事前に「食物アレルギー調査票兼同意書」を提出してください。その調査票をもとに、運営指導者が面談をさせていただきます。
- 2 学校給食アレルギー対応のために、学校長に提出された「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」について、学校長からトワイライトスクールに写しの提供を受けることをご了承ください。
- 3 トワイライトスクールで取得した児童の食物アレルギーに関する個人情報について、児童の安全確保のため、運営に携わるスタッフで情報共有させていただきます。また、必要に応じて、児童にアレルギーがあることを、一緒に参加する児童にも伝えることをご了承ください。
- 4 トワイライトスクールにおいて、緊急時薬やエピペン<sup>®</sup>の使用を希望される場合は、児童に持参の上、トワイライトスクールに参加させてください。  
学校に預けている緊急時薬やエピペン<sup>®</sup>をトワイライトスクールで使用することはできません。また、持参することは、学校の担任の先生にもお伝えください。

（裏面もあります）

5 トワイライトスクール参加中に、児童の様子に変化があった場合には、運営スタッフが保護者から、対応の指示をいただきますので、連絡がとれるようご協力ください。

保護者と連絡が取れない場合は、運営指導者の判断で緊急時薬の使用や救急車の要請をいたします。

児童の症状が重い場合は、できるだけ早く救急車を要請します。エピペン<sup>®</sup>をトワイライトスクールに持ってきている場合には、救急車到着時に救急隊に使用の判断を任せます。

6 救急車到着前に、救急隊からの指示、又は緊急性が高く、時間的猶予がない場合は、運営指導者がエピペン<sup>®</sup>を使用する場合があります。その場合に備え、運営指導者が適切な対応をとれるよう、緊急時薬やエピペン<sup>®</sup>の使用のタイミングや使用方法等について、保護者が運営指導者に詳しく説明していただきますようお願いいたします。

7 トワイライトスクールは、運営指導者とボランティア（地域協力員）といった少人数の運営スタッフが、日々、参加児童が変わる中で、児童が安全に活動できるよう見守りを行っています。

アレルギーに関する専門知識を持つスタッフはおりませんので、アレルギーのある児童への対応につきましては、学校現場と同様の対応ができないなど、ご要望を全て受けることはできないことをご理解・ご了承ください。

記入年月日： 年 月 日

トワイライトスクール・トワイライトルーム参加申し込みにかかる  
食物アレルギー調査票 兼 同意書

小学校 年 組 児童氏名 性別

---

保護者氏名

---

緊急連絡先1 ( ) -

---

緊急連絡先2 ( ) -

---

※トワイライト活動中に連絡の取れる電話番号をご記入ください。

食物アレルギーのために受診している医療機関

医療機関名 医師名

---

質問1 食物アレルギーのため、現在除去中の食物はありますか。

- いいえ
- はい 食物名 ( )

質問2 食物アレルギーの症状について、原因食物と、これまでに経験したことのある症状を記入してください。

| 食物名 | 具体的な症状 |
|-----|--------|
|     |        |
|     |        |
|     |        |

質問3 食物アレルギーの原因となる食物が皮膚についた、あるいは吸い込んだだけで症状が出たことがありますか。

- いいえ
- はい 食物名 ( )

質問4 食後に運動し、アレルギー症状が出たことがありますか。

- いいえ
- はい 食物との関連 ( あり ・ なし )

質問5 アナフィラキシーを起こしたことがありますか。

- いいえ
- はい (原因食物： )  
(最終の発病年月日： 年 月 日)

質問6 現在、緊急時に備えた処方薬がありますか。( あり ・ なし )

「あり」の場合で、お子さんが処方薬を携帯して参加する場合は、具体的にお知らせください。

- 抗ヒスタミン薬・ステロイド薬・気管支拡張薬 薬品名
- アドレナリン自己注射薬 (エピペン®)
- その他 ( )

質問7 土曜日や長期休業中、給食のない日などで、お昼を挟んで参加する場合は、原則お弁当を持参して参加していただくことになっています。他の参加児童と一緒に弁当を食べる際に気をつけてほしいことはありますか。「はい」の場合は具体的に記入してください。

いいえ

はい →

( )

☆トワイライトスクールやトワイライトルームに参加するにあたり、食物アレルギーに関してその他に注意してほしい点などありましたら、ご記入ください。

( )

【以下は、運営指導者との個別面談時にご記入下さい。】

【 同 意 書 】

別紙「食物アレルギーのある児童の保護者の皆さまへ」について、内容を理解しましたので、以下にチェック☑した項目について同意いたします。

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_

- 児童のアレルギー対応について、必要に応じて運営指導者へ情報提供する必要があること。
- 「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」を学校長に提出している場合は、学校長からトワイライトスクール・トワイライトルーム（以下「トワイライト」という。）に写しの提供を受けること。
- この調査票及びアレルギー対応に関する情報は、運営に携わるスタッフ全員に共有されること。また、必要に応じて一緒に参加する児童に、児童に食物アレルギーがあることを伝えること。
- 緊急時薬・エピペン®の使用を希望される場合は、児童に持参の上、参加させること。（学校に預けている緊急時薬・エピペン®をトワイライトで使用することはできないこと。）
- 児童の様子に変化があった場合には、万一保護者と連絡が取れなくても、緊急時薬の使用や救急車を要請する場合があること。
- 救急車を要請した場合には、緊急時薬・エピペン®を救急隊に渡したり、救急車到着前にエピペン®を使用する場合があること。
- 運営スタッフに食物アレルギーの専門知識を有する者がいないため、学校と同様の対応が難しいこと。

※ トワイライト記入欄

年 月 日

※ この書面により取得した個人情報は、本事業の運営に必要な範囲内で利用し、目的外利用はしません。

| 学年 | クラス | 児童氏名 | 原因食物 | 保護者氏名 | 緊急連絡先1 | 緊急連絡先2 |
|----|-----|------|------|-------|--------|--------|
| 1  |     |      |      |       |        |        |
| 2  |     |      |      |       |        |        |
| 3  |     |      |      |       |        |        |
| 4  |     |      |      |       |        |        |
| 5  |     |      |      |       |        |        |
| 6  |     |      |      |       |        |        |
| 7  |     |      |      |       |        |        |
| 8  |     |      |      |       |        |        |
| 9  |     |      |      |       |        |        |
| 10 |     |      |      |       |        |        |

参考 5

学校生活管理指導表（食物アレルギー用）

名古屋市教育委員会

| 食物アレルギー（あり・なし） アナフィラキシー（あり・なし）         |   | 病型・治療             |  | 学校生活上の留意点 |       |
|--|---|-------------------|--|-----------|-------|
| A 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載）          |   | A 給食              |  | ☆保護者      |       |
| 1 即時型                                  |   | 1 管理不要            |  | 電話：       |       |
| 2 口腔アレルギー症候群                           |   | 2 保護者と相談し決定       |  | ☆連絡医療機関   |       |
| 3 食物依存性運動誘発アナフィラキシー                    |   | B 食物・食材を扱う授業・活動   |  | 医療機関名     |       |
| B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往症ありの場合のみ記載）    |   | 1 配慮不要            |  | 緊急連絡先     |       |
| 1 食物（原因）                               |   | 2 保護者と相談し決定       |  | 電話：       |       |
| 2 食物依存性運動誘発アナフィラキシー                    |   | C 運動（体育・部活動等）     |  |           |       |
| 3 運動誘発アナフィラキシー                         |   | 1 管理不要            |  |           |       |
| 4 昆虫                                   |   | 2 保護者と相談し決定       |  |           |       |
| 5 医薬品                                  |   | D 宿泊を伴う校外活動       |  |           |       |
| 6 その他（ ）                               |   | 1 配慮不要            |  |           |       |
| C 原因物質・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ△内に診断根拠を記載 |   | 2 食事やイベントの際に配慮が必要 |  |           |       |
| 1 鶏卵                                   | △ | E その他の配慮・管理事項     |  | 記載日       | 年 月 日 |
| 2 牛乳・乳製品                               | △ | （自由記載）            |  | 医師名       | （印）   |
| 3 小麦                                   | △ |                   |  | 医療機関名     |       |
| 4 ソバ                                   | △ |                   |  |           |       |
| 5 ピーナッツ                                | △ |                   |  |           |       |
| 6 種実類・木の実類                             | △ |                   |  |           |       |
| 7 甲殻類（エビ・カニ）                           | △ |                   |  |           |       |
| 8 果物類                                  | △ |                   |  |           |       |
| 9 魚類                                   | △ |                   |  |           |       |
| 10 肉類                                  | △ |                   |  |           |       |
| 11 その他1                                | △ |                   |  |           |       |
| 12 その他2                                | △ |                   |  |           |       |
| D 緊急時に備えた処方薬                           |   |                   |  |           |       |
| 1 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）                  |   |                   |  |           |       |
| 2 アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」）                 |   |                   |  |           |       |
| 3 その他（ ）                               |   |                   |  |           |       |

○ 学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意しますか。

- 1 同意する
- 2 同意しない

保護者署名 \_\_\_\_\_

トワイライトスクール等におけるアレルギー対応検討会

◎座長 (50音順・敬称略)

| 委員名    | 所属                  | 職・役職等           |
|--------|---------------------|-----------------|
| ◎伊藤 浩明 | あいち小児保健医療総合センター     | 内科部長            |
|        | NPO 法人アレルギー支援ネットワーク | 副理事長            |
| 伊東 さゆり | 名古屋市立小中学校 PTA 協議会   | 副会長 (母親理事代表(正)) |
| 岡本 理恵  | 名古屋市健康福祉局健康部健康増進課   | 地域看護係長          |
| 小口 博則  | 名古屋市立栄小学校           | 校長              |
| 宍戸 弘   | 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会  | 専門員             |
| 野村 孝泰  | 名古屋市立大学大学院医学研究科     | 助教              |
| 深田 陽一郎 | 名古屋市教育委員会事務局学校保健課   | 指導主事            |

トワイライトスクール・トワイライトルームにおける食物アレルギー対応指針

発行：名古屋市子ども青少年局青少年家庭部放課後事業推進室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

TEL 052-972-3229

FAX 052-972-4119

E-mail：[a3092@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp](mailto:a3092@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

発行年月：平成26年11月

## ⑩放課後事業の再参加について

### 1 趣旨

放課後事業の参加については、授業終了後、学校から直接参加することを原則としている。しかしながら、たくさんの友達や地域の大人と交流することのできる放課後事業への参加機会を出来るだけ広く認め、様々な家庭環境の子どもも幅広く参加できるようにすることが、子どもたちの放課後を豊かなものにするために有意義である。

そのため、土曜日・長期休業中について、児童の安全面などを考慮した一定のルールのもとに、一旦、自宅や留守家庭児童育成会（いわゆる学童保育所）など学校外に出てからの二度目の参加(再参加)を認めることとする。

### 2 土曜日・長期休業中の再参加

土曜日・長期休業中は、一旦学校外に出てから二度目の参加を認める。


#### (1) 参加方法

下記の太字部分（図の   部分）を認めることとする。

#### (2) 経路

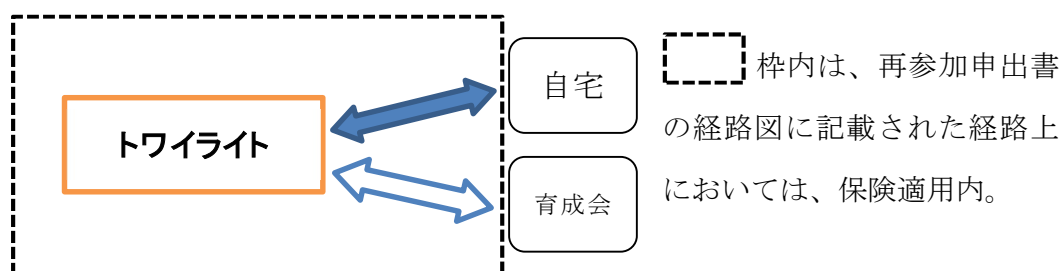
○ 自宅・留守家庭児童育成会 → トワイライト →

**(自宅・留守家庭児童育成会※1)** → トワイライト →

(自宅・留守家庭児童育成会) →  トワイライト (※2)

※1 トワイライトと自宅・留守家庭児童育成会以外の場所(習い事など)を直接行き来することは認めない(自宅・留守家庭児童育成会との往復途上のみ保険適用)。

※2 トワイライトとトワイライトの間に2回以上学校外を挟むことは、児童の参加把握が複雑となり、安全管理上問題があるため認めない。



### 3 授業のある日の再参加の特例

授業のある日については、下の例示の条件に示すように、児童の通学路の安全が確保できれば再参加を認めることとする。

また、留守家庭児童育成会からの参加については集団的参加と位置付ける。

《例》 個人的参加 条件：安全の確保（事前確認＋保護者等の送迎 など）

集団的参加 条件：安全の確保（事前確認＋指導員等の送迎 など）

○ 学校 → **（自宅・留守家庭児童育成会）** → トワイライト

○ 学校 → トワイライト → **（自宅・留守家庭児童育成会）** → トワイライト

### 4 保護者等の送迎

基本的には、現行の各トワイライトにおける送迎ルールに準ずる。

ただし、留守家庭児童育成会との往復途上については、複数児童での移動が見込まれるため、原則として指導員の送迎を条件とする。

(名古屋市子ども青少年局放課後事業推進課)

## ⑪放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(平成二十六年四月三十日)

(厚生労働省令第六十三号)

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(趣旨)

第一条 この府令は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)

第三十四条の八の二第二項の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)を市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定めるものとする。

2 設備運営基準は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(令元厚労令六一・令五厚労令四八・一部改正)

(最低基準の目的)

第二条 法第三十四条の八の二第一項の規定により市町村が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者

(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上

させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第五条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第六条の二 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）

を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(令四厚労令一五九・追加)

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第六条の三 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(令四厚労令一七五・追加)

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第七条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽<sup>きんけん</sup>に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。
- 3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育

成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士(法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号。以下この号において「改正法」という。)附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。)第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業生等」という。)であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第四条に規定する免許状を有する

者

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（平二七厚労令一三三・平二八厚労令一二・平二九厚労令九四・平三〇厚労令一五・平三〇厚労令四六・平三一厚労令五〇・令二厚労令二一・令七内府令八〇・一部改正）

（利用者を平等に取り扱う原則）

第十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(令七内府令八〇・一部改正)

(業務継続計画の策定等)

第十二条の二 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(令四厚労令一五九・追加)

(衛生管理等)

第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(令四厚労令一五九・一部改正)

(運営規程)

第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 開所している日及び時間
- 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

- 五 利用定員
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 事業の利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他事業の運営に関する重要事項  
(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十六条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

- 一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間

二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第二十条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

(職員の経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。））」とする。

附 則 （平成二七年八月三十一日厚生労働省令第一三三号）

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

附 則 （平成二八年二月三日厚生労働省令第一二号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年九月二二日厚生労働省令第九四号）

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

附 則 （平成三〇年二月一六日厚生労働省令第一五号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年三月三〇日厚生労働省令第四六号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 （平成三十一年三月二九日厚生労働省令第五〇号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年一〇月三日厚生労働省令第六一号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 （令和二年三月四日厚生労働省令第二一号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年十一月三〇日厚生労働省令第一五九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第六条の三（保育所に係るものを除く。）、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新指定通所支援基準」という。）第四十条の二（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新指定入所施設基準」という。）第三十七条の二（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。）及び第七条の規定による改正後の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第六条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

附 則 （令和四年一二月二八日厚生労働省令第一七五号） 抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし附則第五条は公布の日から施行する。

附 則 （令和五年三月三十一日厚生労働省令第四八号） 抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 （令和七年九月一〇日内閣府令第八〇号）  
この府令は、令和七年十月一日から施行する。

⑫「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の留意事項について

雇児育発 0530 第 1 号  
平成 26 年 5 月 30 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長  
（公 印 省 略）

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の留意事項について

本日、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」（平成 26 年 5 月 30 日雇児発 0530 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）が発出され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）の趣旨及び内容が示されたところであるが、基準第 10 条第 3 項第 9 号の取扱いについては、下記の事項に留意されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

基準第 10 条第 3 項第 9 号の「2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とは、局長通知 3 の（3）のとおり、「遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者」としている。この者は、最終的には市区町村長の判断となるが、例えば、放課後子供教室に従事していた者のほか、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊びの場を提供する事業（いわゆる「プレイパーク」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業など）において、児童と継続的な関わりを持っていた者等が考えられる。ここでは、児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれないこと。なお、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者が対象であり、例えば、学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験がない限り、対象とはならないこと。

また、ここでの「継続的」とは、2 年以上従事し、かつ、総勤務時間が 2000 時間程度あることが一定の目安と考えられること。

# ⑬放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令について

30 子事第 2-2 号  
平成 30 年 4 月 1 日

放課後児童健全育成事業者 各位

子ども青少年局長

## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 の一部を改正する省令について

みだしのことについて、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について」（平成30年3月30日付子発0330第9号厚生労働省子ども家庭局長通知）が別添のとおり通知されました。

本市では、省令基準を踏まえて、基準条例を策定しているため、本改正を受けて、放課後児童支援員の資格・要件について、変更がありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 改正内容

##### (1) 放課後児童支援員の資格要件の拡大について

放課後児童支援員の基礎資格等について、基準省令第10 条第3項に第10 号として、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」を新設する。

##### (2) 基準省令第10 条第3項第4号の規定の明確化

基準省令第10 条第3項第4号で、学校教育法（昭和22 年法律第26 号）の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところ、教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするため、基準省令第10 条第3項第4号について、「学校教育法の規定により・・・教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改正する。

#### 2 改正年月日

平成 30 年 4 月 1 日

(放課後事業推進室 電話番号：972-3096)

## ⑭放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う留意事項について

平成 30 年 4 月 1 日

放課後児童健全育成事業者 各位

子ども青少年局青少年家庭部  
放課後事業推進室長

### 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 の一部改正に伴う留意事項について

みだしのことについて、30子事第2-2号通知により、改正内容を通知しましたが、改正内容の取扱いについては、下記の事項にご留意いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 基準省令第10条第3項第10号について

- ・実務経験に含めることができる期間については、放課後児童健全育成事業に従事した期間であり、その他の児童福祉事業や放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した期間については、対象とならない。
- ・「市町村長が適当と認めたもの」には、放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事し、児童と継続的に関わっている期間が5年以上あり、かつ総勤務時間が5,000時間程度あることを想定しているため、これらの要件に該当しない場合については、対象とならない。

##### 2 基準省令第10条第3項第4号について

- ・改正前後で、教育職員として一定の資質を有する者を対象にしている点では、変更はないが、教員免許状の更新をしていない者、特別支援学校の教員免許のみを有する者、臨時免許状や特別免許状を有している者及び養護教諭免許を有する者についても、放課後児童支援員と認められる。

(放課後事業推進室 電話番号：972-3096)

## ⑮名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

○名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成 26 年 10 月 8 日

条例第 60 号

改正 令和 2 年条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第 2 条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。この場合において、省令第 5 条第 2 項中「放課後児童健全育成事業者は」とあるのは「放課後児童健全育成事業者は、なごや子どもの権利条例（平成 20 年名古屋市条例第 24 号）の理念にのっとり」と、省令第 6 条第 2 項中「定期的に」とあるのは「少なくとも毎月 1 回は」と、省令第 10 条第 3 項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）」と読み替えるものとする。

(防犯及び事故防止)

第 3 条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全を確保するため、防犯及び事故の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第 4 条 放課後児童健全育成事業者は、非常災害に備え、利用者及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。

(帳簿の保存)

第 5 条 放課後児童健全育成事業者は、省令第 15 条の帳簿について、その性質、内容等に応じて市長が定める基準により保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第 6 条 放課後児童健全育成事業者は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成 27 年 4 月 1 日)

- 2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所であつて、省令第 9 条第 2 項及び省令第 10 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当分の間、これらの規定は、適用しない。

附 則 (令和 2 年条例第 21 号)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において放課後児童健全育成事業者の職員である者に対するこの条例による改正後の名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 2 条の規定の適用については、同条中「新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日」とあるのは、「令和 3 年 3 月 31 日」とする。

## ⑯名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

### 名古屋市条例第21号

名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 2条中「1回は」との次に「、省令第10条第 3項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）」とを加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において放課後児童健全育成事業者の職員であ

る者に対するこの条例による改正後の名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 2 条の規定の適用については、同条中「新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日」とあるのは、「令和 3 年 3 月 31 日」とする。

⑰令和7年度本市主催の放課後事業スタッフ研修開催実績

| 開催日    | 区分<br>(会場)                          | 名称   | 講師<br>(敬称略)   | トワイライト<br>スクール |                   | トワイライト<br>ルーム |            |                   |
|--------|-------------------------------------|--|---|----------------|-------------------|---------------|------------|-------------------|
|        |                                     |  |   | 運営<br>指導者      | 地域<br>協力員<br>(AP) | 運営<br>指導者     | 子ども<br>指導員 | 地域<br>協力員<br>(AP) |
| 5月29日  | 放課後児童クラブ<br>指導員等初級研修<br>(イーブルなごや)   | 子どものコミュニケー<br>ションスキルを高める指<br>導員のかかわり方            | 臨床心理士 公認心理師<br>西川絹恵   |                |                   |               | ○          |                   |
| 6月10日  | 食物アレルギー研修 (鯉城<br>ホール)               | 食物アレルギー研修  | 名古屋市立大学医学部附属東部<br>医療センター小児科<br>谷田寿志<br>聖霊病院小児科看護師<br>柏原一水       | ○              |                   | ○             | ○          |                   |
| 7月1日   | 指導者・指導員研修 I<br>(鯉城ホール)              | 子どもの権利を大切に<br>した放課後事業～安心・安<br>全な居場所づくりを目指<br>して～ | 名古屋市子どもの権利擁護委員<br>谷口由希子 (名古屋市立大学<br>人間文化研究科 准教授)                | ○              |                   | ○             | ○          |                   |
| 9月12日  | 発達障害研修<br>(鯉城ホール)                   | 困難を抱える子ども理解<br>と対応～3つの観点と6つ<br>のアプローチから～         | 同志社女子大学 現代こども学<br>科 教授特別支援教育・保育担<br>当 勝浦眞仁                      | ○              |                   | ○             | ○          |                   |
| 9月17日  | 地域協力員 (AP) 研修<br>(昭和 cultura 小劇場)   | 「それでいいよ」と言え<br>る関係のために                           | 椋山女学園大学 外国語学部 教<br>授 椋山女学園大学附属幼稚園<br>園長 堀田あけみ                   |                | ○                 |               |            | ○                 |
| 10月2日  | 指導者・指導員研修 II<br>(東スポーツセンター)         | 放課後の楽しい運動・ス<br>ポーツ<br>～子どもが夢中になる運<br>動遊びと進め方～    | 名城大学農学部教養教育部門体<br>育科学研究室准教授 (兼任) 名<br>城大学大学院総合学術研究科准<br>教授 香村恵介 | ○              |                   | ○             | ○          |                   |
| 11月13日 | 地域協力員 (AP) 研修<br>(鶴舞中央図書館<br>第一集会室) | 読み聞かせ研修  | 鶴舞中央図書館 司書  |                | ○                 |               |            | ○                 |

※ 上記のほか、関係機関からの研修案内があれば、適宜、情報提供も行っている。

令和7年度は、県主催の放課後児童支援員認定資格研修、キャリアアップ研修等の情報提供を行っている。

⑰令和6年度本市主催の放課後事業スタッフ研修開催実績

| 開催日    | 区分<br>(会場)                                 | 名称                     | 講師<br>(敬称略)   | トワイライト<br>スクール |           | トワイライト<br>ルーム |            |           |
|--------|--|------------------------|---|----------------|-----------|---------------|------------|-----------|
|        |  |                        |   | 運営<br>指導者      | 地域<br>協力員 | 運営<br>指導者     | 子ども<br>指導員 | 地域<br>協力員 |
| 5月28日  | ①放課後児童クラブ<br>指導員等初級研修<br>(高齢者就業支援セン<br>ター) | 発達障害について               | ドロップス キャラバン隊in<br>名古屋   |                |           |               | ○          |           |
| 6月4日   | ②食物アレルギー研修 (鯉<br>城ホール)                     | 食物アレルギー研修              | 名古屋市立大学医学部附属東部<br>医療センター小児科<br>谷田寿志<br>聖霊病院小児科看護師<br>柏原一水           | ○              |           | ○             | ○          |           |
| 7月2日   | ③指導者・指導員研修 I<br>(鯉城ホール)                    | 子どもの権利とその対応            | 名古屋市子どもの権利擁護委員<br>間宮静香<br>(愛知県弁護士会弁護士)                              | ○              |           | ○             | ○          |           |
| 10月24日 | ④地域協力員 (AP) 研修<br>(昭和文化小劇場)                | 大人から見る現代の不思議な子<br>どもたち | 名古屋市教育センター教育相談<br>研究室<br>臨床心理士 公認心理師<br>西川絹恵                        |                | ○         |               |            | ○         |
| 11月14日 | ⑤地域協力員 (AP) 研修<br>(鶴舞中央図書館第一集会<br>室)       | 読み聞かせ研修                | 鶴舞中央図書館 司書  |                | ○         |               |            | ○         |
| 11月29日 | ⑥指導者・指導員研修 II<br>(東スポーツセンター)               | 放課後の楽しい運動・スポーツ         | 名古屋障がい者スポーツ協議会<br>荒賀博志<br>日本福祉大学スポーツ科学部准<br>教授<br>兒玉友               | ○              |           | ○             | ○          |           |
| 1月23日  | ⑦発達障害研修<br>(鯉城ホール)                         | 子どもの発達の理解と対応           | 元名古屋市立特別支援学校長<br>現名古屋市教育委員会 子ども<br>応援課指導主事 (スクールカウ<br>ンセラー)<br>山口純枝 | ○              |           | ○             | ○          |           |

※ 上記のほか、関係機関からの研修案内があれば、適宜、情報提供も行っている。  
令和6年度は、県主催の子育て支援員研修、キャリアアップ研修、コーディネーター研修、指導者等研修、  
放課後児童支援員認定資格研修等の情報提供を行っている。

## ⑱愛知県放課後児童支援員認定資格研修実施要綱（抜粋）及び研修科目一覧

（写）

### 愛知県放課後児童支援員認定資格研修事業実施要綱

#### 1. 趣旨・目的

この要綱は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に定めるもののほか、県が行う放課後児童支援員認定資格研修（以下「認定資格研修」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

認定資格研修は、基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とするものである。

#### 2. 実施主体

認定資格研修の実施主体は愛知県とし、事業の一部を委託して行う。

#### 3. 実施内容

##### （1）研修対象者

基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者とする。

##### （2）定員

認定資格研修の定員は1回あたり100名程度とする。ただし、感染症拡大防止等のため必要があると認められるときは、この限りでない。

##### （3）研修項目・科目及び研修時間数等

研修項目、科目及び研修時間数等は別紙のとおりとする。

##### （4）研修の教材

「放課後児童クラブ運営指針解説書」を使用することとする。

##### （5）科目の一部免除

研修対象者が、既に資格等を取得しており、受講申込書等により確認を行った場合には、以下のとおり、研修科目の一部を免除する。

ア 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者

別紙の「2-④子どもの発達理解」、「2-⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達」、「2-⑥障害のある子どもの理解」、「2-⑦特に配慮を必要とする子どもの理解」

イ 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者

別紙の「2-⑥障害のある子どもの理解」、「2-⑦特に配慮を必要とする子

どもの理解」

ウ 基準第10条第3項第4号に規定する教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

別紙の「2-④子どもの発達理解」、「2-⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達」

#### （6）既修了科目の取扱い

受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなす。この場合において、愛知県知事（以下、「知事」という。）は、放課後児童支援員認定資格研修修了証明申請書（様式第1号-①）による受講者の申請により「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」（様式第1号）を交付する。

なお、一部科目修了証の有効期限は、研修を受講した年度の翌年度の3月31日までとする。

#### （7）修了の認定・修了証の交付

知事は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」（様式第2号-①）及び「放課後児童支援員認定資格研修修了証（携帯用）」（様式第2号-②）を交付する。

## 4. 実施手続

### （1）受講の申込み及び受講資格等の確認

受講希望者は、受講の申込みをするに当たっては、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を経由して、別に定める様式による受講申込書及び基準第10条第3項各号のいずれかに該当することを証する書類（以下「受講申込書等」という。）を委託業者に提出するものとする。

市町村は、受講申込書等を委託業者に提出するに当たっては、受講申込書等により、受講希望者が基準第10条第3項各号のいずれかに該当するかについて、確実にその確認を行うこととする。

## 5. 認定等事務

### （1）認定者名簿の作成

知事は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号を記載した「愛知県放課後児童支援員認定者資格名簿」を作成する。

## (2) 修了証の再交付等

知事は、認定を受けた者から、「放課後児童支援員認定資格研修修了証 書換交付・再交付申請書」(様式第3号)により、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更を生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したこと  
の申し出があった際は、修了証の再交付等の手続を行うものとする。

## (3) 認定の取消

知事は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができる。

- ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合
- ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合
- ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合
- ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

## 6. 研修参加費用

研修参加費用のうち、テキスト等資料に係る実費相当部分、研修会場までの旅費及び研修中の宿泊費については、受講者が負担するものとする。

## 7. その他

この要綱に定めるもののほか、認定資格研修の開催に必要な事項については、委託業者と県が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月13日から施行する。

放課後児童支援員に係る愛知県認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解【4.5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識【6.0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援【4.5時間(90分×3)】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間(90分×2)】

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安心・安全への対応【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の順守

合計24時間（16科目）

⑩令和7年度土曜学習プログラムの実施状況

| 区   | 千種     |        | 昭和     |        | 守山     |       |       | 天白     |        |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|
|     | 自由ヶ丘   | 春岡     | 鶴舞     | 八事     | 鳥羽見    | 二城    | 白沢    | 植田南    | 野並     |
| 実施校 | 自由ヶ丘   | 春岡     | 鶴舞     | 八事     | 鳥羽見    | 二城    | 白沢    | 植田南    | 野並     |
| 第1回 | 6月7日   | 6月7日   | 5月31日  | 6月7日   | 6月14日  | 5月31日 | 5月31日 | 6月14日  | 5月31日  |
| 第2回 | 10月11日 | 9月27日  | 6月21日  | 10月11日 | 10月4日  |       | 9月27日 | 9月27日  | 6月28日  |
| 第3回 | 11月29日 | 11月29日 | 11月1日  | 11月8日  | 11月8日  |       | 12月6日 | 12月13日 | 10月11日 |
| 第4回 | 2月21日  |        | 12月13日 | 1月10日  | 11月22日 |       | 1月17日 | 2月7日   | 12月6日  |
| 第5回 |        |        |        | 2月28日  |        |       | 2月14日 |        | 2月21日  |

※ 応募する学校が生涯学習開放未実施の場合、コンソーシアム(共同事業体)協定書準則(別記様式)中、「名古屋市放課後事業及び生涯学習開放」は「名古屋市放課後事業」に読み替えて作成してください。

## ⑳名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体 コンソーシアム(共同事業体)取扱要領

### 名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体 コンソーシアム(共同事業体)取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、コンソーシアム(共同事業体)(以下「コンソーシアム」という。)として、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体の応募申請を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(応募申請にあたっての提出書類)

第2条 コンソーシアムとして応募申請を行うにあたっては、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体募集要項に定める応募書類に加えて、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 次の事項を記載した届出書(第1号様式)

ア コンソーシアムの名称

イ コンソーシアムの構成員の所在地、名称及び代表者の氏名

(2) コンソーシアムの申請書の提出及び契約締結の権限についての委任状(第2号様式)

(3) コンソーシアムの結成、運営等についての協定書

2 市長は、前項に規定するもののほか、申請書に必要と認める事項を記載させ、又は書面を添付させることができる。

3 第1項第3号の協定書は、別に定めるコンソーシアム(共同事業体)協定書準則(別記様式)に従って作成するものとする。

(責任分担割合)

第3条 構成員の責任分担割合は、各構成員間において自主的に定めるものとする。

(調査助言)

第4条 市長は、コンソーシアムの適正な運営を確保するため、必要に応じて実施体制及び運営状況について調査し、助言することができる。

附 則

この要領は平成28年8月8日から施行する。

附 則

この要領は令和元年5月1日から施行する。

第1号様式

コンソーシアム（共同事業体）応募申請参加届出書

年 月 日

（宛先）名古屋市長

|                                 |                                |  |
|---------------------------------|--------------------------------|--|
| フリガナ<br>コンソーシアム<br>の 名 称        |                                |  |
| 代<br>表<br>者                     | 所 在 地<br><br>名 称<br><br>代表者職氏名 |  |
| そ<br>の<br>他<br>の<br>構<br>成<br>員 | 所 在 地<br><br>名 称<br><br>代表者職氏名 |  |
| そ<br>の<br>他<br>の<br>構<br>成<br>員 | 所 在 地<br><br>名 称<br><br>代表者職氏名 |  |

この届出書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

注) 構成員が2者又は4者以上の場合は、適宜その他の構成員欄を削除又は追加すること。

第2号様式

委 任 状

年 月 日

名古屋市長

委任者

所在地

名 称

代表者

⑩

私は、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体応募申請のコンソーシアムの参加に際しては、下記のことを代理人と定め、申請書の提出及び契約の締結に関する一切の権限を委任します。

記

受任者

所在地

名 称

代表者

別記様式

コンソーシアム（共同事業体）協定書準則

（目的）

第1条 当コンソーシアム（共同事業体）は、運営主体として、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当コンソーシアム（共同事業体）は〇〇コンソーシアム（この協定書において「当コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当コンソーシアムは、事務所を〇〇〇に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当コンソーシアムは、〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託契約における履行期間が終了し、当コンソーシアムの清算が終了するまでとする。

2 名古屋市放課後事業及び生涯学習開放の運営主体を受託することができなかつたときは、当コンソーシアムは、前項の規定に関わらず、名古屋市と他の法人等との間で名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員）

第5条 当コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

所在地 〇〇〇〇〇

名 称 〇〇〇〇〇

所在地 〇〇〇〇〇

名 称 〇〇〇〇〇

（代表者）

第6条 当コンソーシアムは、〇〇〇〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 代表者は、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託に関し、当コンソーシアムを代表し、下記の事項を行う権限を有するものとする。

(1) 名古屋市と折衝すること。

- (2) 応募申請に関すること。
- (3) 名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託契約締結に関すること。
- (4) 委託料の請求及び受領に関すること。
- (6) 他の関係団体との調整に関すること。
- (7) 当コンソーシアムに属する財産の管理に関すること。

(構成員の責任分担の割合)

第8条 当コンソーシアムの構成員の責任分担割合は、次のとおりとする。

〇〇〇〇〇      〇〇%  
〇〇〇〇〇      〇〇%

(運営委員会)

第9条 当コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放の実施に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放の実施に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当コンソーシアムの取引金融機関は、〇〇〇〇〇とし、コンソーシアムの名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当コンソーシアムは、名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託契約の履行期間終了後、決算するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第13条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(トワイライトルームへの移行の取扱)

第15条 委託契約の履行期間中に、トワイライトスクールがトワイライトルームへ移行することとなった場合は、名古屋市から変更契約協議の内容について

て、構成員の間で協議し、合意に至った場合は、当コンソーシアムが共同連帯してトワイライトルームを営むものとする。

(委託契約期間中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、名古屋市及び構成員全員の承認を得なければ、当コンソーシアムの清算が終了するまで脱退することはできない。

- 2 構成員のうち委託契約期間中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成員が、連帯して事業委託を完了する。
- 3 第1項の規定により脱退した構成員があるときは、残存する構成員の責任分担割合は、脱退した構成員が脱退前に有していた割合を、残存する構成員が有している割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当コンソーシアムは、構成員のうちいずれかが、事業の契約期間中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、名古屋市及び他の構成員全員の承認により当該構成員を除名することができる。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(事業委託契約期間中における構成員の破産又は解散に関する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが、事業委託契約期間中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第4項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、名古屋市及び他の構成員全員の承認により残存する構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後の瑕疵の担保責任)

第20条 当コンソーシアムが解散した後においても、当該事業委託契約期間中につき瑕疵があったものについては、各構成員は、連帯してその責に任ずるものとする。

(委任)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇ほか〇〇団体は、上記のとおり〇〇コンソーシアム協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を〇通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇月〇日

名 称  
代表者名

印

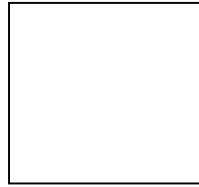
名 称  
代表者名

印

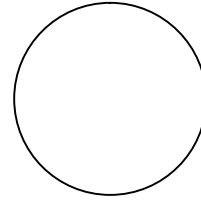
応募申請、契約の締結、委託料請求・受領等使用印

代表者

団体印

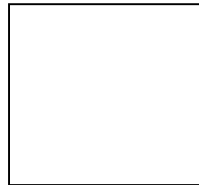


代表者印

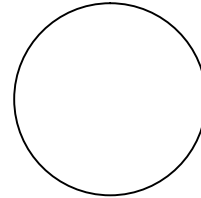


その他の構成員

団体印

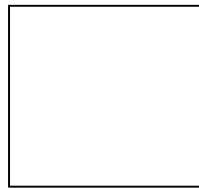


代表者印

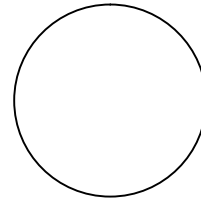


その他の構成員

団体印



代表者印



注) 構成員が2者又は4者以上の場合、適宜その他構成員欄を削除又は追加すること。

## ②1 名古屋市指名停止要綱

### 名古屋市指名停止要綱

15 財用第 5 号  
平成15年 3月 5日

改正 平成17年 3月30日 16財用第28号、平成18年 3月30日 17財監第75号、平成19年 1月30日 18財監第66号、平成19年 3月28日 18財監第92号、平成20年 2月27日 19財契第 118号、平成23年 3月24日 22財契第57号、平成27年 3月26日 26財契第85号、平成29年 3月17日 28財契第66号、平成29年 9月20日 29財契第34号、令和元年 8月 5日 31財契第25号、令和 2年 3月25日 31財契第81号、令和 3年 3月29日 2財契第 109号、令和 4年 1月25日 3財契第75号、令和 5年 3月 7日 4財契第88号、令和 5年 9月 1日 5財契第36号、令和 6年 3月15日 5財契第82号

#### (趣旨)

第 1 この要綱は、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号。以下「規則」という。）第 3条第 4項及び第16条第 2項の規定に基づき、指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指名停止 規則第 3条の 3第 1項（第18条において準用する場合を含む。）に規定する有資格者（以下「有資格者」という。）が一定の事由に該当する場合において、これを本市との契約（以下「本市契約」という。）から一定期間排除することをいう。
- (2) 市長等 市長又は名古屋市契約事務委任規則（平成17年名古屋市規則第88号）により契約事務の委任を受けた者がある場合にはその者をいう。
- (3) 局区等の長 名古屋市事務分掌条例（昭和22年名古屋市条例第16号）第 1条に規定する局及び室、区役所、会計室、市会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに消防局の長をいう。
- (4) 資格審査部会 名古屋市契約事務審議会規程（昭和52年達第 2号）第 5条第 1項に規定する資格審査部会をいう。

#### (指名停止)

第 3 有資格者が別表第 1及び別表第 2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者

について指名停止を行うものとする。

2 前項の指名停止が行われたときは、市長等は当該指名停止に係る有資格者を一般競争入札及び指名競争入札に参加させてはならない。この場合、当該有資格者について、現に競争入札参加資格有と通知し又は指名しているときは、当該通知又は指名を取り消すものとする。

3 第 7の規定により資格審査部会の議を経て指名停止を行う場合の始期は、別表各号の規定にかかわらず資格審査部会の議を経た日とする。

また、指名停止の期間中の有資格者について、別の措置要件に係る指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。

(下請負人に関する指名停止)

第 4 第 3第 1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該指名停止と同じ措置要件に該当するものとして指名停止を行うものとする。

ただし、当該下請負人について、情状酌量すべき事由があるときは、当該指名停止の期間を 2分の 1まで短縮することができるものとする。

(共同企業体の構成員に関する指名停止)

第 5 共同企業体が別表各号に掲げる措置要件（当該共同企業体が有資格者でないことを理由として措置要件に該当しない場合は、当該共同企業体が有資格者であるとした場合に該当する措置要件）のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、同じ措置要件に該当するものとして指名停止を行うものとする。

ただし、情状酌量すべき事由がある当該共同企業体の有資格者である構成員については、当該指名停止の期間を 2分の 1まで短縮することができるものとする。

2 第 3第 1項、第 4第 1項又は前項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体（有資格者に限る。）について、当該指名停止と同じ措置要件に該当するものとして指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第 6 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

- 2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間の 2 倍の期間とする。ただし、当該指名停止の期間は 3 年を超えることができない。
  - (1) 別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 1 か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に該当することとなったとき。
  - (2) 別表第 2 第 1 号又は第 2 号から第 4 号まで若しくは第 8 号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 3 か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第 2 第 1 号又は第 2 号から第 4 号まで若しくは第 8 号の措置要件に該当することとなったとき。
  - (3) 談合情報が寄せられた場合等で、談合を行っていないとの誓約書を本市に提出したにもかかわらず、当該事案で談合を行っていたとして、別表第 2 第 2 号 (1)、第 3 号 (1) 又は第 8 号の措置要件に該当することとなったとき。
- 3 前項に定める場合を除くほか、有資格者について、悪質な事由があるため又は重大な結果を生じさせたため必要なときは、別表各号及び第 1 項の規定による指名停止の期間を 2 倍まで延長することができる。ただし、当該指名停止の期間は 3 年を超えることができない。
- 4 別表第 2 第 2 号の措置要件に該当することとなった有資格者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に定める課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合における指名停止の期間は、別表第 2 第 2 号に定める期間の 2 分の 1 とする。
- 5 前項に定める場合を除くほか、有資格者について情状酌量すべき事由があるときは、別表各号並びに第 1 項及び第 2 項の規定による指名停止の期間を 2 分の 1 まで短縮することができる。
- 6 別表第 2 第 2 号 (2)、第 3 号 (2)、第 2 号 (2) 若しくは第 3 号 (2) 又は第 8 号に該当するとして指名停止の期間中の有資格者について、指名停止の原因となった事案について新たな事実が明らかとなり、それぞれ別表第 2 第 2 号 (1)、第 3 号 (1)、第 8 号又は第 2 号 (1)（逮捕又は告発の場合に限る。）若しくは第 3 号 (1) の措置要件に該当することとなったときは、指名停止の期間を当該措置要件に規定する期間に変更する。この場合において、当初措置した指名停止の期間が満了しているときは、変更後の指名停止の期間から既に措置した

指名停止の期間を控除した期間をもって再度の指名停止を行う。

- 7 前項の規定に基づき、指名停止の期間の変更又は再度の指名停止を行う場合において、第2項から第5項までの規定に基づき指名停止の延長又は短縮を行う必要があるときは、前項の規定による指名停止の期間の変更又は再度の指名停止を行った後、第2項から第5項までの規定を適用する。
- 8 第6項に定める場合を除くほか、指名停止の期間中の有資格者について、悪質な事由又は情状酌量すべき事由が明らかとなったときは、指名停止の期間を2倍又は2分の1まで変更することができる。ただし、当該指名停止の期間は3年を超えることができない。
- 9 指名停止の期間中の有資格者について、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったときは、それ以降の当該有資格者についての指名停止を解除するものとする。
- 10 指名停止の期間中の有資格者について、災害その他の事由により、やむを得ず指名する必要があるときは、当該有資格者について指名停止を一時解除することができる。

(資格審査部会)

第7 第3第1項、第4第1項又は第5第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行う場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、資格審査部会の議を経なければならない。第6第8項の規定により指名停止の期間を変更するときも、また同様とする。

- (1) 第4第1項ただし書き又は第5第1項ただし書きの規定を適用するとき。
- (2) 第6第3項又は第5項の規定を適用するとき。
- (3) 措置要件が別表第1第9号又は別表第2第5号若しくは第9号に該当するとき。

(指名停止の通知)

第8 第3第1項、第4第1項又は第5第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行い、第6第6項若しくは第8項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第6第9項若しくは第10項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し、指名停止通知書(第1号様式)、指名停止変更通知書(第2号様式)又は指名停止解除通知書(第3号様式)によりその旨を通知するものとする。なお、指名停止を行うときは、通知においてその理由を明らかにするものとする。

- 2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者から改善措置の報告を求めることができる。

(随意契約の相手方の制限)

第9 市長等は、指名停止の期間中の有資格者を、随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合において、資格審査部会の議を経たときはこの限りでない。

(下請負等の不承認)

第10 市長等は、指名停止の期間中の有資格者がその所管に係る契約について下請負し、又は受任することを承認しないものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合において、資格審査部会の議を経たときはこの限りでない。

(苦情申立て)

第11 第3第1項、第4第1項又は第5第1項若しくは第2項の規定による指名停止を受けた者は、当該指名停止の期間内に、書面（以下「申立書面」という。）により苦情を申立てることができる。

2 市長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して10日以内（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に定める休日を含まない。）に書面により回答するものとする。この場合、次条に定める再苦情の申立てができる旨を教示しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

4 市長は、第1項に定める申立ての期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立て)

第12 第11第2項の回答に不服がある者は、当該指名停止の期間内（第11第2項の回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあつては、第11第2項の回答の翌日から起算して2週間以内）に、市長に対して再苦情申立てをすることができる。

2 市長は、前項の再苦情申立てがあったときは、名古屋市入札監視等委員会に諮問する。

3 第1項の再苦情の処理手続については、財政局担当局長（契約監理）が別に定めるものとする。

(指名停止の効力)

第13 第11及び第12における苦情及び再苦情の申立ては、指名停止の効力を妨げないものとする。

(報告等)

第14 局区等の長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があったと認めるときは、直ちに、指名停止事件報告書（第4号様式）により財政局担当局長（契約監理）に報告しなければならない。この場合においては、当該有資格者から事実の概要を記載した届出書を提出させるものとする。ただし、届出書の提出について困難な事情があると認められるときは、この限りでない。

2 名古屋市契約事務委任規則により契約事務の委任を受けた者は、その委任を受けた事項に関して有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があったと認めるときは、前項の規定を準用し、財政局担当局長（契約監理）に報告しなければならない。

3 財政局担当局長（契約監理）は、第3第1項、第4第1項又は第5第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行い、第6第6項若しくは第8項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第6第9項若しくは第10項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者の商号又は名称、指名停止期間、適用条項及び指名停止理由について、局区等の長に通知するものとする。

(指名停止等の公表)

第15 第3第1項、第4第1項又は第5第1項若しくは第2項の規定により、指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格者の商号又は名称等について公表するものとする。第6第6項及び第8項から第10項までの規定により、指名停止について期間を変更し又は解除したときも、また同様とする。

2 第11第2項の規定により、苦情申立てに対する回答をしたときは、申立書面及び同項の書面の写しを公表するものとする。第12第1項の規定による再苦情申立てに対し、別に定めるところによりその結果の通知をしたときは、申立書面及び通知の写しを公表するものとする。

(その他)

第16 指名停止に関する事務は、財政局契約部契約監理課において処理する。

2 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局担当局長（契約監理）が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市指名停止要綱の規定による指名停止を受けている有資格者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市指名停止要綱の規定による指名停止を受けている有資格者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年 1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年10月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行以前に、この要綱による改正前の名古屋市指名停止要綱の規定による警告等を受けている有資格者の当該警告等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

| 措 置 要 件  | 期 間                                       |
|--|---|
| <p>1 虚偽記載<br/>本市契約に係る文書等に虚偽の記載又は記録をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>  | <p>当該事実又は行為を知った日から<br/>3か月</p>            |
| <p>2 過失による粗雑履行<br/>本市契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>  | <p>当該事実又は行為を知った日から<br/>3か月</p>            |
| <p>3 契約違反<br/>第2号に掲げる場合のほか、本市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>   | <p>当該事実又は行為を知った日から<br/>3か月</p>            |
| <p>4 公衆損害事故<br/>本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。<br/>(1) 死亡者を出し、又は火災等により重大な損害を与えたとき。<br/>(2) 負傷者を出し、又は(1)に至らない損害を与えたとき。</p> | <p>当該事実又は行為を知った日から<br/>3か月<br/>1か月</p>    |
| <p>5 契約関係者事故<br/>本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。<br/>(1) 死亡者を出したとき。<br/>(2) 負傷者を出したとき。</p>   | <p>当該事実又は行為を知った日から<br/>1か月<br/>2週間</p>    |
| <p>6 落札決定後の契約辞退<br/>本市契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、落札の決定後に契約締結の辞退をしたとき。</p>   | <p>当該事実又は行為を知った日から<br/>3か月</p>            |
| <p>7 賃金又は下請代金等の未払い<br/>本市契約に係る賃金又は下請代金等の未払いについて、支払うことを内容とする判決等が確定し、なおそれに従わないとき。</p>  | <p>当該事実又は行為を知った日から<br/>支払いの完了が確認できるまで</p> |
| <p>8 本市契約以外の業務（以下「一般業務」という。）における事故<br/>一般業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、若しくは損害を与え、又は業務関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、その事実が重大であると認められるとき。</p>                        | <p>当該事実又は行為を知った日から<br/>1か月</p>            |
| <p>9 その他<br/>本市契約において、前各号に準ずる行為等により、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>   | <p>当該事実又は行為を知った日から<br/>前各号に準じて定める期間</p>   |

別表第2 贈賄、不正行為等に基づく措置基準

| 措 置 要 件  | 期 間   |
|--|---|
| <p>1 贈賄</p> <p>(1) 本市職員に対する贈賄<br/>有資格者である個人若しくは法人又は有資格者である法人の役員、支店若しくは営業所を代表する者若しくはその使用人（以下「有資格者等」という。）が、本市の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 本市職員を除く公共機関の職員に対する贈賄<br/>有資格者等が、本市職員を除く公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア イ以外の有資格者等</p> <p>イ 使用人</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2 4か月</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月</p> <p>3か月</p>                  |
| <p>2 独占禁止法違反行為</p> <p>有資格者等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号若しくは第19条に違反し、排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法違反の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで告発されたとき。</p> <p>(1) 本市契約に関するもの</p> <p>(2) (1) 以外のもの</p>   | <p>当該事実を知った日から</p> <p>( )内は逮捕又は告発の場合</p> <p>1 0か月</p> <p>(1 2か月)</p> <p>6か月</p> <p>( 8か月)</p> |
| <p>3 談合</p> <p>有資格者等が、刑法（談合又は公契約関係競売等妨害）又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市契約に関するもの</p> <p>(2) (1) 以外のもの</p>   | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1 2か月</p> <p>8か月</p>  |
| <p>4 あっせん利得処罰法違反行為</p> <p>有資格者等が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市契約に関するもの</p> <p>(2) (1) 以外のもの</p>   | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1 2か月</p> <p>3か月</p>  |

| 措 置 要 件   | 期 間   |
|---|---|
| <p>5 市会の告発<br/> 次の（１）又は（２）に掲げる場合に該当し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。<br/> （１）有資格者等が本市の市会から告発されたとき。<br/> <br/> （２）（１）に該当する場合において、告発に係る事件に関して公訴を提起されたとき。</p>   | <p>告発から<br/> <br/> 公訴の提起がされるまで。ただし、12 か月を超える場合は12 か月<br/> 公訴の提起から 12 か月以内</p>                           |
| <p>6 建設業法その他業務関連法令違反行為<br/> （１）有資格者等が、建設業法その他業務関連法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。<br/> ア 本市契約に関するもの<br/> <br/> イ ア以外のもの（別表第1第8号に該当する場合を除く）<br/> <br/> （２）建設業法その他業務関連法令に違反し国土交通省地方整備局長又は都道府県知事等の監督官庁から行政処分を受けたとき。<br/> ア 本市契約に関するもの<br/> <br/> イ ア以外のもの</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から<br/> <br/> 8か月<br/> <br/> 2か月<br/> <br/> 行政処分を知った日から<br/> <br/> 4か月<br/> <br/> 1か月</p> |
| <p>7 その他の業務に係る違法行為<br/> 有資格者等が、業務に関し、刑法違反（公文書偽造、私文書偽造、詐欺、背任、偽計業務妨害）、商法違反、税法違反、補助金適正化法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。<br/> ア 本市契約に関するもの<br/> <br/> イ ア以外のもの</p>  | <p>逮捕又は公訴を知った日から<br/> <br/> 8か月<br/> <br/> 2か月</p>  |
| <p>8 談合等不正行為の確認<br/> 有資格者等が談合等不正行為を行った事実を、本市公正入札調査委員会を確認したとき。</p>   | <p>当該事実を確認した日から<br/> <br/> 10か月</p>   |
| <p>9 不正又は不誠実な行為<br/> 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>   | <p>当該事実又は行為を知った日から<br/> <br/> 前各号に準じて定める期間</p>  |

## 指 名 停 止 通 知 書

財 契 第 号  
年 月 日

様

名 古 屋 市 長  
名 古 屋 市 上 下 水 道 局 長  
名 古 屋 市 交 通 局 長

名古屋市指名停止要綱、名古屋市上下水道局指名停止要綱及び名古屋市交通局指名停止要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、下記の通り、貴社に指名停止を行いましたので、通知します。

### 記

1 指名停止の期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 該当条項等

要綱 及び別表

3 指名停止の理由

\* この指名停止に不服がある場合は、上記1「停止期間」の期間内に、名古屋市長、名古屋市上下水道局長、名古屋市交通局長に対して、書面により苦情を申し立てることができます。

(問い合わせ先)

財政局契約部契約監理課 TEL: 9 7 2-〇〇〇〇 (直通)

## 指 名 停 止 変 更 通 知 書

財 契 第 号  
年 月 日

様

名 古 屋 市 長  
名 古 屋 市 上 下 水 道 局 長  
名 古 屋 市 交 通 局 長

先に、 年 月 日付け 財契第 号をもって貴社に指名停止を行っているところ  
ですが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

### 記

#### 1 停止期間の変更

変更前  
変更後

#### 2 変更の理由

\* この指名停止に不服がある場合は、上記1「停止期間（変更後）」の期間内に、名古屋市  
長、名古屋市上下水道局長、名古屋市交通局長に対して、書面により苦情を申し立てるこ  
とができます。

(問い合わせ先)

財政局契約部契約監理課 TEL: 9 7 2-〇〇〇〇 (直通)

指 名 停 止 解 除 通 知 書

財 契 第 号  
年 月 日

様

名 古 屋 市 長  
名古屋市上下水道局長  
名古屋市交通局長

先に、 年 月 日付け 財契第 号をもって貴社に指名停止を行っているところ  
ですが、この度、当該指名停止を解除しましたので通知します。

(問い合わせ先)

財政局契約部契約監理課 TEL: 9 7 2-〇〇〇〇 (直通)

第 4号様式

|                      |  |
|----------------------|--|
| 年 月 日                |  |
| 指 名 停 止 事 件 報 告 書    |  |
| (宛先) 財政局担当局長 (契約監理)  |  |
| 局長 (室・区長)            |  |
| 所在地 (住所)<br>名 称 (氏名) |  |
| 事件の概要                |  |
| 名古屋市指名停止要綱           |  |
| 別表 第 号 該<br>当        |  |
| 担当者情報<br>(所属・氏名・連絡先) |  |

## ②名古屋市生涯学習開放実施要綱

### 名古屋市生涯学習開放実施要綱

平成21年3月27日教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋市学校施設開放に関する規則（昭和51年名古屋市教育委員会規則第24号。以下「規則」という。）第2条第3号に規定する生涯学習開放（以下「開放」という）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営連絡会の設置)

第2条 地域の意見を踏まえた効率的、効果的な開放の推進を図るため、教育委員会（以下「委員会」という。）は、開放を実施する学校（以下「実施校」という。）に運営連絡会を設置することができるものとする。

(保護者)

第3条 規則第3条に規定する保護者は、次に掲げる者とする。

- (1) 親権者又は未成年後見人
- (2) 前号の者の委任を受けた者で法律上行為能力を有する者
- (3) その他委員会が特に認める者

(開放月日等)

第4条 規則別表第2生涯学習開放（図書室及びプールに限る。）の表に基づく図書室の開放は週3日以内とし、開放時間は1日3時間以内とする。ただし、委員会が認めるときは、開放時間を1日4時間以内とすることができる。

2 規則別表第2生涯学習開放（図書室及びプールに限る。）の表に基づくプールの開放は年20日以内とし、開放時間は1日3時間以内とする。

(開放の休止)

第5条 規則第4条第1項ただし書の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合は、開放を休止する。

- (1) 学校教育活動等に支障があると実施校の学校長が認める場合
- (2) 実施校が公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙の実施による投票所となる場合で当該選挙の投票、投票所開設準備等での開放に支障がある場合
- (3) 非常災害時等の場合（学校開放事業非常災害時等の休止等に関する要綱（平成21年3月27日教育長決裁）による）
- (4) 実施校の状況により委員会が特に認める場合

(図書室利用登録)

第6条 規則第3条第6項の規定に基づき、登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用登録申請書を委員会にあらかじめ提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 学校名等
- (4) 電話番号
- (5) その他委員会が特に必要と認める事項

(プール利用登録)

第7条 規則第3条第7項の規定に基づき、登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用登録申請書を委員会にあらかじめ提出しなければならない。

- (1) 氏名

- (2) 住所
- (3) 学校名等
- (4) 年齢
- (5) 電話番号（緊急連絡先を含む。）
- (6) 利用者の保護者の署名
- (7) その他委員会が特に必要と認める事項  
（登録証の提示）

第8条 図書室又はプールを利用しようとする者は、第6条又は第7条に規定する登録時に実施校毎に発行する登録を証する書類(以下「登録証」という)を提示するものとする。

（団体登録）

第9条 規則第3条第10項の規定に基づき、登録を受けようとする者は、次の事項を記載した利用登録申請書を委員会にあらかじめ提出しなければならない。

- (1) 団体名
- (2) 団体責任者の氏名
- (3) 団体責任者の住所
- (4) 団体責任者の電話番号
- (5) 団体の主な活動施設
- (6) 団体の使用目的(活動内容)
- (7) 団体の構成及び人員
- (8) その他委員会が特に必要と認める事項  
（使用申込）

第10条 規則第5条第4項に規定する委員会が特別の事由があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合とする。

- (1) 市又は市の機関がその主催する事業のために使用する場合
- (2) 学校関係団体が実施する事業のために使用する場合
- (3) 学区連絡協議会、学区青少年育成協議会等の地域の公共的団体が行う地域事業、又は地域行事のために使用する場合
- (4) 運営連絡会その他これに準ずる団体が主催又は共催する事業のために使用する場合
- (5) 学区連絡協議会その他これに準ずる学区の組織(以下「学区連協等」という)の構成団体がその目的を遂行するために行う事業のために使用する場合
- (6) 学区連協等が、学区の地域社会と密接な関連を有する公共的団体はその目的を遂行するために使用する事業と認める場合
- (7) 使用日の属する月の1月前の初日が開放日でない場合
- (8) 利用調整のため抽選を行う場合
- (9) 実施校の状況により委員会が特に認める場合

2 前項第1号から第6号までの規定に該当する場合には、使用しようとする日の10日前まで、随時受理することができる。

3 第1項第7号から第9号までの規定に該当する場合には、使用日の属する月の前々月の10日以降で、あらかじめ実施校が指定する日から使用日の10日前まで受理することができる。

（使用料）

第11条 規則第6条第1項ただし書の規定により無償とすることができるのは、前条第

- 1 項第 1 号から第 6 号までの規定に該当する場合とする。
- 2 使用料は納入通知書により徴収する。
- 3 第 5 条の規定により開放を休止した場合は、当該既納の使用料を還付する。  
(委任)

第12条 この要綱の運用に関する事項は、生涯学習部生涯学習課長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年 4 月 1 日から実施する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年12月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市生涯学習開放実施要綱（以下「改正前要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書、届等は、この要綱による改正後の名古屋市生涯学習開放実施要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

## ②学習開放事業非常災害時等の休止等に関する要綱

### 学校開放事業非常災害時等の休止等に関する要綱

平成 21 年 3 月 27 日教育長決裁

#### (目 的)

第 1 条 この要綱は、名古屋市学校施設開放に関する規則第 8 条第 1 項第 2 号に基づき、学習開放及び生涯学習開放事業における非常災害時等に事業を休止する場合の基準を規定する。

#### 第 2 条 削除

#### (学習開放)

第 3 条 次の各号に規定する場合は、学習開放を休止する。

(1) 事業開始 2 時間前の時点で名古屋市地域防災計画に規定する職員の第 4 非常配備基準に相当する事由が発生している場合及びその時点以後に発生した場合。

ただし、日曜日においては午前 11 時の時点で、事由が消滅している場合には午後 1 時から事業を実施する。また土曜日においては、午後 3 時 30 分の時点で、事由が消滅している場合には午後 5 時 30 分から事業を実施する。

(2) 名古屋市地域防災計画に規定する職員の第 3 非常配備に相当する事由が発生し、かつ当該学校周辺に相当の被害が発生し、または発生するおそれがあると名古屋市教育委員会（以下「委員会」という。）が認める場合

(3) 事業開始 2 時間前の時点で名古屋市に暴風警報または暴風雪警報が発令されている場合及びその時点以後事業開始までに発令された場合

(4) その他当該学校周辺に相当の被害が発生し、または発生するおそれがあると委員会  
が認める場合

#### (生涯学習開放)

第 4 条 次の各号に規定する場合は、生涯学習開放を休止する。

(1) 事業開始 2 時間前の時点で名古屋市地域防災計画に規定する職員の第 4 非常配備基

準に相当する事由が発生している場合及びその時点以後に発生した場合。

ただし、土曜日、日曜日及び休日においては午前 11 時の時点で、事由が消滅している場合は午後 1 時から事業を実施する。また、土曜日において午後 6 時以降に事業を実施している場合は、午後 4 時の時点で、事由が消滅しているときは、午後 6 時から事業を実施する。

(2)名古屋市地域防災計画に規定する職員の第 3 非常配備に相当する事由が発生し、かつ当該学校周辺に相当の被害が発生し、または発生するおそれがあると委員会が認める場合

(3)事業開始 2 時間前の時点で名古屋市に暴風警報または暴風雪警報が発令されている場合及びその時点以後に発令された場合。

ただし、土曜日、日曜日及び休日においては午前 11 時の時点で、警報が解除されている場合は午後 1 時から事業を実施する。また、土曜日において午後 6 時以降に事業を実施している場合は、午後 4 時の時点で、警報が解除されているときは、午後 6 時から事業を実施する。

(4)その他当該学校周辺に相当の被害が発生し、または発生するおそれがあると委員会  
が認める場合

(使用料の還付)

第 5 条 第 3 条及び第 4 条の規定により使用を取り消した場合は、当該既納の使用料を  
還付する。

(休止の協議)

第 6 条 第 4 条において、委員会が休止する相当の事由があると認める場合は、あらか  
じめ学校及び当該事業を本市から委託を受け実施する団体の長と協議するものとし  
る。

2 第 3 条において委員会が休止する相当の事由があると認める場合は、あらかじめ学校  
長と協議するものとする。

(委任)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は生涯学習課長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成21年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施により非常災害時における名東高校学習開放事業の運営要綱（平成16年11月1日教育長決裁）を廃止する。

附 則

この要綱は平成22年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から実施する。